

平成10年度農林水産省経済局委託調査

経営体育成のための政策金融に関する 調査報告書

平成11年3月

財団法人 農林水産長期金融協会

は し が き

「経営体育成のための政策金融に関する調査」は、農林水産省経済局から平成10～12年度の3か年継続事業として当協会が受託した調査事業であり、本報告書は初年度(平成10年度)の調査結果をとりまとめたものである。

我が国の農業経営をめぐる情勢は、経済不況の下で厳しさを増しており、経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体の育成が期待される中で、農業制度金融の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。

「経営体育成のための政策金融に関する調査」は、このような情勢に鑑み、金融行政を一層的確に推進するため、農家の資金借入動向に関する情報、資金・経営管理姿勢に関する情報や融資機関の貸出審査における担保・保証人の徴求状況等の情報を収集し、これを分析・検討することにより、金融行政の推進に必要な基礎資料を整備する目的で実施されている。

本年度の調査は、農協に対するアンケート調査、農家に対するアンケート調査、現地実態調査及び経営体の管理能力の向上等の手法の検討の四つの部分からなっている。

これらの調査に当たっては、アンケート先の農協及び農家、現地実態調査先の農協及び農家、さらには農林漁業金融公庫支店ほか関係団体の皆様から、ご多用中にもかかわらず格別のご協力をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げます次第である。

なお、本年度の調査は次の委員からなる検討委員会の助言を得ながら進められた。委員各位にも深甚の謝意を表したい。

(検討委員会)	座長	新井 肇(東京農業大学国際食料情報学部)
	委員	田中久義(農林中金総合研究所調査第一部)
		尾崎賢寿(農林漁業信用基金農業第一部)
		土田志郎(農林水産省農業研究センター経営管理部)
		大塚政敏(農林漁業金融公庫融資第一部)
		恒川磯雄(農林漁業金融公庫融資第一部)

1999年3月

財団法人 農林水産長期金融協会
会 長 松 本 作 衛

目 次

	ページ
はじめに.....	1
第1章 農協における担保・保証人徴求实態..... - 農協アンケート調査の結果 -	3
第2章 大規模農家の資金借入動向と経営管理..... - 農家アンケート調査の結果 -	25
第3章 現地実態調査結果.....	57
第4章 経営体の管理能力の向上等の手法の検討..... - 法人経営の実態分析 -	103
第5章 まとめ.....	119

執 筆 分 担

はじめに	前 川 芳 久 ほか
第 1 章	前 川 芳 久 ほか
第 2 章	前 川 芳 久 ほか
第 3 章	各 検 討 委 員
第 4 章	須 田 誠 治
第 5 章	新 井 肇

は じ め に

調査の目的

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施後3年を経過し、我が国農業を取り巻く状況は、経済の国際化等の諸情勢の中で、食料自給率の低下、農業就業人口の減少・高齢化、中山間地域等の過疎化等大きく変貌してきており、農業経営も農産物価格の伸び悩み等により厳しい環境におかれている。このような状況の下、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成は緊急の課題となっている。

この課題に対応するため、農業者の自らの創意工夫と自主性を活かしつつ政策誘導を図る農業制度金融の役割は一層重要性を増しており、また、一部の経営体においては、厳しい経営環境の下、負債問題の深化・拡大が懸念されているところであり、当該負債の原因等を的確に捉えた対応も重要性が増してきている。

一方、農村地域の混住化が進む中で、住民意識の多様化による農業構造・農村社会の変化は、農協等融資機関の担保・保証人の徴求を含めた貸出体制にも変化を及ぼしており、農村社会の人的結合の希薄化に伴う保証人の確保や農地価格の下落に伴う担保不足等の問題が顕在化してきている。

本調査は、経営体の資金（経営）管理、制度資金の借入動向等に関する基礎的データや融資機関の貸出審査における担保・保証人の徴求状況等の調査・分析を通じ、その現状と傾向を明らかにし、今後の経営体の多様な発展にきめ細かに対応していくための政策金融のあり方の検討に資する基礎資料を整備することを目的として実施した。

具体的な調査事項

上記の目的を達成するため、次の四つの事項について調査を実施し、本報告書においてとりまとめることとした。

1．農協アンケート調査の実施（第1章）

農業経営体に最も多く貸出を行っている農協に対して、貸出審査における担保・保証人の徴求状況等に関するアンケート調査を実施し、集計・分析を行った。

2．農家アンケート調査の実施（第2章）

比較的大規模な農家2,087戸に対して、経営概況、資金（経営）管理の状況、資金借入動向、融資機関の債権保全措置への改善要望等についてアンケート調査を実施し、集計・分析を行った。

3．現地実態調査の実施（第3章）

全国から債権保全措置について弾力化を検討している農協を中心に6か所選定し、担保・保証人の徴求状況、債権保全措置についての弾力化に対する考え方等について、聞取調査を実施した。

また、パソコンを活用して簿記記帳や経営分析を実施するなど、積極的に資金（経営）管理を実施している先進的な農家12戸を選んで、資金（経営）管理についての創意工夫、資金の借入動向等について聞取調査を実施した。

現地実態調査については検討委員が中心となり実施し、調査先の農協及び農家ごとに特徴的な内容を取りまとめた。

4．経営体の管理能力の向上等の手法の検討（第4章）

経営体の管理能力の向上等の手法を検討する前提として、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成対策の一環として農業経営の法人化が推進されていることから、個人経営体との比較により法人経営体の実態の分析を試みた。

5．まとめ（第5章）

以上の四つの調査事項について、総括的な考察を行った。

第1章 農協における担保・保証人徴求実態

- 農協アンケート調査の結果 -

融資機関の貸出審査における担保・保証人の徴求状況等を把握するため、農業経営体に最も多く貸出を行っている農協に対してアンケート調査を実施した。

以下、その概要及び回答内容の集計・分析結果について述べる。

1. アンケート調査の概要

(1) 調査項目

農業関係貸付における担保・保証人等の徴求基準、農地及び宅地を担保として徴求する場合の時価評価の基準、担保評価する際の「掛目」、「担保充足率」、債権保全措置が不足している場合の対応、今後の債権保全措置に対する考え方等について質問した。

(2) 調査対象及び回答数

農林水産省経済局金融課が毎年実施している「農業金融等動向基本調査」の対象農協 424 農協を対象に実施した。

調査は郵送により行い、有効回答数 258農協で回収率は60.8%である。

(3) 集計・分析方法

集計・分析は、各アンケート調査項目ごとに、農業地域類型区分により行い、グラフ化し、アンケート調査結果の概要としてまとめた。

集計結果については、巻末の参考資料を参照されたい。

なお、無回答は各アンケート調査項目ごとに集計から削除した。このため、各アンケート調査ごとに有効回答数は異なる。

なお、農業地域類型区分は、農林水産省で利用している農業地域類型の1次分類を用い、各農協の管内の市町村の農業地域類型により分類した。一つの農協の管内に複数の農業地域類型の市町村がある場合は、都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域の優先順位により決定した。

2. 調査結果

(1) 調査対象組合の特徴

合併の状況	合併有	206農協	79.8%
	合併無	50農協	19.4%
	不明	2農協	0.8%

制度資金の貸付状況

・農業近代化資金の貸付残高が1億円以上ある農協	204農協	79.1%
・農林公庫資金の貸付残高が1億円以上ある農協	186農協	72.1%
・転貸スーパーL資金の貸付残高が1百万円以上ある農協	114農協	44.2%
・スーパーS資金の貸付残高が1百万円以上ある農協	54農協	20.9%

農業地域類型別概況（平均）

農業地域類型別	有効回答 農協数	組合員数 (人)		職員数 (人)		貯金残高 (億円)	貸出金残高 (億円)		
		うち 正組合員数	うち 信用事業 担当者	うち近代 化資金	うち公庫 資金				
全 体	258	8,999	5,467	255	76	682	213	5	6
都市的地域	117	11,894	6,458	320	111	1,039	340	6	5
平地農業地域	55	7,829	5,854	251	55	454	135	6	10
中間農業地域	65	6,342	4,225	187	47	386	101	4	5
山間農業地域	21	4,154	2,770	111	26	203	61	2	4

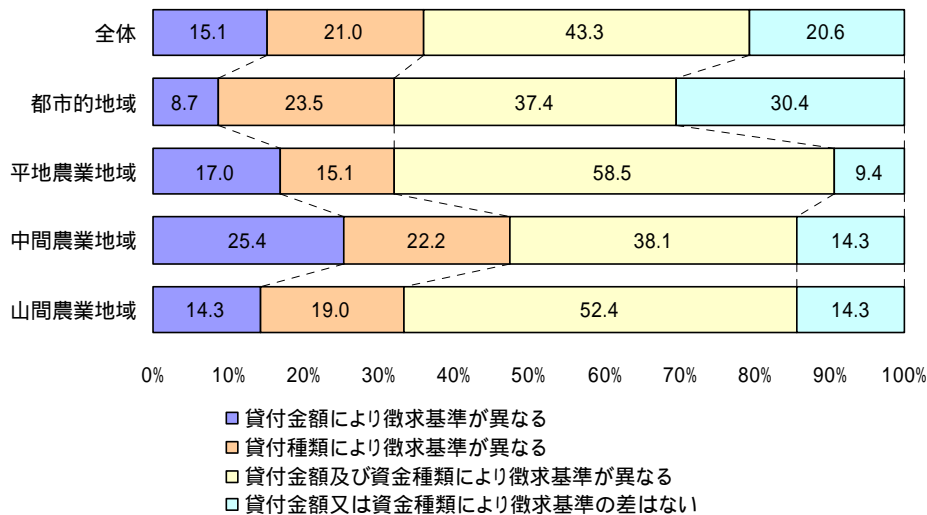
(2) 担保及び保証人等の徴求基準について

担保及び保証人等の徴求基準については、通常、貸出業務規程等により定められており、詳細な徴求基準については、明文化されていない場合にあっても、実際、担保・保証人等を徴求する際の考え方、目安があると考えられる。そして、徴求基準については貸付金額あるいは資金種類が判断のメルクマールになっていると考えられることより、その考え方を聞いたのが図1である。

全体では、「貸付金額及び資金種類により徴求基準が異なる」と回答した農協が43%と最も多く、「資金種類により徴求基準が異なる」が21%、「貸付金額により徴求基準が異なる」が15%であった。また、「貸付金額又は資金種類により徴求基準の差はない」と回答した農協も21%あった。

農業地域類型別にみると、都市的地域では「貸付金額又は資金種類により徴求基準の差はない」と回答した農協が30%と多く、平地農業地域では「貸付金額及び資金種類により徴求基準が異なる」と回答した農協が59%と多い。

図1 担保及び保証人等の徴求基準について



(3) 貸付金額及び資金種類により徴求基準が異なる場合の担保等徴求基準

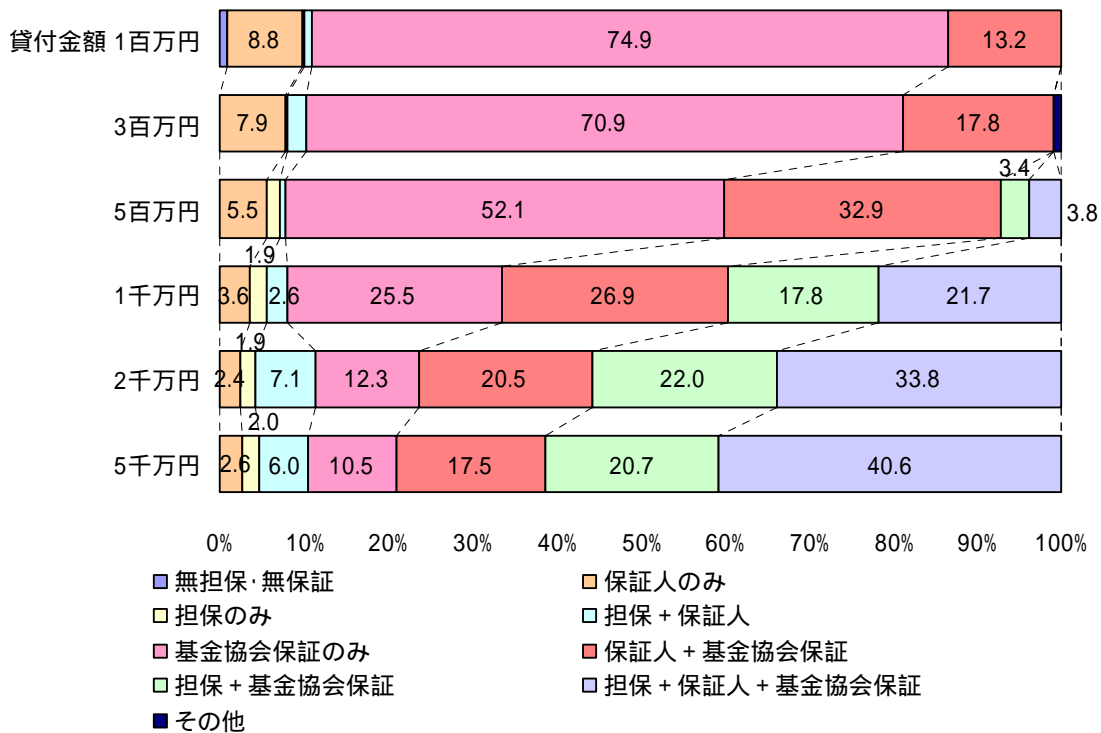
(2)で最も回答数が多かった「貸付金額及び資金種類により徴求基準が異なる」と回答のあった109農協について、貸付金額及び資金種類ごとにその徴求基準を聞いたのが図2-1～図2-3である。

ア．農業近代化資金

まず農業近代化資金については図2-1のとおり、5百万円以下の少額の貸付においては、「基金協会保証のみ」が75～52%と圧倒的に多いが、貸付額が増加するにつれて減少し、5千万円では11%になっている。逆に「担保+基金協会保証」及び「担保+保証人+基金協会保証」が1千万円を越える貸付から急に増加し、5千万円では「担保+基金協会保証」が21%、「担保+保証人+基金協会保証」が41%とこの2つが大半を占めるようになってきている。また「保証人+基金協会保証」は各貸付金額において20%前後の割合を占めている。

以上のとおり、農業近代化資金については、各貸付金額において基金協会保証を絡めた債権保全措置が約9割を占めており、各農協とも基金協会保証をベースに、貸付金額が大きくなりリスクが高くなるにつれて、さらに保証人、担保を徴求するようにしている。

図2-1 貸付金額及び資金種類により異なる場合の担保等徴求基準
(農業近代化資金)



(注)1.「基金協会」は農業信用基金協会のこと
2.「保証人又は担保」のような複数回答の場合は、それぞれの回答に1/回答数を計上

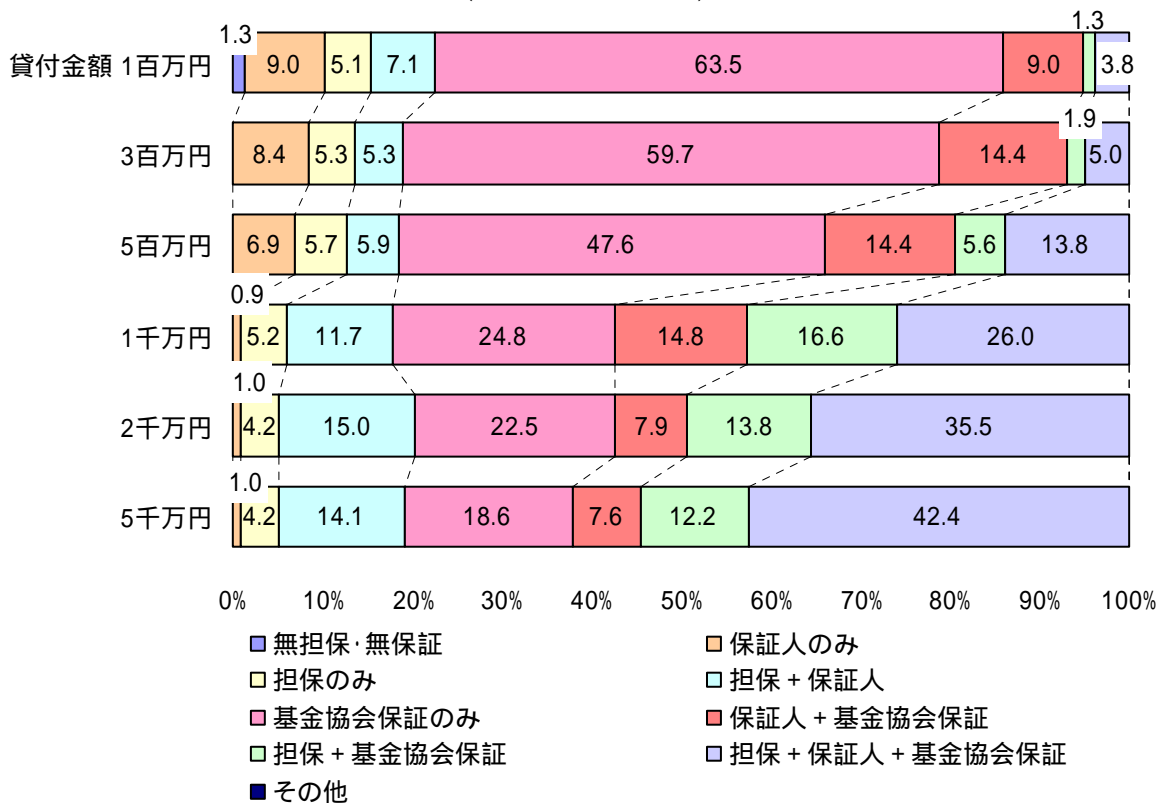
イ．転貸スーパーL資金

転貸スーパーL資金については図2-2のとおりであり、傾向は農業近代化資金に似ている。5百万円以下の少額の貸付においては、「基金協会保証のみ」が64～48%と圧倒的に多いが、貸付金額が増加するにつれて減少し、5千万円では19%になっている。逆に「担保+保証人+基金協会保証」が1千万円を越える貸付から急に増加し、2千万円で36%、5千万円で42%を占めている。

転貸スーパーL資金についても、各貸付金額において基金協会保証を絡めた債権保全措置が約8割を占めており、各農協とも基金協会保証をベースに、貸付金額が大きくなりリスクが高くなるにつれて、さらに保証人、担保を徴求するようにしている。

農業近代化資金と比較すると、傾向はほぼ同じであるが、転貸スーパーL資金の方がやや基金協会保証を絡めない債権保全措置の割合が高く、特に「担保+保証人」の割合が高い。逆に「保証人+基金協会保証」の割合は低い。

図2-2 貸付金額及び資金種類により異なる場合の担保等徴求基準
(転貸スーパーL資金)



(注)1.「基金協会」は農業信用基金協会のこと
2.「保証人又は担保」のような複数回答の場合は、それぞれの回答に1/回答数を計上

ウ．農協プロパー農業長期資金

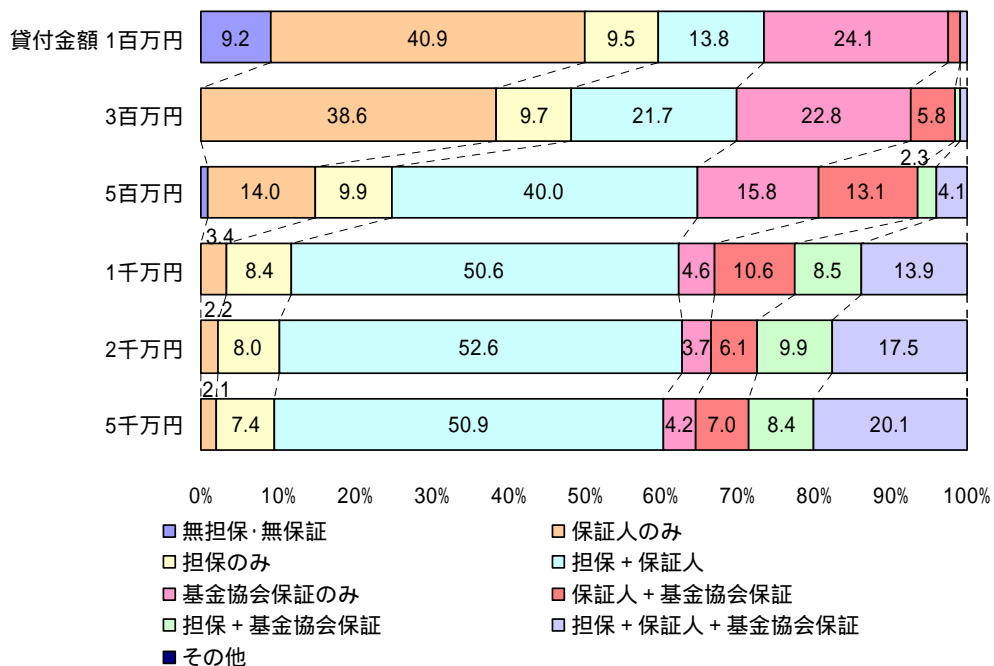
農協プロパー農業長期資金については図2-3のとおり、農業近代化資金及び転貸スーパーL資金の傾向とは異なる。3百万円以下の少額の貸付においては、「保証人のみ」が41～39%と最も多いが、貸付金額が増加するにつれて減少し、2～5千万円では僅か2%になっている。逆に「担保+保証人」は、貸付金額が増加するにつれて増加しており、5百万円で40%、1～5千万円で50%を占め最も多い。

農業近代化資金及び転貸スーパーL資金に比べ、基金協会保証を絡めた債権保全措置の割合は約3～4割と少なくなっているが、貸付金額が増加するにつれてその割合は少しずつ増加している。

農協プロパー農業長期資金については、少額の貸付の場合、「保証人のみ」で対応し、貸付金額が大きリスクが高くなるにつれて「担保+保証人」のように、複合措置により債権保全措置を強化している。

なお、貸付金額が1百万円の場合、9%の農協が「無担保・無保証」で対応すると回答している。

図2-3 貸付金額及び資金種類により異なる場合の担保等徴求基準
(農協プロパー農業長期資金)



(注)1. 「基金協会」は農業信用基金協会のこと
2. 「保証人又は担保」のような複数回答の場合は、それぞれの回答に1/回答数を計上

(4) 資金種類により徴求基準が異なる場合の担保等徴求基準

(2)で「資金種類により徴求基準が異なる」と回答のあった53農協について、下記の資金種類ごとに徴求基準を聞いたのが図3である。

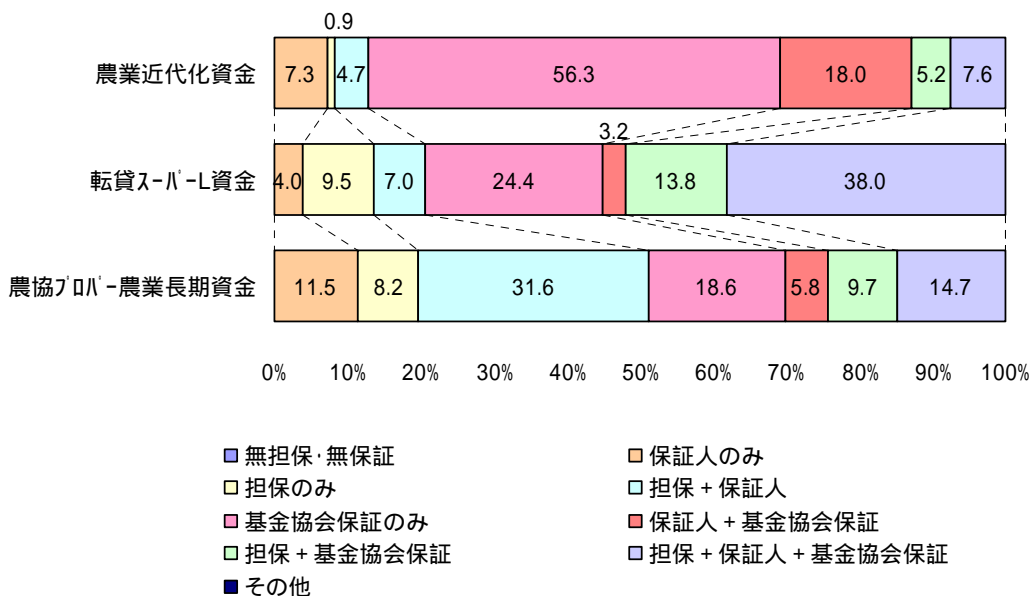
農業近代化資金については、「基金協会保証のみ」が56%と過半を占め、次に「保証人+基金協会保証」18%、「担保+保証人+基金協会保証」8%、「保証人のみ」7%と続いている。基金協会保証を絡めた債権保全措置が約9割を占めている。

転貸スーパーL資金については、「担保+保証人+基金協会保証」が38%と最も多く、次に「基金協会保証」24%、「担保+基金協会保証」14%、「担保のみ」10%と続いている。基金協会保証を絡めた債権保全措置が約8割を占めている。

農協プロパー農業長期資金については、「担保+保証人」が32%と最も多く、次に「基金協会保証」19%、「担保+保証人+基金協会保証」15%、「保証人のみ」12%と続いている。

(3)の「貸付金額及び資金種類により徴求基準が異なる」と回答された農協の分析結果と比較すると、農業近代化資金については貸付金額が5百万円の場合、転貸スーパーL資金については貸付金額が2千万円の場合、農協プロパー農業長期資金については貸付金額が5百万円の場合の結果と良く似ている。農業近代化資金の個人の平均貸付金額が約3百万円、スーパーL資金の平均貸付金額が約1.7百万円であることから、各資金の平均貸付金額に見合った債権保全措置を行っているものと考えられる。

図3 資金種類により徴求基準が異なる場合の担保等徴求基準



(注)1.「基金協会」は農業信用基金協会のこと
 2.「保証人又は担保」のような複数回答の場合は、それぞれの回答に1/回答数を計上

(5) 貸付金額により徴求基準が異なる場合の担保等徴求基準

(2)で「貸付金額により徴求基準が異なる」と回答のあった38農協について、下記の貸付金額ごとにその徴求基準を聞いたのが図4である。

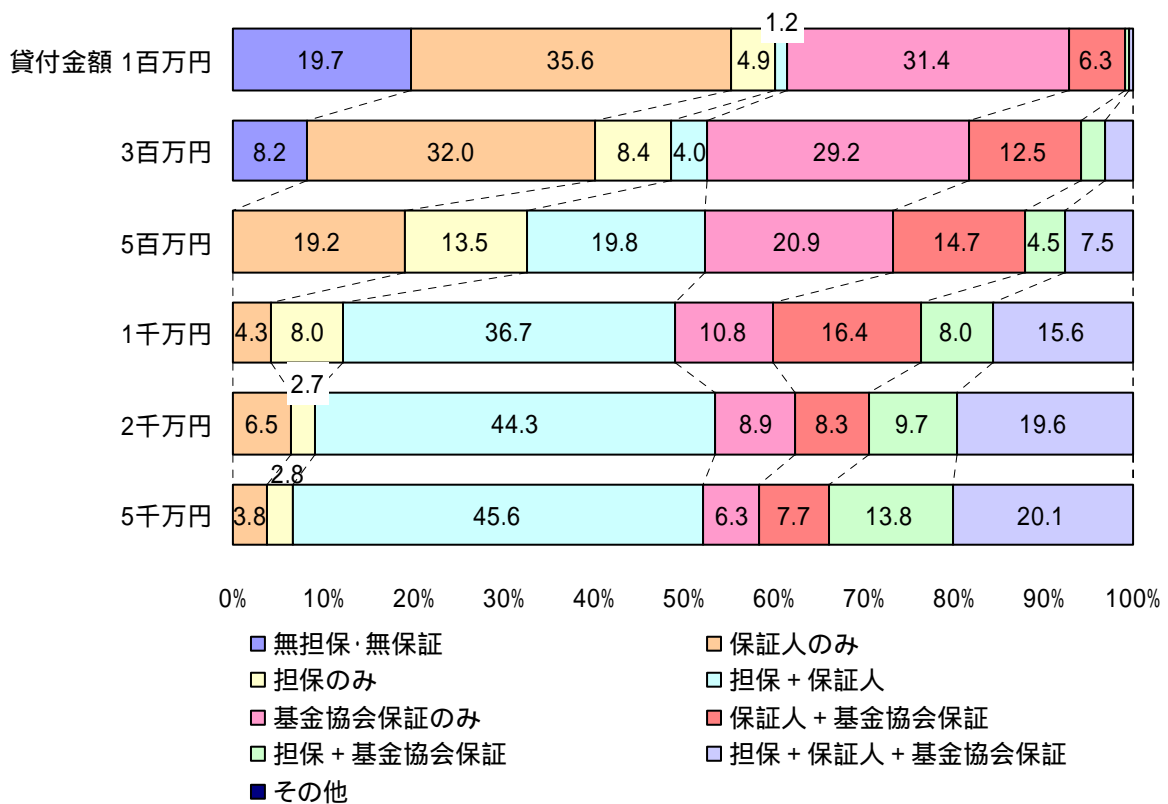
3百万円以下の少額の貸付においては、「保証人のみ」が36～32%と最も多いが、貸付金額が増加するにつれて減少し、1～5千万円では僅か4～7%になっている。逆に「担保+保証人」は、貸付金額が増加するにつれて増加しており、1千万円で37%、2千万円で44%、5千万円で46%を占め最も多い。

また、3百万円以下の少額貸付においては、「基金協会保証のみ」の割合も31～29%と多いが、貸付金額が増加するにつれて減少し、1～5千万円では僅か11～6%になっている。逆に貸付金額が大きくなりリスクが高くなるにつれて「担保+基金協会保証」及び「担保+保証人+基金協会保証」のように、複合措置により債権保全措置を強化している。基金協会保証を絡めた債権保全措置の割合は、各貸付金額とも約4～5割である。

(3)の「貸付金額及び資金種類により徴求基準が異なる」と回答された農協の分析結果と比較すると、農協プロパー農業長期資金の傾向と良く似ており、同資金をベースに徴求基準を設定しているのではないかと推測される。

なお、貸付金額が1百万円の場合20%、3百万円の場合8%の農協が「無担保・無保証」で対応すると回答している。

図4 貸付金額により徴求基準が異なる場合の担保等徴求基準



(注)1.「基金協会」は農業信用基金協会のこと
2.「保証人又は担保」のような複数回答の場合は、それぞれの回答に1/回答数を計上

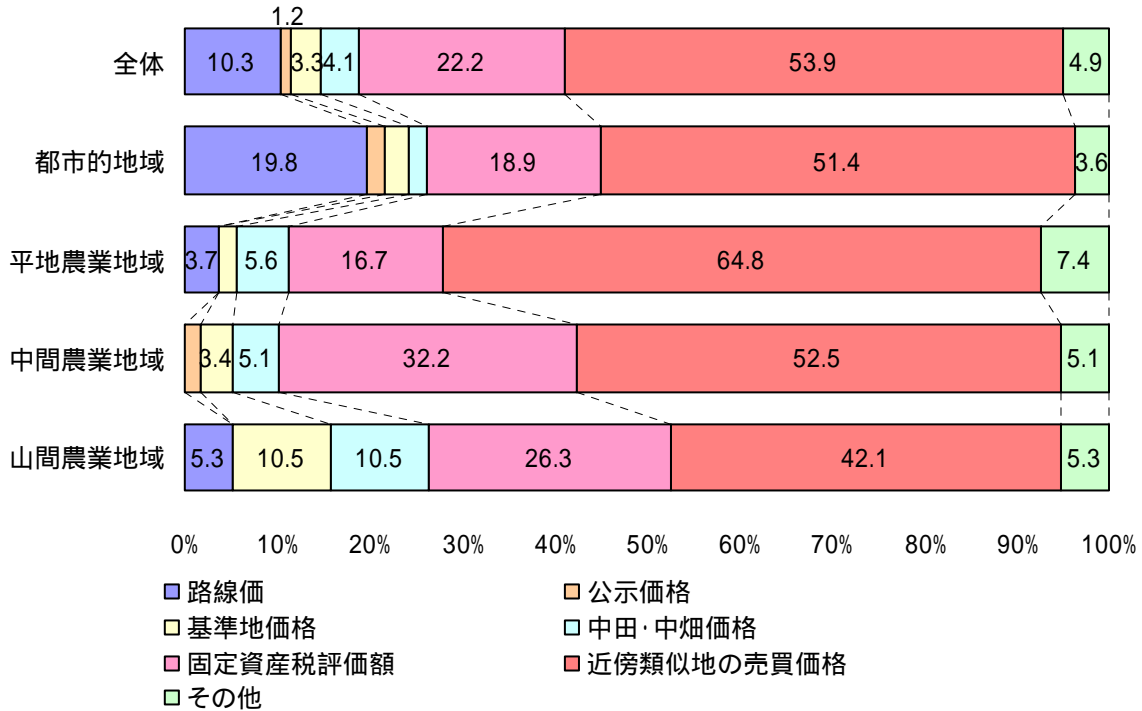
(6) 農地の時価評価について

農地を担保として徴求する場合の時価評価について、何を基準に決めているのかを聞いたのが図5である。

全体では、「近傍類似地の売買価格」が54%と最も多く、「固定資産税評価額」22%、「路線価」10%と続いている。

農業地域類型別にみると、都市的地域では「路線価」と回答した農協が20%と多く、中間及び山間農業地域では、「固定資産税評価額」と回答した農協が32%及び26%と多い。

図5 農地を時価評価する際最も重点をおくもの



1. 路線価とは、相続税財産価格に関する通達に基づき国税庁が作成しているもの
2. 公示価格とは、地価公示法に基づき国土庁が作成しているもの
3. 基準地価格とは、国土利用計画法に基づき都道府県・国土庁が作成しているもの
4. 中田・中畑価格とは、全国農業会議所が実施している田畑販売価格等に関する調査に基づくもの
5. 固定資産税評価額とは、自治大臣の告示する固定資産税評価基準に基づいて市町村長が決定しているもの

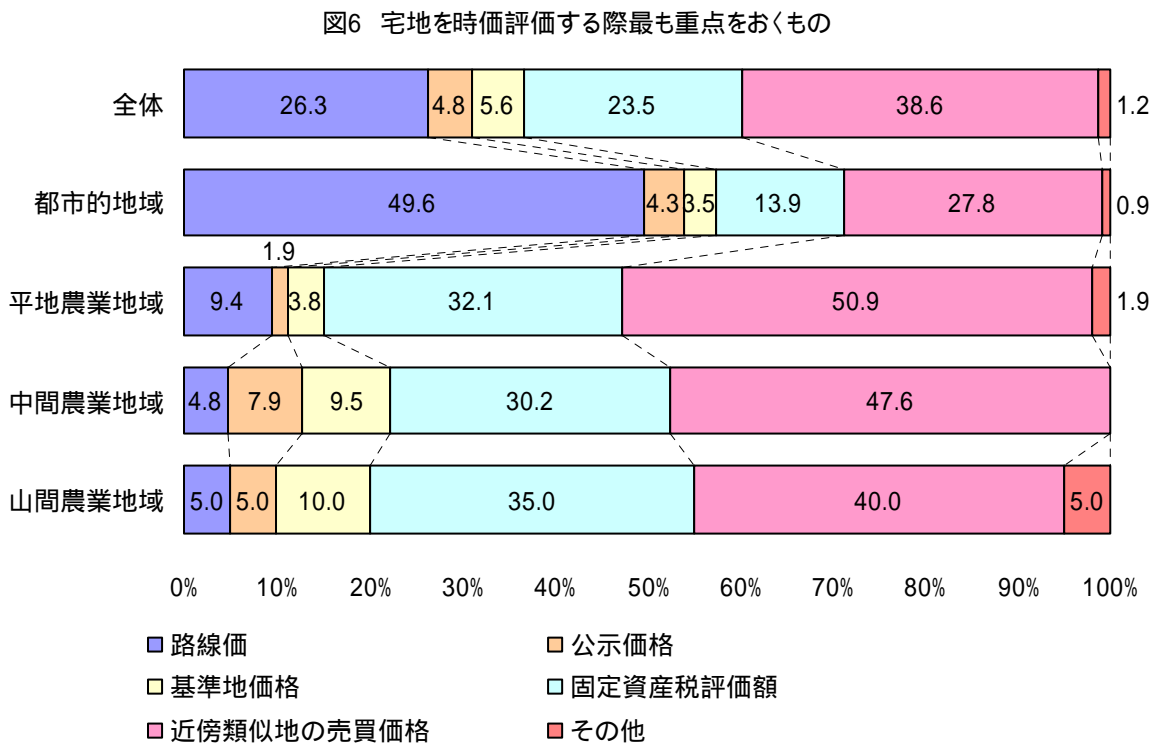
(7) 宅地の時価評価について

宅地を担保として徴求する場合の時価評価について、何を基準に決めているのかを聞いたのが図6である。

全体では、「近傍類似地の売買価格」が39%と最も多く、「路線価」26%、「固定資産税評価額」24%と続いている。

農業地域類型別にみると、都市的地域では「路線価」と回答した農協が50%と圧倒的に多く、平地、中間及び山間農業地域では、「近傍類似地の売買価格」及び「固定資産税評価額」と回答した農協が多い。

全体について(6)の農地の時価評価と比較すると、「近傍類似地の売買価格」が15ポイント少なく、「路線価」の回答が16ポイント多くなっている。



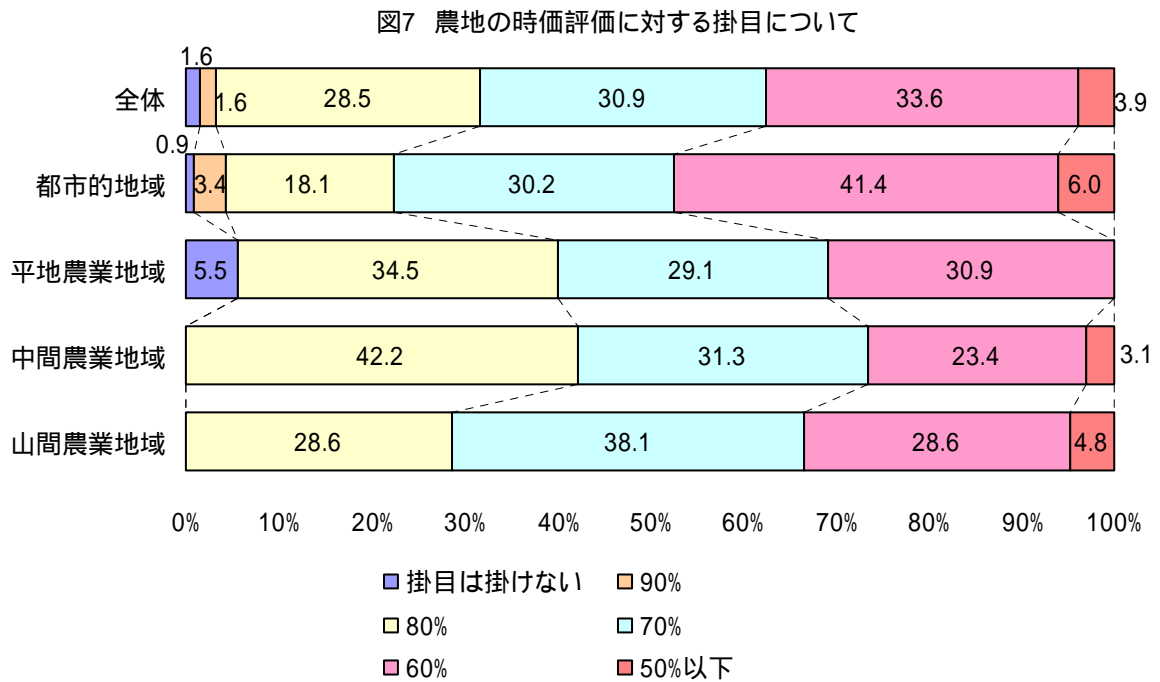
1. 路線価とは、相続税財産価格に関する通達に基づき国税庁が作成しているもの
2. 公示価格とは、地価公示法に基づき国土庁が作成しているもの
3. 基準地価格とは、国土利用計画法に基づき都道府県・国土庁が作成しているもの
4. 中田・中畑価格とは、全国農業会議所が実施している田畑販売価格等に関する調査に基づくもの
5. 固定資産税評価額とは、自治大臣の告示する固定資産税評価基準に基づいて市町村長が決定しているもの

(8) 農地の時価評価に対する掛目について

農地を担保評価する際、「担保物件に潜在するリスク」の多少によって融資機関が判断するいわゆる「掛目」を聞いたのが図7である。

全体では、「80%」、「70%」、「60%」がそれぞれ約3割を占めており、これらで全体の約9割を占めている。

農業地域類型別にみると、都市的地域では「80%」が18%と少なく、「60%」が41%と多くなっている。都市的地域の方が農業地域に比べ「担保物件に潜在するリスク」が多いとみている。



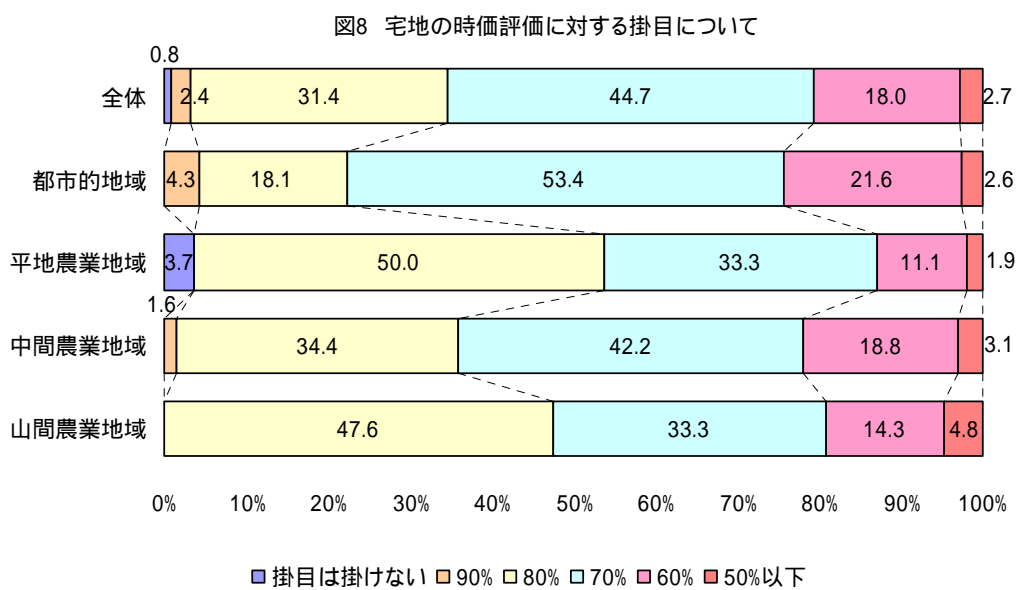
(9) 宅地の時価評価に対する掛目について

宅地を担保評価する際、「担保物件に潜在するリスク」の多少によって融資機関が判断するいわゆる「掛目」を聞いたのが図8である。

全体では、「70%」が45%と最も多く、「80%」が31%、「60%」が18%と続いており、これらで全体の約9割を占めている。

農業地域類型別にみると、都市的地域では「80%」が18%と少なく、「70%」が53%と多くなっている。都市的地域の方が農業地域に比べ「担保物件に潜在するリスク」が多いとみている。

全体について(8)の農地と比較すると、「60%」の割合が16ポイント少なく、「80%」及び「70%」の割合が多くなっており、宅地の方が「担保物件に潜在するリスク」が少ないとみている。



(10) 農舎，畜舎等農業施設の時価に対する掛目について

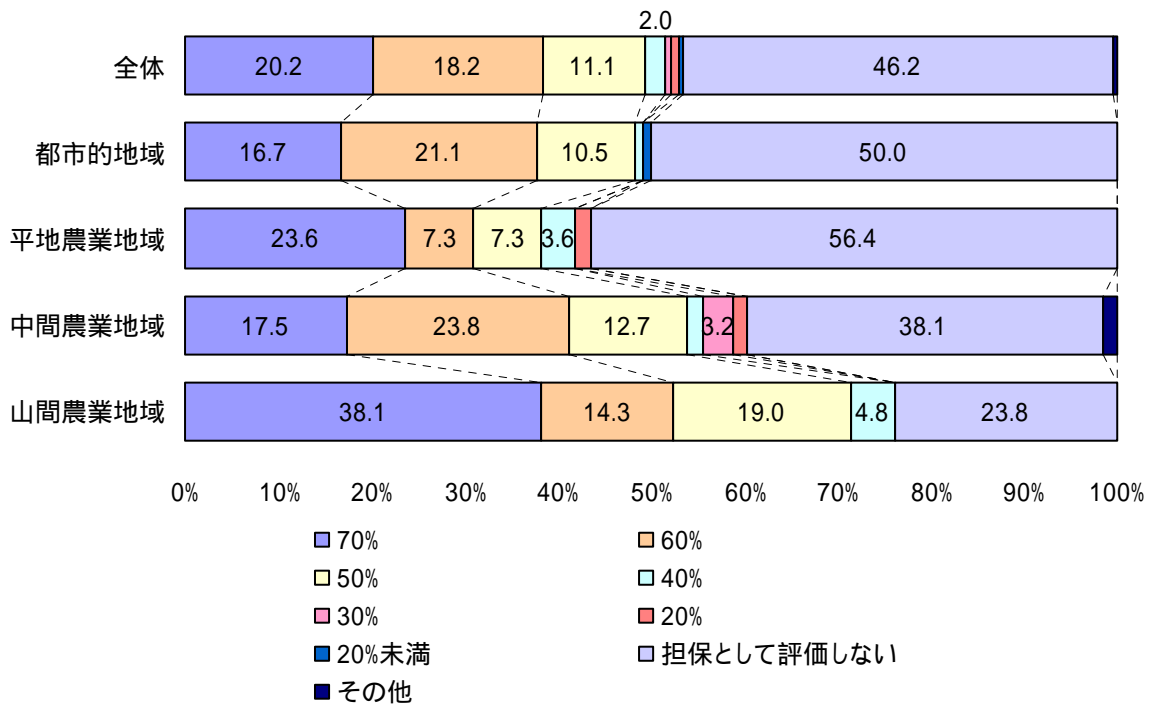
農舎，畜舎等農業施設の時価については，通常，新築価格から減価償却額を差し引いた帳簿価格「簿価」を基準にすると考えられるが，さらに，担保評価する際，「担保物件に潜在するリスク」の多少によって融資機関が判断するいわゆる「掛目」について聞いたのが図9である。

なお，農舎，畜舎等農業施設について，担保として評価しない場合も想定されるので，そのような回答も用意した。

全体では「担保として評価しない」が約半数の46%と最も多く，「70%」が20%，「60%」が18%，「50%」が11%と続いている。農舎，畜舎等農業施設を担保として評価する農協はかなり評価しており，評価しない農協とはっきり考え方が分かれている。

農業地域類型別にみると，「担保として評価しない」と回答した農協が，都市的地域では50%，平地農業地域では56%と多く，山間農業地域では24%と少ない。山間農業地域では掛目は「70%」と回答した農協が38%と多く，担保としてかなり評価している。

図9 農業施設の時価評価に対する掛目について



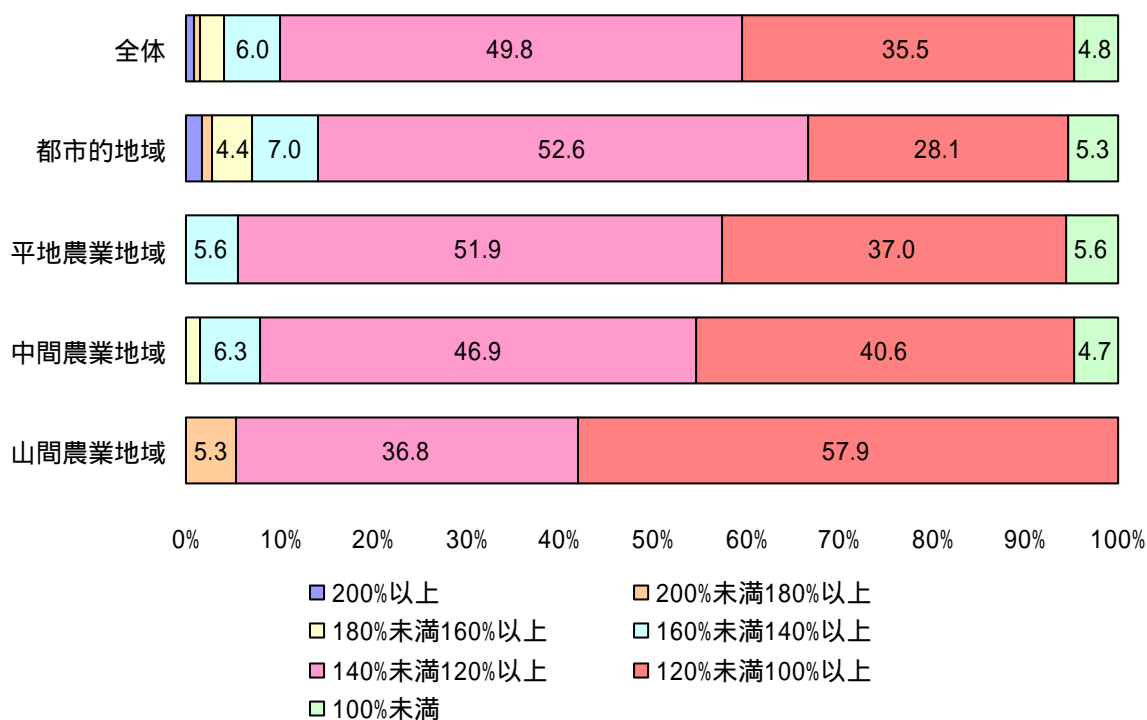
(11) 担保充足率について

担保を徴求する際の担保充足率(計算方法等については注を参照)について、どれくらいを基準にしているのか聞いたのが図10である。

全体では、「140%未満120%以上」が半数の50%を占め、次に「120%未満100%以上」が36%を占めており、「140%未満100%以上」で全体の約8～9割を占めている。

農業地域類型別にみると、各地域とも「140%未満100%以上」で全体の約9割を占めているが、「120%未満100%以上」の割合が、都市的地域では28%と少なく、平地農業地域で37%、中間農業地域で41%、山間農業地域では58%を占めている。都市的地域の方が担保充足率を厳しくみている。

図10 担保充足率について



- (注) 1. 担保充足率 = 残存担保評価額 ÷ 元本債権額
 2. 残存担保評価額 = 時価評価額 × 掛目 - 先順位債権額
 3. 根抵当の場合の元本債権額は、将来の借入予定額を合算

(12) 保証人一人に見合う債権額について

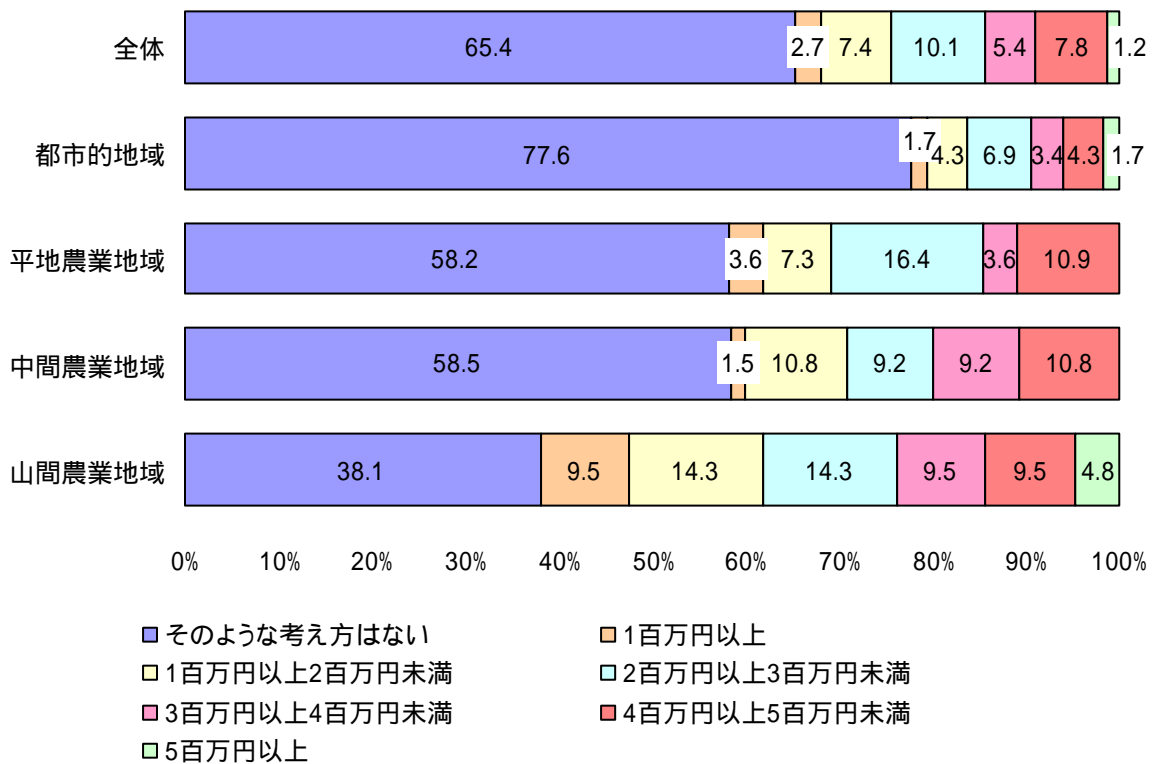
保証人の徴求に際しては、通常、保証人の保証能力、つまり、所得、資産内容等を調査、勘案し、徴求するものと考えられるが、保証人一人に見合う債権額を一律に定め徴求していることがあるのか、また、その場合保証人一人に見合う債権額をどれくらいに考えているのかを聞いたのが図11である。

全体では、「そのような考え方はない」が65%であった。逆に言えば35%の農協が保証人一人に見合う債権額を一律に定めており、その額は1～5百万円の間でまちまちである。

農業地域類型別にみると、「そのような考え方はない」が都市的地域で78%と多く、平地農業地域で58%、中間農業地域で59%、山間農業地域で38%と減少している。

山間農業地域では約6割の農協が保証人一人に見合う債権額を一律に定めている。

図11 保証人一人に見合う債権額について



(13) 担保・保証等債権保全措置が不足している場合の対応について

農業関係貸付における担保及び保証人等債権保全措置の徴求実態を把握するため、過去3年間に担保・保証等債権保全措置が不足している場合であっても、貸付を行ったことがあるかを聞いたのが図12である。

全体では、「貸付はない」が67%で最も多く、「ごくまれにある」が28%、「時々ある」が5%で、「しばしばある」は回答がなかった。

農業地域類型別にみると、「貸付はない」が都市的地域で78%と最も多く、平地農業地域で58%、中間農業地域で59%、山間農業地域で52%と減少している。

また、「貸付を行ったことがある」と回答のあった85農協に対して、担保・保証等債権保全措置が不足していることにかかわらず貸付を行った理由を聞いたのが図13である。

全体では「農協との取引がこれまで良好であったため」が60%と最も多く、「経営実績が良く経営能力が高いから」が51%、「収支計画・償還計画が妥当であったから」が48%と続いている。

農業地域類型別にみると、山間農業地域において、「地域で振興している事業であるため」が30%、「新規参入者であり農協として支援しているため」が20%と、他の地域と比較して多く回答している。

図12 担保・保証等債権保全措置が不足している場合の貸付

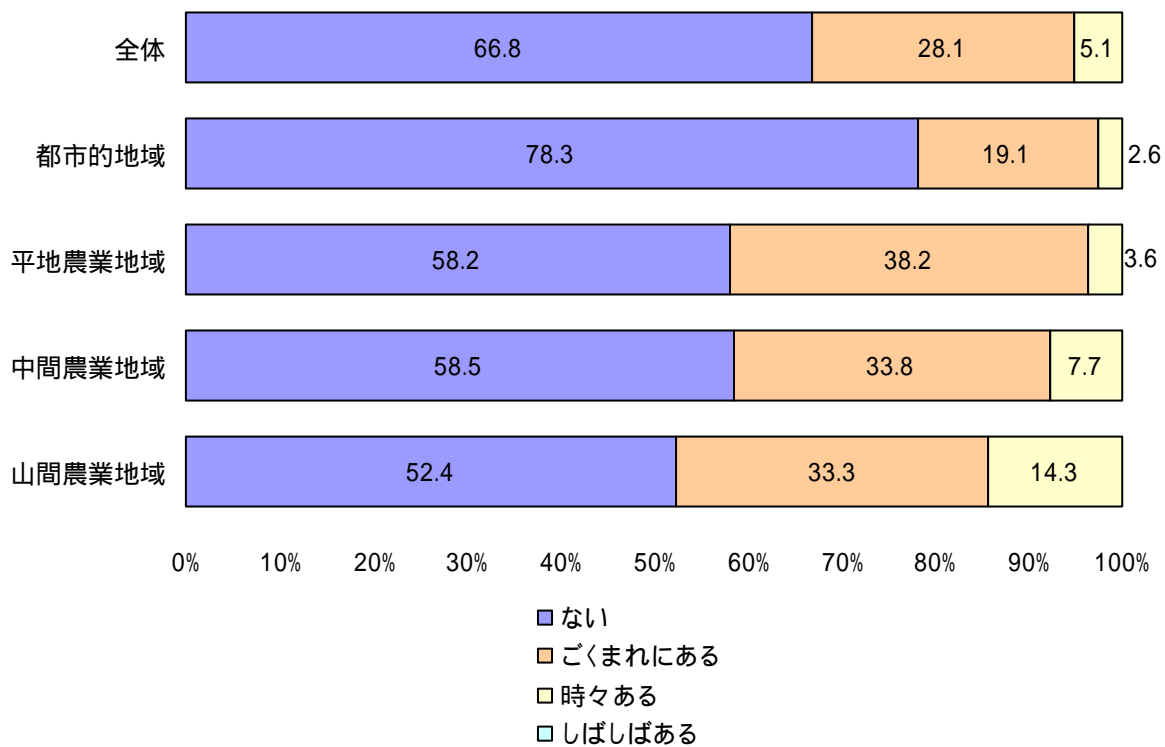
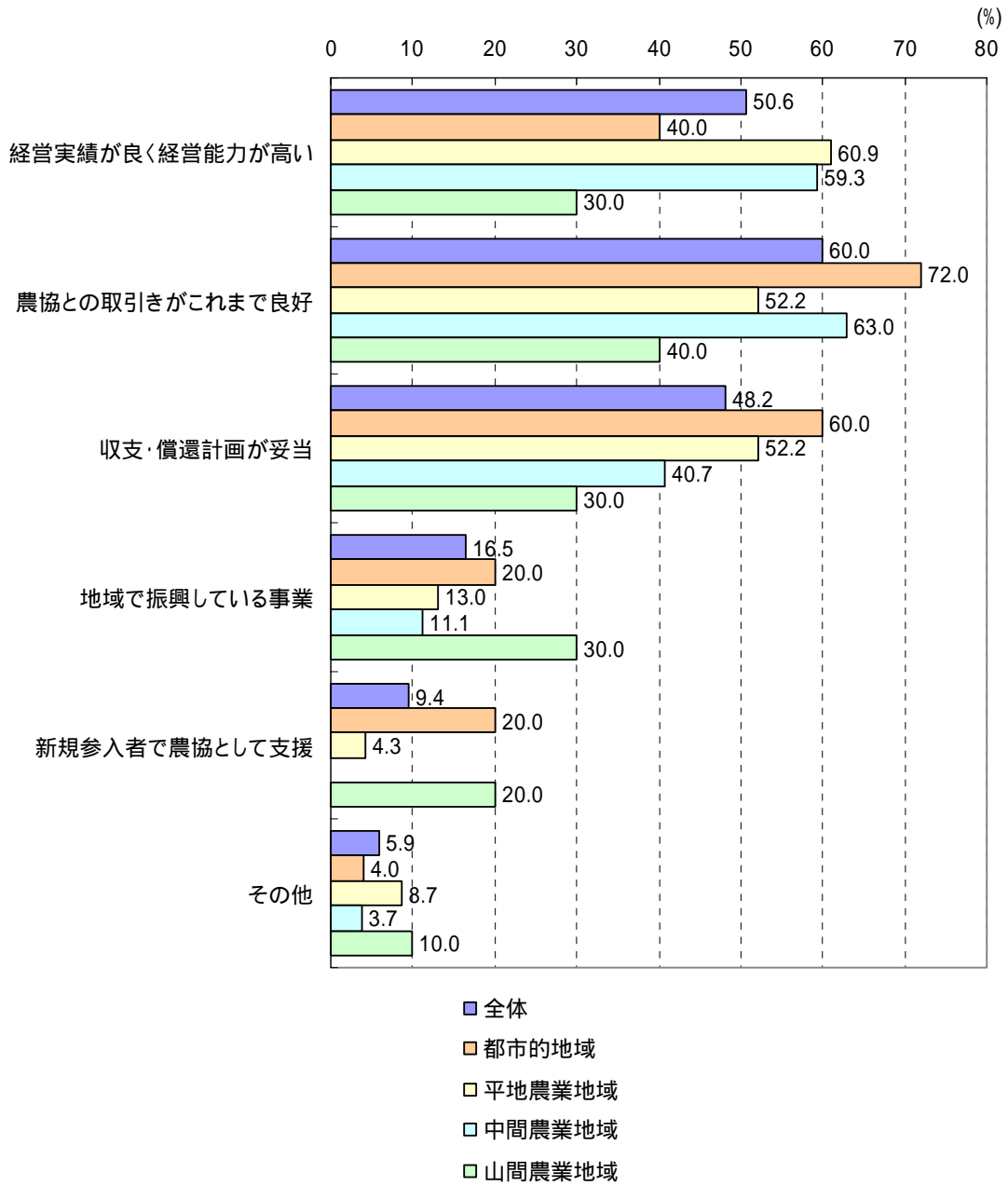


図13 債権保全措置が不足している場合で貸付した理由



(14) 今後の債権保全措置の考え方について

今後の新規貸付の担保・保証人の徴求等債権保全措置について、どうすべきだと考えているかを聞いたのが図14である。

全体では、「債権保全措置を強化する」が48%で最も多く、「これまでと変えない」が33%と続き、「弾力化する」が12%、「政策性の強い制度資金のみ弾力化する」が7%と債権保全措置の弾力化を考えている農協は約2割であった。

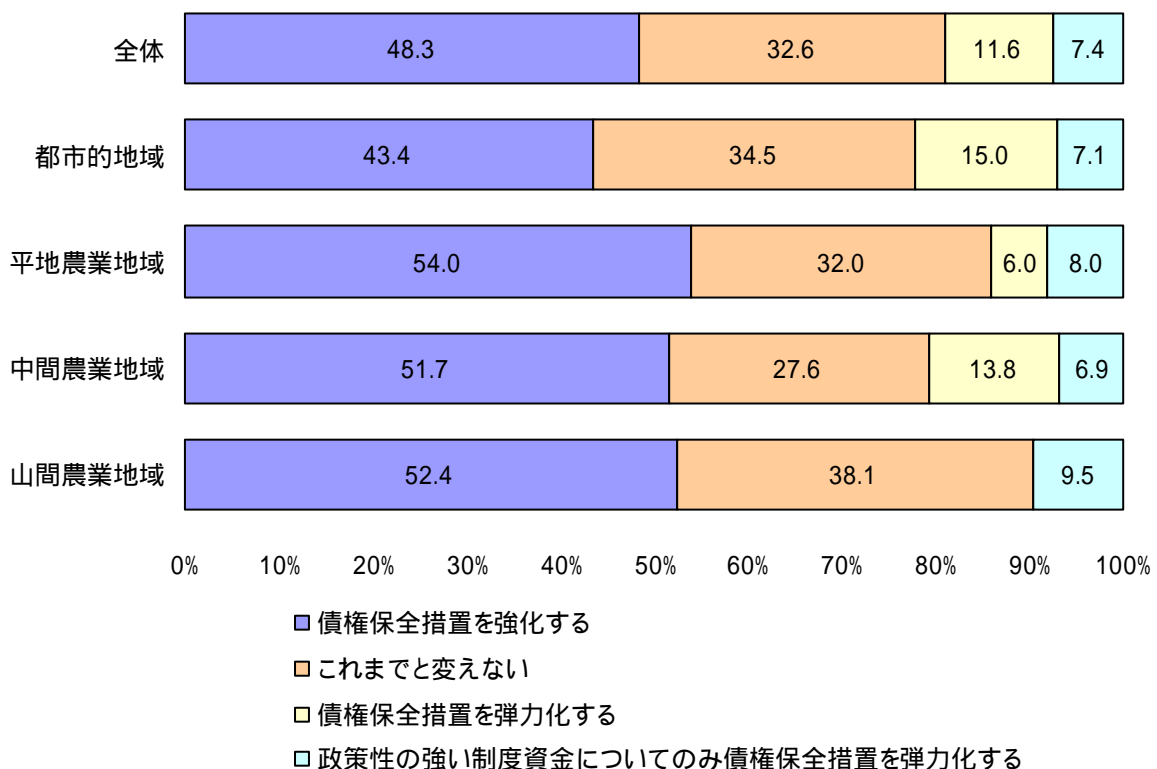
農業地域類型別にみると、「債権保全措置の弾力化」(制度資金のみを含む)を考えている農協の割合は、都市的地域で22%と最も多く、平地農業地域で14%、中間農業地域で21%、山間農業地域で10%となっており、山間農業地域の方が弾力化には消極的である。

「債権保全措置を強化する」理由としては、「経済状況の悪化」、「農地等担保価値の下落」、「早期是正措置の導入に伴う農協の体質強化」等を挙げている。

「これまでと変えない」とする理由としては、「規程どおり担保等を徴求しており問題が生じていない」、「債権保全措置には万全を期しているため」等を挙げている。「弾力化する」(制度資金のみを含む)理由としては、「大型投資については基準に沿わないケースが多く出てくる」、「農業活性化と農業者支援のため必要」、「新規参入者、新技術導入の育成、健全農家の規模拡大」等を挙げている。

ちなみに、(13)で「債権保全措置が不足していても貸付を行ったことがある」と回答された85農協についてのみ同様の集計を行った結果は、「債権保全措置を強化する」が65%、「これまでと変えない」が14%、「弾力化する」が8%、「政策性の強い制度資金のみ弾力化する」が14%であった。全体と比較すると、「強化する」が17ポイント、「政策性の強い制度資金のみ弾力化する」が7ポイント上回っており、なんらかの債権保全措置の改善を検討している割合が高い。

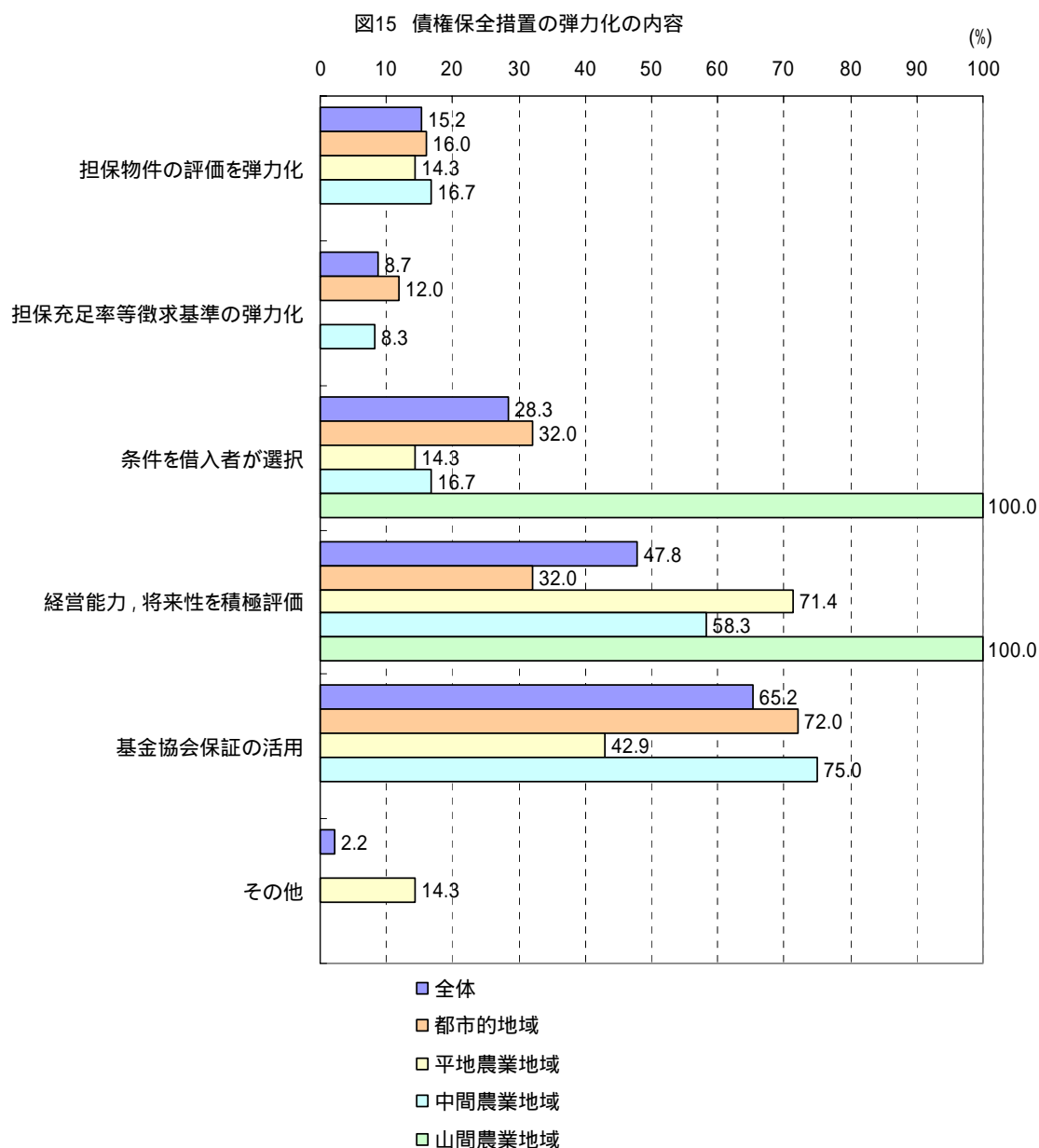
図14 今後の債権保全措置の考え方について



また、「債権保全措置を弾力化する」(制度資金のみを含む)と回答された46農協に、弾力化の具体的内容を聞いたのが図15である。

全体では「基金協会保証を活用する」が65%と最も多く、「借入者の経営能力、将来性を積極的に評価し担保等の徴求基準を緩和する」が48%、「担保、保証人及び基金協会保証等条件を借入者が選択できるようにする」が28%と続いている。

農業地域類型別にみると、山間農業地域においては、「条件を借入者が選択」及び「経営能力、将来性を積極評価」が100%と多く回答している。都市的地域及び中間農業地域では「基金協会保証を活用する」がそれぞれ72%、75%と、他の地域と比較して多く回答している。



(15) 自由記入意見欄について

担保・保証人等の徴求について、日頃考えていることを自由に書いてもらったものである。

回答農協の半数近くの116農協について意見が書かれており、その内容は、農協の担保・保証人の徴求する際の考え方・留意事項を記載したもの、経済情勢の悪化に伴う債権保全措置の強化の必要性を訴えるもの、農地価格の下落等により担保物件の再評価が必要になったこと、中山間地域においては担保評価が低いいため希望どおり融資できないこと、担保・個人保証では限界があり基金協会保証を積極的に活用し債権保全措置を強化する等が主な内容であった。

3. 調査結果のまとめ

(1) 担保及び保証人等の徴求基準

担保及び保証人等の徴求基準について、貸付金額及び資金種類ごとに徴求基準を定めている農協が約4割と最も多い。

その具体的な徴求基準は次のとおりである。

農業近代化資金については、基金協会保証貸付が約9割を占めており、5百万円以下の少額貸付の場合は、「基金協会保証のみ」が7～5割で圧倒的に多い。1千万円を超える貸付から、「担保+基金協会保証」、あるいは「担保+保証人+基金協会保証」が急増している。しかし、農業近代化資金の平均貸付額は約3百万円であることから、実態としては「基金協会保証のみ」の貸付が多いと考えられる。

転貸スーパーL資金も基金協会保証貸付が約8割で、農業近代化資金と似た傾向を示している。5百万円以下の少額貸付の場合は、「基金協会保証のみ」が6～5割を占め、1千万円を超える貸付から「担保+保証人+基金協会保証」が急増し、5千万円では約4割を占めているものの、平均貸付額は約2千万円弱であることから、実態としては「担保+保証人+基金協会保証」の貸付が多いと考えられる。

農協プロパー資金は、上記の制度資金と異なり基金協会保証貸付の割合が約4～2割と少ない。3百万円以下の少額貸付の場合は、「保証人のみ」が約4割で最も多く、1千万円を超えると「担保+保証人」が約5割を占め最も多くなっている。

(2) 担保の時価評価、掛目、担保充足率

農地の時価評価については、近傍類似地の売買価格で評価している農協が約5割と最も多く、次いで固定資産税評価となっている。

担保物件に潜在するリスクの多少によって融資機関が判断するいわゆる「掛目」は、「80%」、「70%」、「60%」がそれぞれ約3割を占めている。農業地域類型別にみると、都市的地域の方が農業地域に比べ、掛目は低く設定している。

担保充足率については、「140%未満 120%以上」が約5割を占め最も多い。農業地域類型別にみると、都市的地域の方が農業地域に比べ、担保充足率は高く設定している。

農舎、畜舎等農業施設については、担保として評価していない農協が約5割を占めている。

(3) 債権保全措置が不足している場合の貸付

過去3年間に担保・保証等債権保全措置が不足している場合であっても、貸付を行ったことがあるかを聞いてみた。

「ごくまれにある」と「時々ある」を合わせて約3割を占める。農業地域類型別にみると、都市的地域が2割と低いが、平地～山間農業地域は約4～5割と高い。

貸付の理由としては、「農協との取引がこれまで良好」、「経営実績が良く経営能力が高い」、「収支・償還計画が妥当」との回答が多い。

(4) 今後の債権保全措置の考え方

今後の新規貸付の担保・保証人の徴求等債権保全措置について、どうすべきだと考えているかを聞いてみた。

「債権保全措置を強化する」が約5割、「これまでと変えない」が約3割、「政策性の強い制度資金についてのみ」を含め「弾力化する」が約2割であった。

「弾力化する」と回答した農協にその弾力化の内容を聞いてみると、「基金協会保証を活用する」が最も多く、基金協会保証への指向が強く出ている。次に、「借入者の経営能力、将来性等を積極的に評価し担保等の徴求基準を緩和する」が続く。

第2章 大規模農家の資金借入動向と経営管理

- 農家アンケート調査の結果 -

比較的大規模な農家における資金（経営）管理の状況，資金借入動向，融資機関の債権保全措置への改善要望等を把握するため，農家アンケート調査を実施した。

基本的には前年度まで実施した農林水産省経済局からの受託調査「農家資金借入動向調査」をベースに，新たな視点からの調査項目を加えて実施した。

以下，その概要及び回答内容の集計・分析結果について述べる。

1. アンケート調査の概要

(1) 調査項目

第 部において，営農類型別経営規模，家族労働力の状況，農業後継者の有無，農業所得等の経営概況と平成10年中の経営動向の評価について質問した。

第 部においては，パソコンの利用状況，経営を改善するために必要な情報など経営管理の状況について質問した。

第 部においては，現在の農業長期借入金残高，返済金額，借入目的と今後の借入予定，借入目的，借入予定額，リースの利用状況，短期運転資金の必要額など資金借入動向と融資機関の担保・保証人等債権保全措置への改善要望等について質問した。

(2) 調査対象及び回答数

調査対象農家については，前年度調査との継続性を確保しうよう配慮し，総数を維持しつつ，離農，転居による住所不明の農家等24戸の選定替えを行った。選定替えに際しては，同一市町村及び同一営農類型を基本として行った。

なお，調査対象農家は農業近代化資金と農林漁業金融公庫資金の融資先であるが，農林漁業金融公庫資金の融資先については，スーパーL資金の融資先を除いている。調査は郵送により行い，有効回答数 1,191戸で回収率は57%である。

過去2か年との比較結果は次のとおりである。

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度
調査対象農家数	2,087	2,087	2,087
うち農業近代化資金融資先	887	872	857
うち農林漁業金融公庫資金融資先	1,200	1,215	1,230
有効回答数	1,305	1,231	1,191
回収率(%)	62.5	59.0	57.1

(3) 地域別，年齢階層別，営農類型別回答状況

地域別，年齢階層別及び営農類型別（営農3類型別）回答状況は次のとおりである。

地域別回答状況

地域別	回答戸数	回答割合
北海道	152戸	12.8%
東北	212	17.8
北陸	92	7.7
関東	219	18.4
東海	108	9.1
近畿	55	4.6
中国	90	7.6
四国	92	7.7
九州	171	14.4
合計	1191	100

年齢階層別回答状況

年齢階層別	回答戸数	回答割合
30歳未満	4戸	0.3%
30歳代	88	7.4
40歳代	353	29.6
50歳代	469	39.4
60歳以上	265	22.3
不明	12	1.0
合計	1191	100

営農類型別回答状況

営農類型別	回答戸数	回答割合	回答農家の平均規模
稲作	372戸	31.1%	経営面積 7.4ヘクタール
畑作	68	5.7	15.2ヘクタール
露地野菜	47	3.9	3.6ヘクタール
茶	31	2.6	3.9ヘクタール
かんきつ	31	2.6	2.5ヘクタール
りんご	18	1.5	2.1ヘクタール
施設野菜	133	11.2	4,155m ²
施設花き	86	7.2	3,924m ²
きのこ	40	3.4	1,479m ²
酪農	138	11.6	経産牛 46頭
肉用牛（繁殖）	16	1.3	常時繁殖牛 54頭
肉用牛（肥育）	45	3.8	常時肥育牛 178頭
養豚一貫	33	2.8	常時繁殖雌豚 108頭
採卵鶏	14	1.2	常時成鶏羽数 27千羽
ブロイラー	15	1.3	常時飼養羽数 41千羽
その他・不明	104	8.7	
合計	1191	100	
耕種・稲作型	567	47.6	
施設園芸型	259	21.7	
畜産型	261	21.9	
その他・不明	104	8.7	
合計	1191	100	

(注) 稲作等耕種部門の経営面積 = 作付面積 + 作業受託面積。

作業受託面積 = 全面受託面積 + 耕起，田植え，収穫に係る部分受託面積 ÷ 3

なお、地域区分は次の全国農業地域区分による（以下同じ）。

北海道：北海道

東北：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県

北陸：新潟県，富山県，石川県，福井県

関東：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，長野県

東海：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県

近畿：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

中国：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県

四国：徳島県，香川県，愛媛県，高知県

九州：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県

(4) 集計・分析方法

集計・分析は、各アンケート調査項目ごとに、地域別（9地域）、営農類型別（場合によっては営農3類型（注））、年齢階層別及び後継者の有無別に行い、特徴が現れているものについてグラフ化し、アンケート調査結果の概要としてまとめた。

集計結果については、巻末の参考資料を参照されたい。

なお、無回答は各アンケート調査項目ごとに集計から削除した。このため、各アンケート調査ごとに有効回答数は異なる。

（注）営農3類型 耕種・稲作型：稲作，畑作，茶，かんきつ，りんご

施設園芸型：施設野菜，施設花き，きのこ

畜産型：酪農，肉用牛，養豚，採卵鶏，ブロイラー

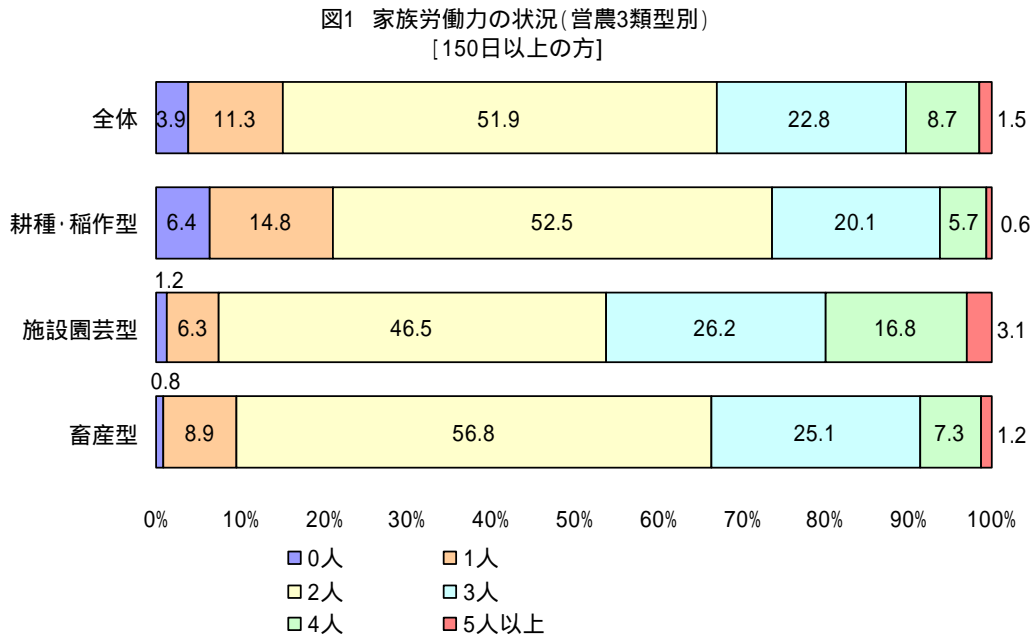
2. 調査結果

(1) 家族労働力の状況

家族労働力の状況を営農3類型別にみたのが図1である。

農業従事日数が150日以上の方が、全体では2人との回答が52%と最も多く、3人が23%と続いており、3人以内が9割を占めている。

営農3類型別にみると、施設園芸型において3人が26%、4人が17%であり、やや家族労働力が多くなっている。



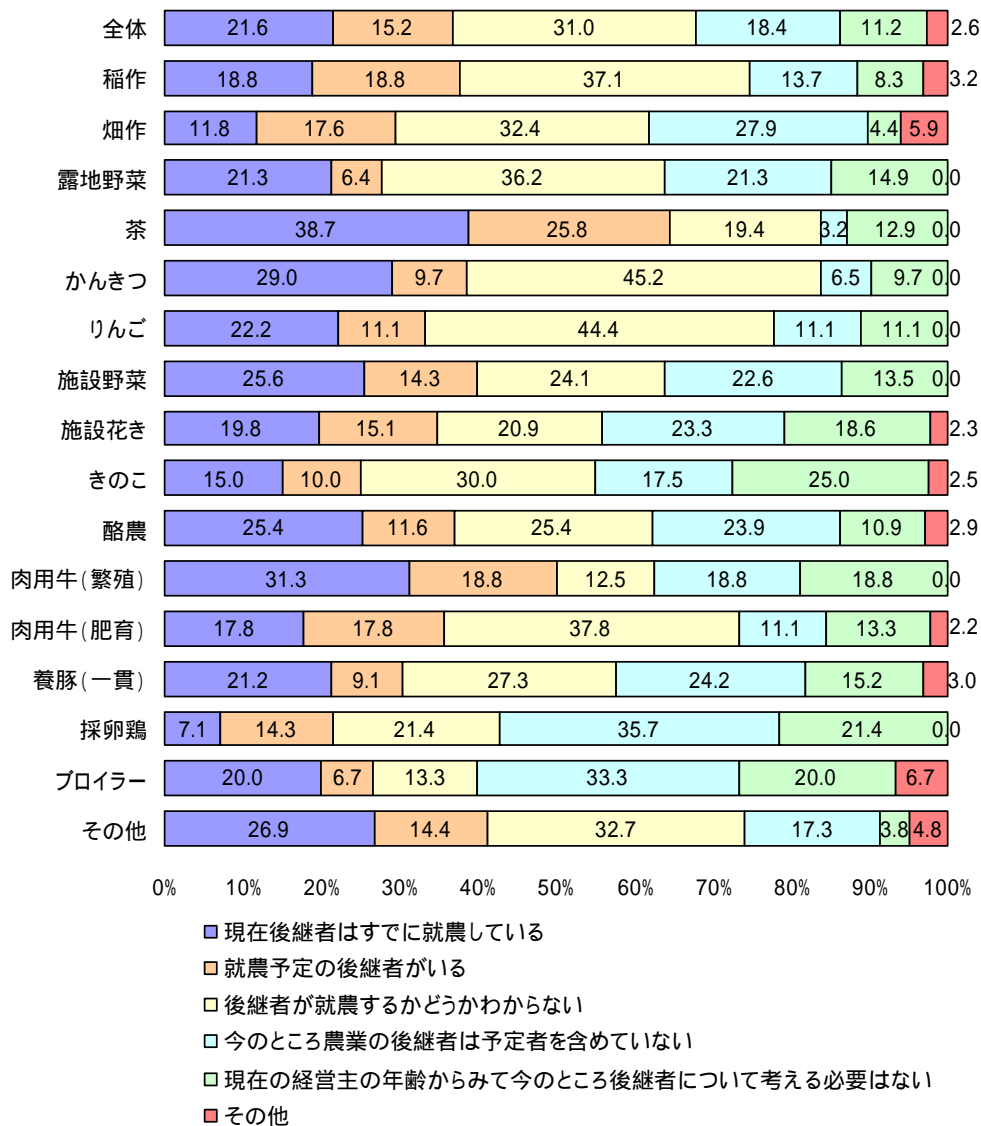
(2) 後継者の有無

後継者の有無を営農類型別にみたのが図2である。

全体では、「後継者が就農するかどうか分からない」が31%、「今のところ農業の後継者は予定者を含めていない」が18%であり、これらを合計すると概ね5割の経営において後継者の確保が問題となっている。

営農類型別にみると、後継者がいない割合が高いのは、採卵鶏36%、ブロイラー33%、畑作28%などである。

図2 後継者の有無(営農類型別)



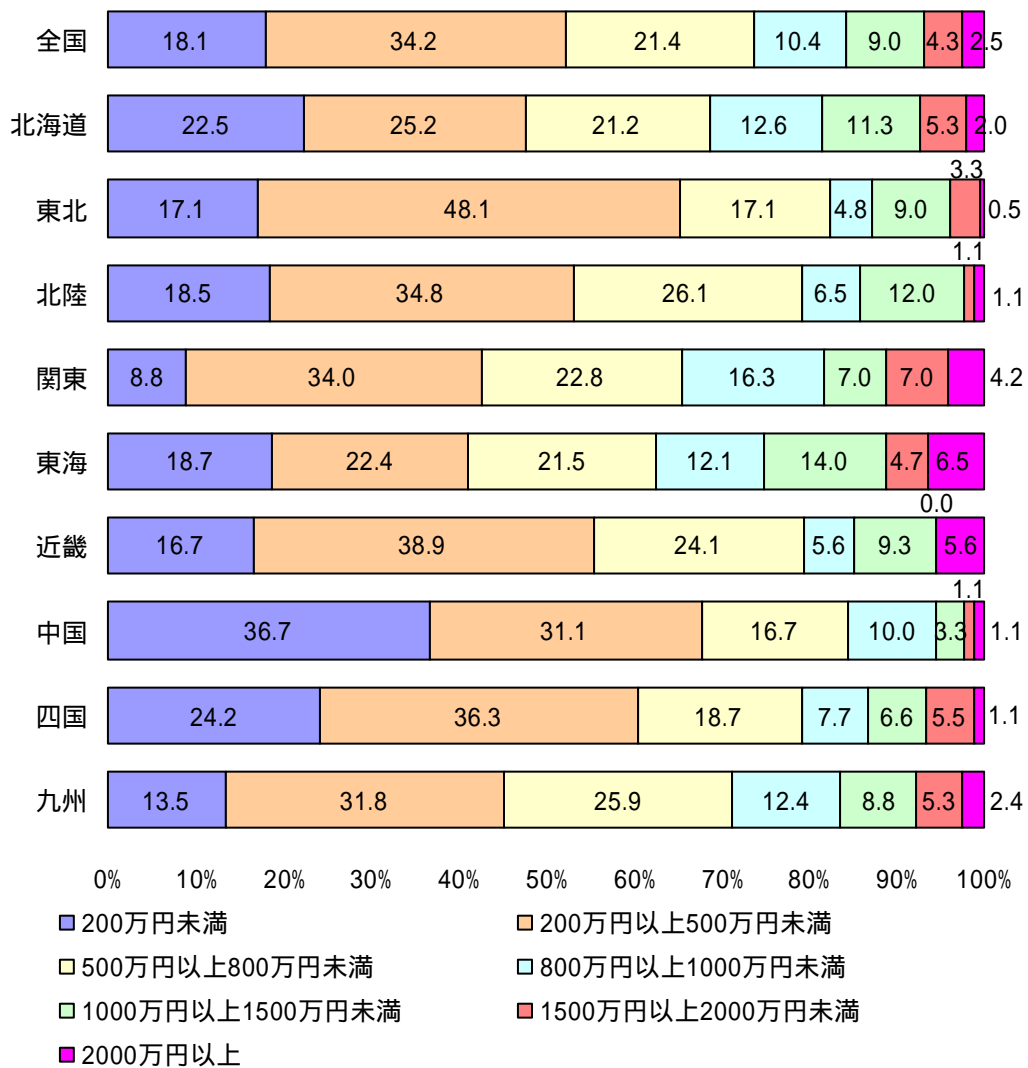
(3) 年間農業所得

年間の農業所得を地域別にみたのが図3である。

全国では、200万円以上 500万円未満の層が34%と最も多く、500万円未満の層が過半を占めている。前年度と比較すると、500万円未満の層が18ポイントも増加しており、農業所得は減少の傾向にある。

地域別にみると、500万円未満の層が多いのは、中国68%、東北65%である。

図3 年間農業所得(地域別)



(4) 経営動向

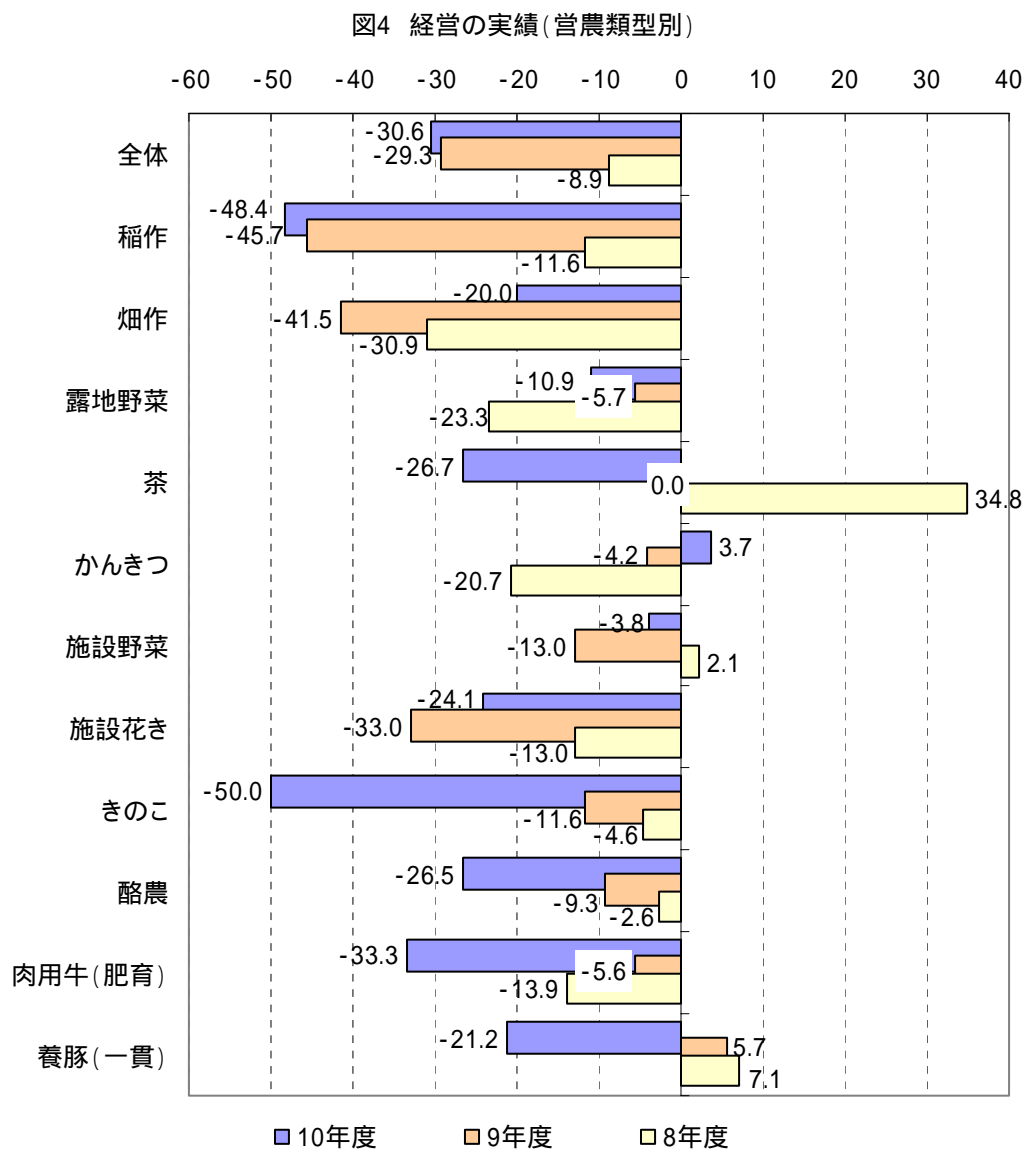
1年前と比較した経営の実績と当面の経営の見通しについて質問し、「良くなった」(表現は設問によって若干異なる)と回答する割合と、「悪くなった」とする回答の割合の差を、D I方式によりポイント数で表した。

ア．経営の実績

経営の実績を営農類型別にみたのが図4である。

かんきつを除くすべての営農類型において、「余り調子が良くない」と回答した農家の割合が「順調に推移している」と回答した農家の割合を上回っている。「余り調子がよくない」の超過幅が大きいのは、きのこ50ポイント、稲作48ポイント、肉用牛(肥育)33ポイントである。

9年度調査と比較すると、かんきつが「順調に推移している」と回答した農家の割合が上回ったほか、畑作、施設野菜、施設花きが「余り調子がよくない」の超過幅が縮小しているが、その他の営農類型については、逆に「余り調子がよくない」の超過幅が拡大している。これは、農産物価格の動きが影響しているものと考えられる。



(注) D I方式とは

D Iとは、diffusion index の略であり、全体の傾向が上向きか下向きかを判断する分析手法である。日本銀行の企業短期経済観測などで使用されており、景気の見込みなどが端的に現れるが、実数値ではない。

具体的には、良化した 変わらない 悪化したの問いに対して、「良化した」と回答した者の割合から「悪化した」と回答した者の割合を差引いたものを指数とするもので、指数がプラスなら良化傾向、マイナスなら悪化傾向を示す。

〔例〕 (調査結果)	・良化した	50%
	・変わらない	30%
	・悪化した	20%
(D I 値の計算)	「良化」 - 「悪化」 = 50 - 20 = 30	
	D I 指数 30 (良化傾向)	

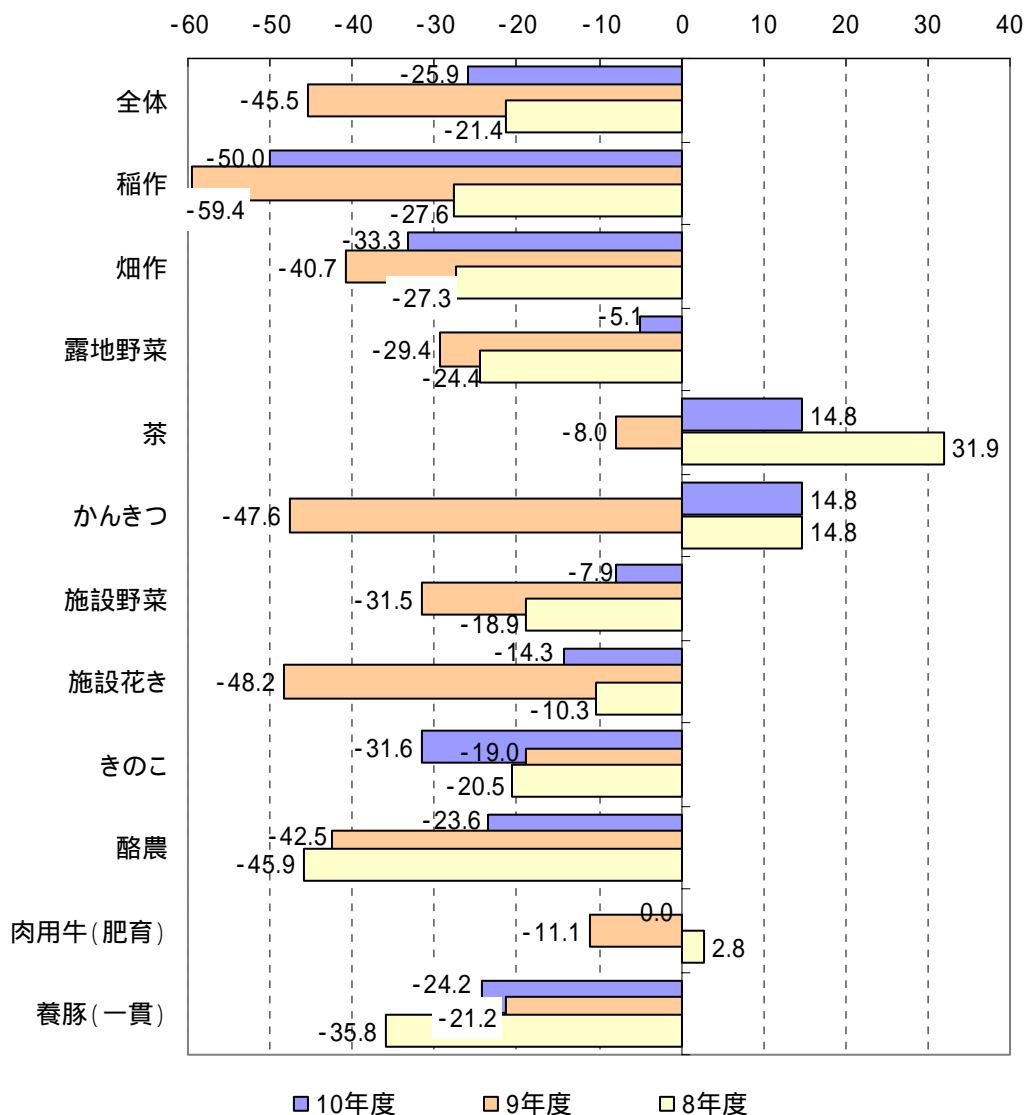
イ．当面の経営の見通し

当面の経営の見通しを営農類型別にみたのが図5である。

茶，かんきつ及び肉用牛（肥育）を除くすべての営農類型について「悪くなる」と回答した農家の割合が「良くなる」と回答した農家の割合を上回っており，「悪くなる」の超過幅が最も大きいのが稲作50ポイントで，次いで畑作33ポイント，きのこ32ポイントとなっている。

9年度と比較すると，きのこ及び養豚（一貫）を除き，全体的に「悪くなる」の超過幅が縮小しており，特にかんきつについては「良くなる」と回答した農家の割合が大幅に増加している。

図5 当面の経営の見通し(営農類型別)



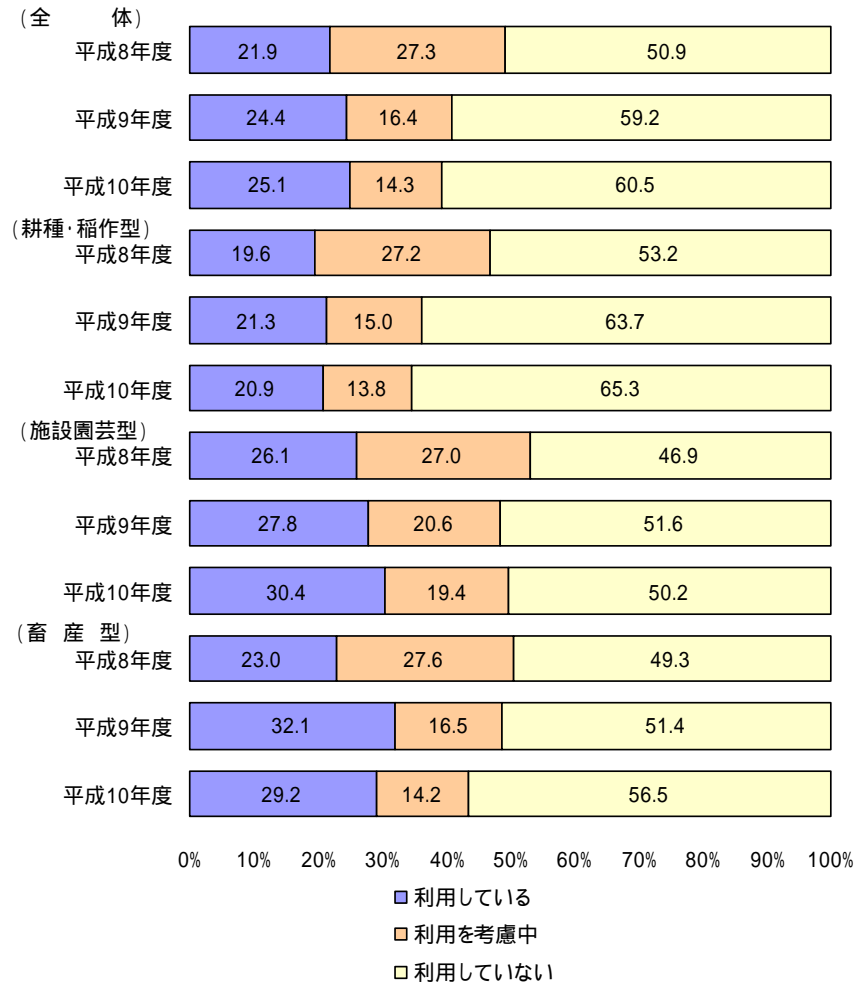
(5) パソコンの利用状況

ア．営農3類型別利用状況

パソコンの利用状況を営農3類型別に8,9年度調査と比較したのが図6である。全体では,25%の農家が利用しており,9年度と比較すると1ポイント増加している。利用を考慮中の農家は14%と減少傾向であり,パソコンを利用する農家としない農家がはっきり分かれてきているものと考えられる。

営農3類型にみると,施設園芸型及び畜産型の利用割合が約30%と高い。

図6 パソコンの利用状況(8,9年度との比較,営農3類型別)

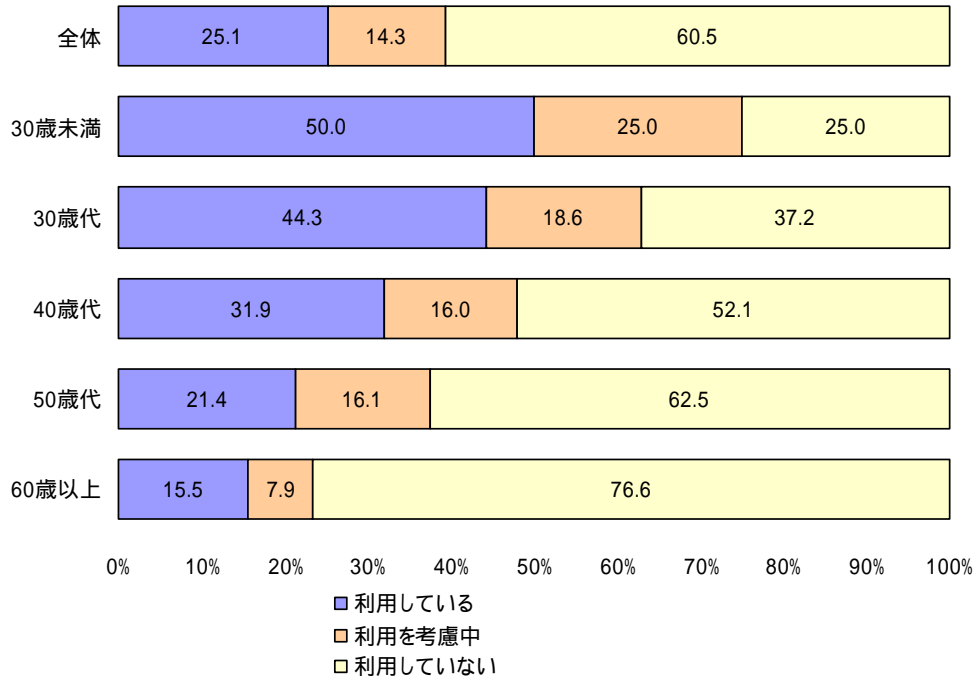


イ．年齢階層別利用状況

年齢階層別にパソコンの利用状況をみたのが図7である。

30歳未満の利用率が50%，30歳代が44%，40歳代が32%であり，若い年代での利用率が高い。

図7 パソコンの利用状況(年齢階層別)

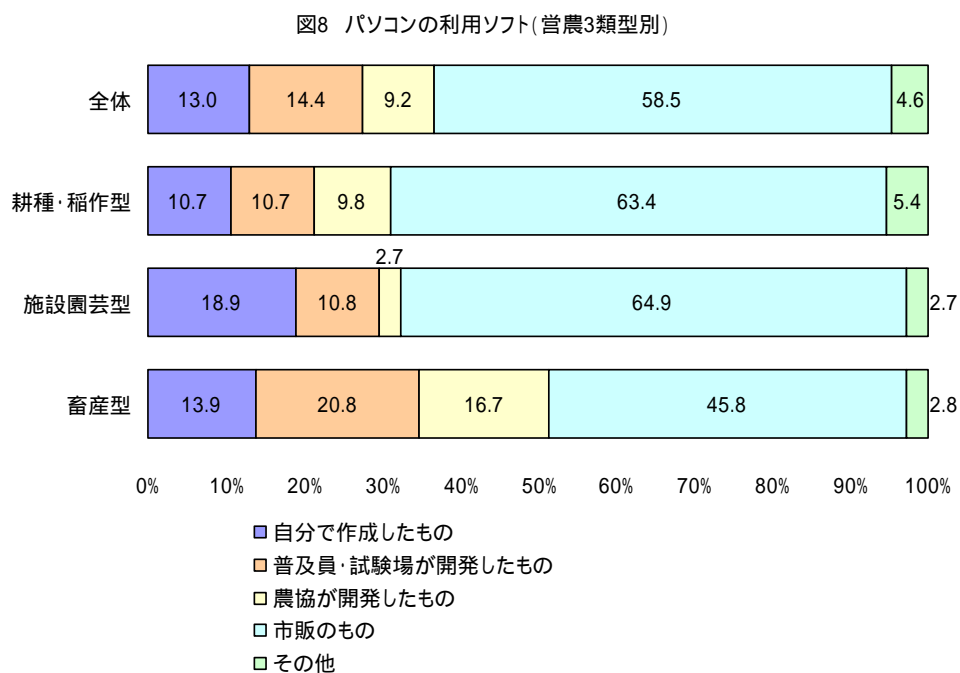


(6) パソコンの利用ソフト

パソコンを利用して簿記記帳 経営分析等を行っている場合の利用ソフトについて営農3類型別にみたのが図8である。

全体ではソリマチ等市販のものが59%と圧倒的に多く、普及員・試験場が開発したものが14%と続く。

営農3類型別にみると、施設園芸型では自分で作成したものが19%と多く、畜産型では普及員・試験場が開発したものが21%と多い。施設園芸型の場合は、作物の種類等パターンが経営によって異なるため、自分で作成したものが多くなっていると考えられる。

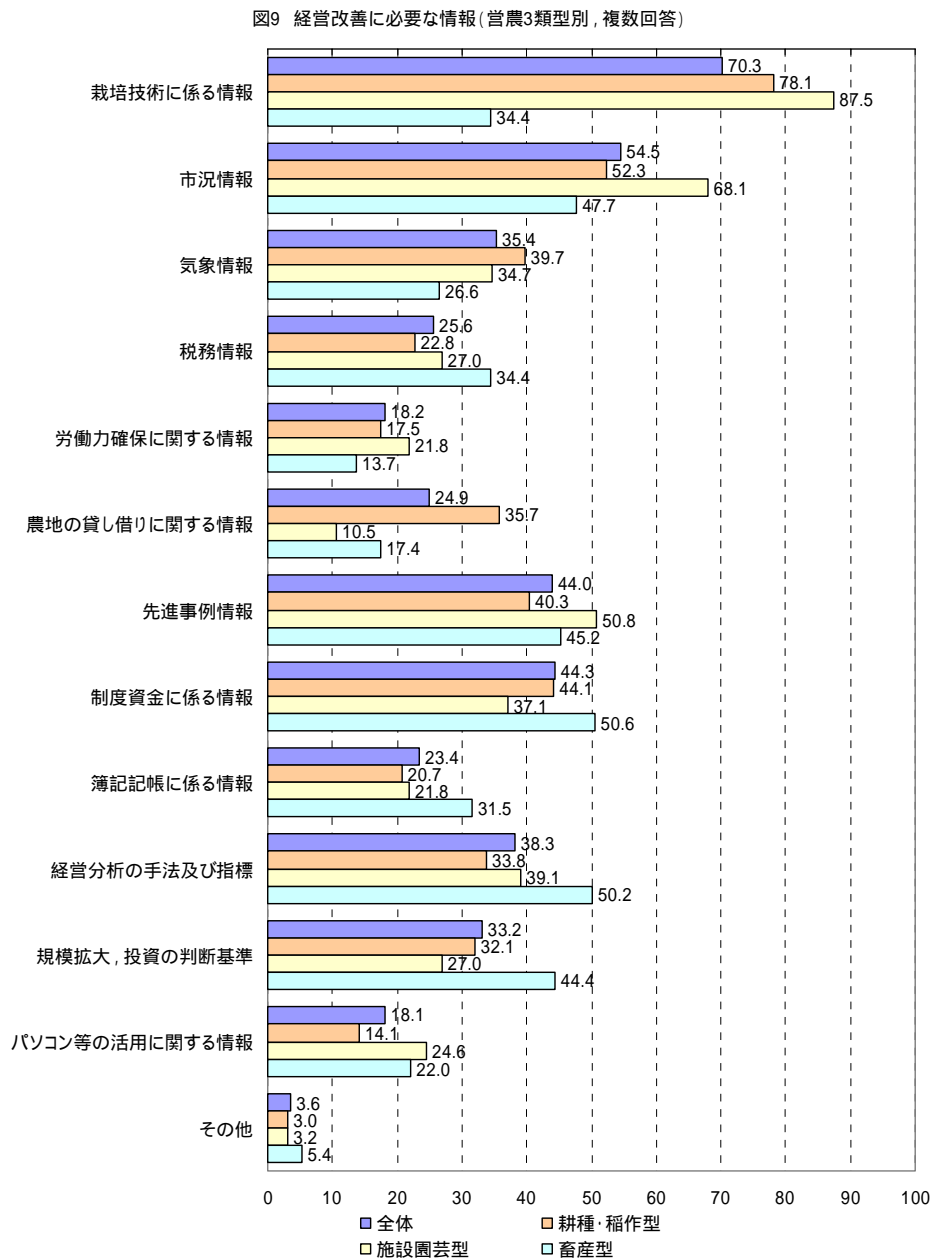


(7) 経営改善に必要な情報

経営改善に必要な情報について、営農3類型別にみたのが図9である。

全体では、栽培技術に係る情報が70%と最も高く、次いで市況情報54%、制度資金に係る情報44%、先進事例情報44%、経営分析の手法及び指標38%、気象情報35%、規模拡大、投資の判断基準33%と続く。

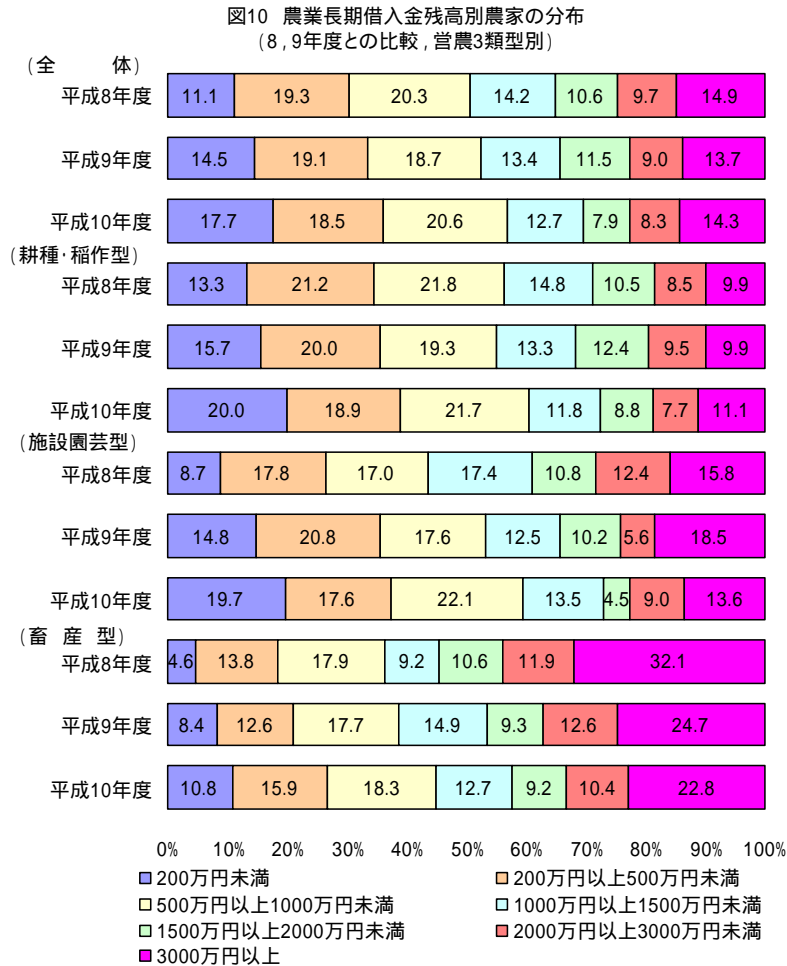
営農3類型別にみると、畜産型において、経営分析の手法及び指標が50%、規模拡大、投資の判断基準が44%であり、経営分析への取組みの意識が強く出ているものと考えられる。また、施設園芸型においては、栽培技術に係る情報が88%、市況情報が68%と高くなっている。



(8) 農業長期借入金残高

農業長期借入金の現在残高について農家の分布を営農3類型別に8,9年度調査と比較したのが図10である。全体では,200万円未満が18%,200万円以上500万円未満が19%,500万円以上1,000万円未満が21%であり,9年度調査と比較するとおおむね1~3ポイント増加している。僅かながら借入金残高が減少傾向にあると考えられる。

営農3類型別にみても同様の傾向である。

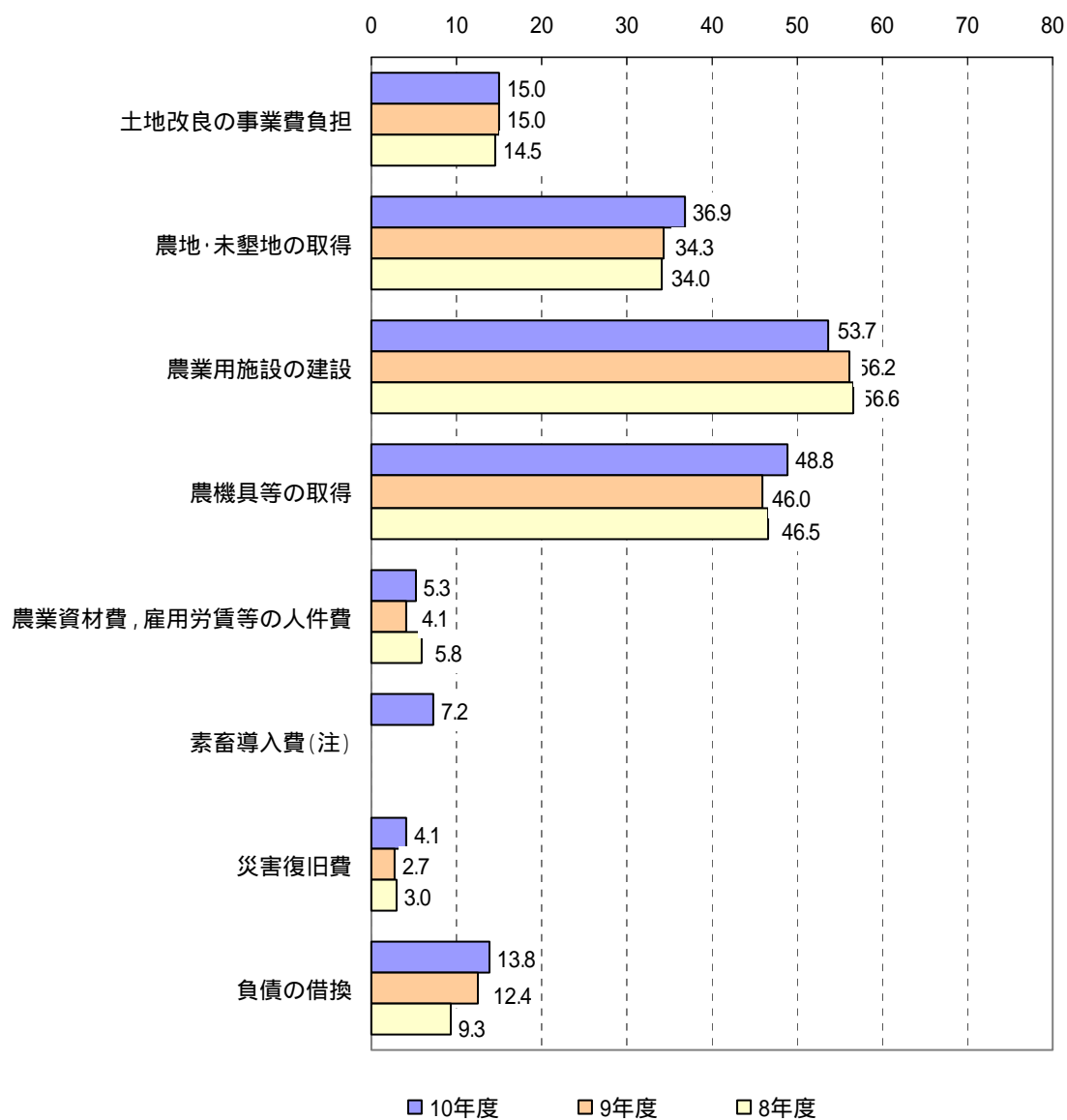


(10) 現在の農業長期借入金の借入目的

現在残高のある農業長期借入金の借入目的について(全体)8,9年度調査と比較したのが図12である。

ほとんど8,9年度調査と傾向は変わっていない。

図12 現在の農業長期借入金の借入目的
(8,9年度との比較,全体,複数回答)



(注)素畜導入費は平成10年度のみ回答項目

(11) 今後の借入予定

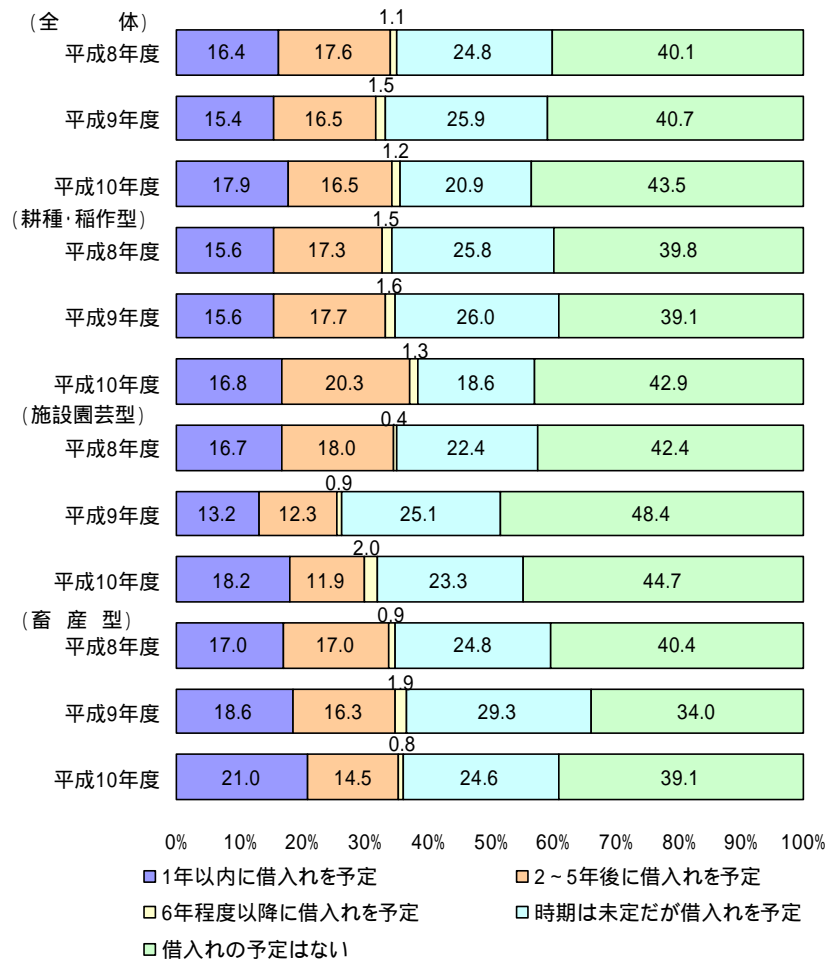
ア．営農3類型別借入予定

今後の借入予定について営農3類型別に8, 9年度調査と比較したのが図13である。

全体では1年以内に借入れを予定が18%で、9年度調査より3ポイント増加している。

営農3類型で見ると、1年以内に借入れを予定が耕種・稲作型では1ポイント、施設園芸型では5ポイント、畜産型では2ポイントそれぞれ増加している。当面の経営の見通しが良くなるとみている農家が増加していることと比例する結果になっている。

図13 今後の借入予定(8,9年度との比較,営農3類型別)



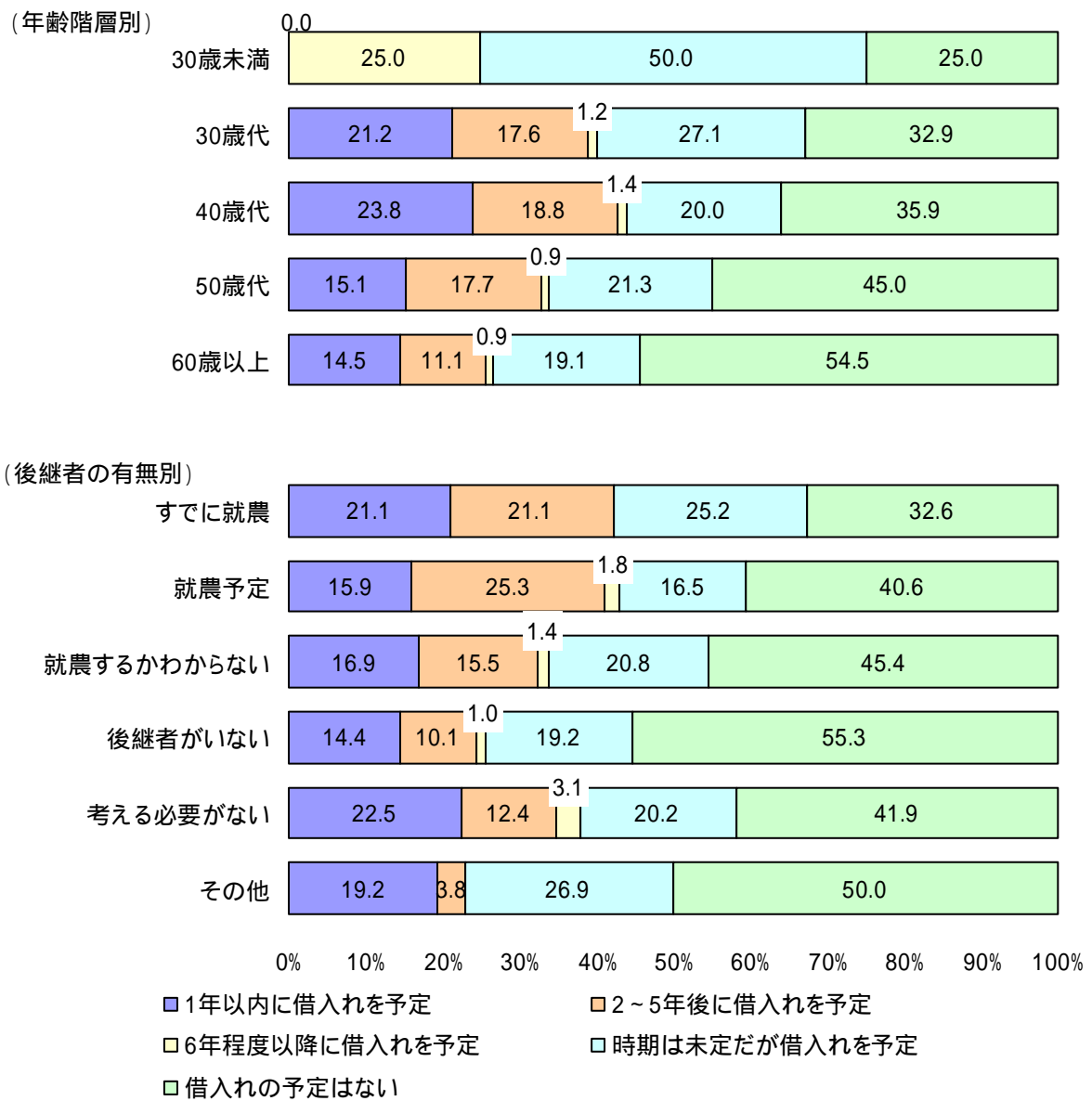
イ．年齢階層別及び後継者の有無別借入予定

年齢階層別及び後継者の有無別に今後の借入予定をみたのが図14である。

年齢階層別にみると、1年以内に借入れを予定がもっとも多いのは40歳代で24%続いて30歳代が21%と、これから農業を担っていく年代での借入予定が多く、高齢になるにつれて借入予定は減っている。

後継者の有無別にみると、1年以内に借入れを予定がもっとも多いのは、現在の経営主の年齢からみて今のところ後継者について考える必要がないで23% 現在後継者はすでに就農しているが21%と続いている。最も少ないのは後継者がいない農家で14%である。後継者の有無が投資、借入れに大きく影響していることがわかる。

図14 今後の借入予定(年齢階層別及び後継者の有無別)

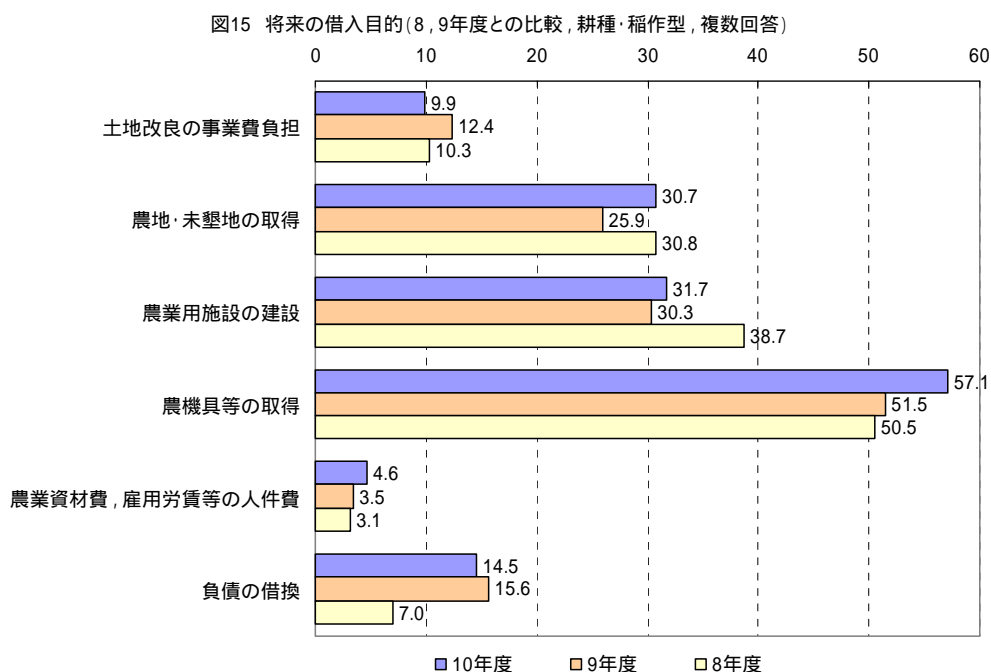


(12) 将来の借入目的

借入れを予定している農家について、将来の借入目的を営農3類型別に8,9年度調査と比較したのが図15～17である。

ア．耕種・稲作型の将来の借入目的

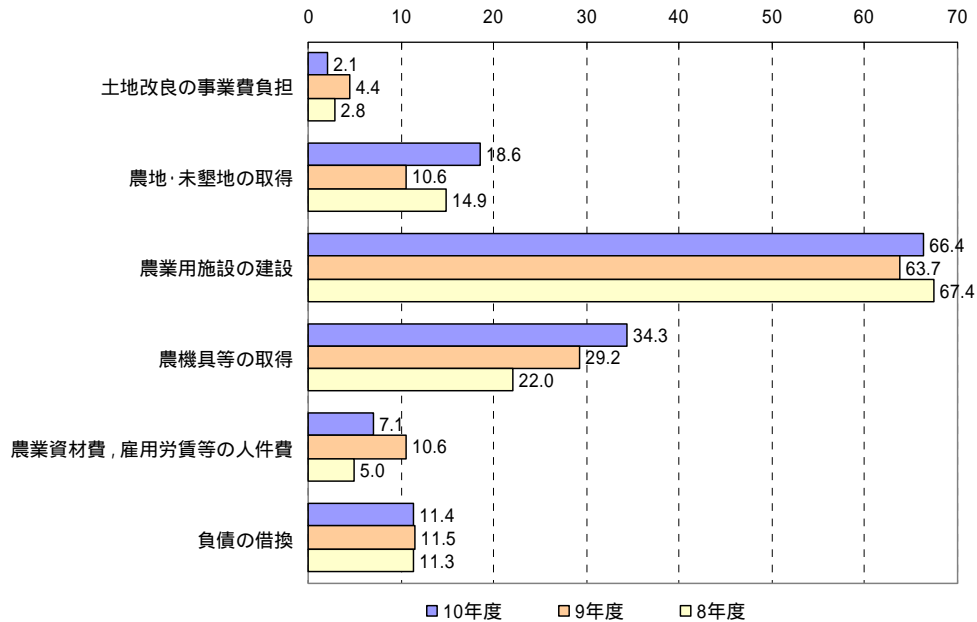
耕種・稲作型について9年度調査と比較すると(図15),農地・未墾地の取得が5ポイント,農業用施設の建設が1ポイント,農機具等の取得が6ポイントそれぞれ増加している。農地・未墾地の取得と農業用施設の建設は,9年度には減少したが,本年度は増加に転じている。



イ．施設園芸型の将来の借入目的

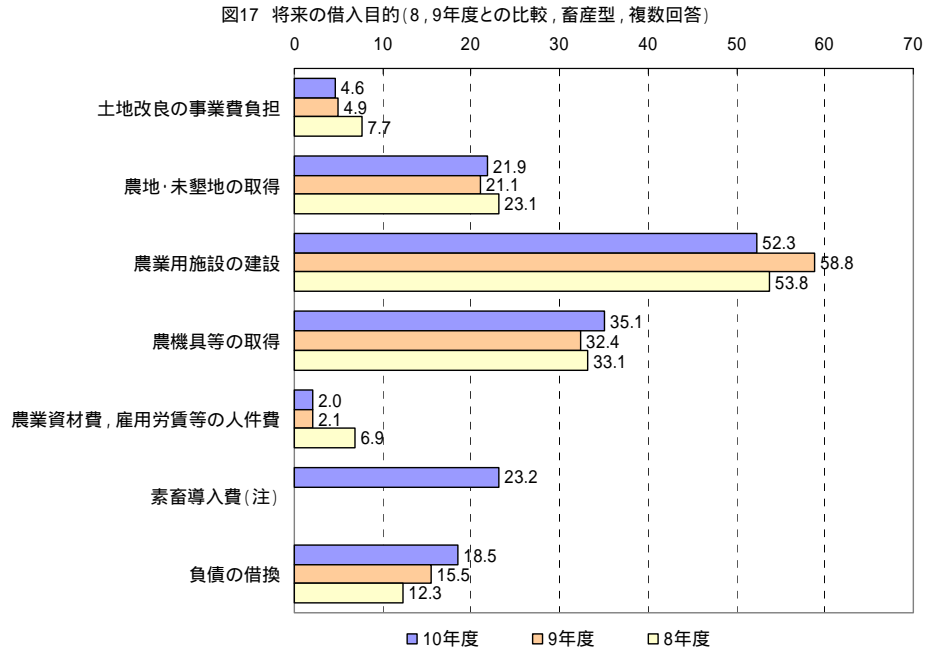
施設園芸型について9年度調査と比較すると(図16), 農地・未墾地の取得が8ポイント, 農業用施設の建設が3ポイント, 農機具等の取得が5ポイント増加している。農地・未墾地の取得と農業用施設の建設は, 耕種・稲作型と同様に9年度には減少したが, 本年度は増加に転じている。

図16 将来の借入目的(8,9年度との比較,施設園芸型,複数回答)



ウ．畜産型の将来の借入目的

畜産型について9年度調査と比較すると(図17),他の営農類型とは異なり,9年度に増加した農業用施設の建設が7ポイント減少している。また,負債の借換が3ポイント増加している。



(注)素畜導入費は平成10年度のみ回答項目

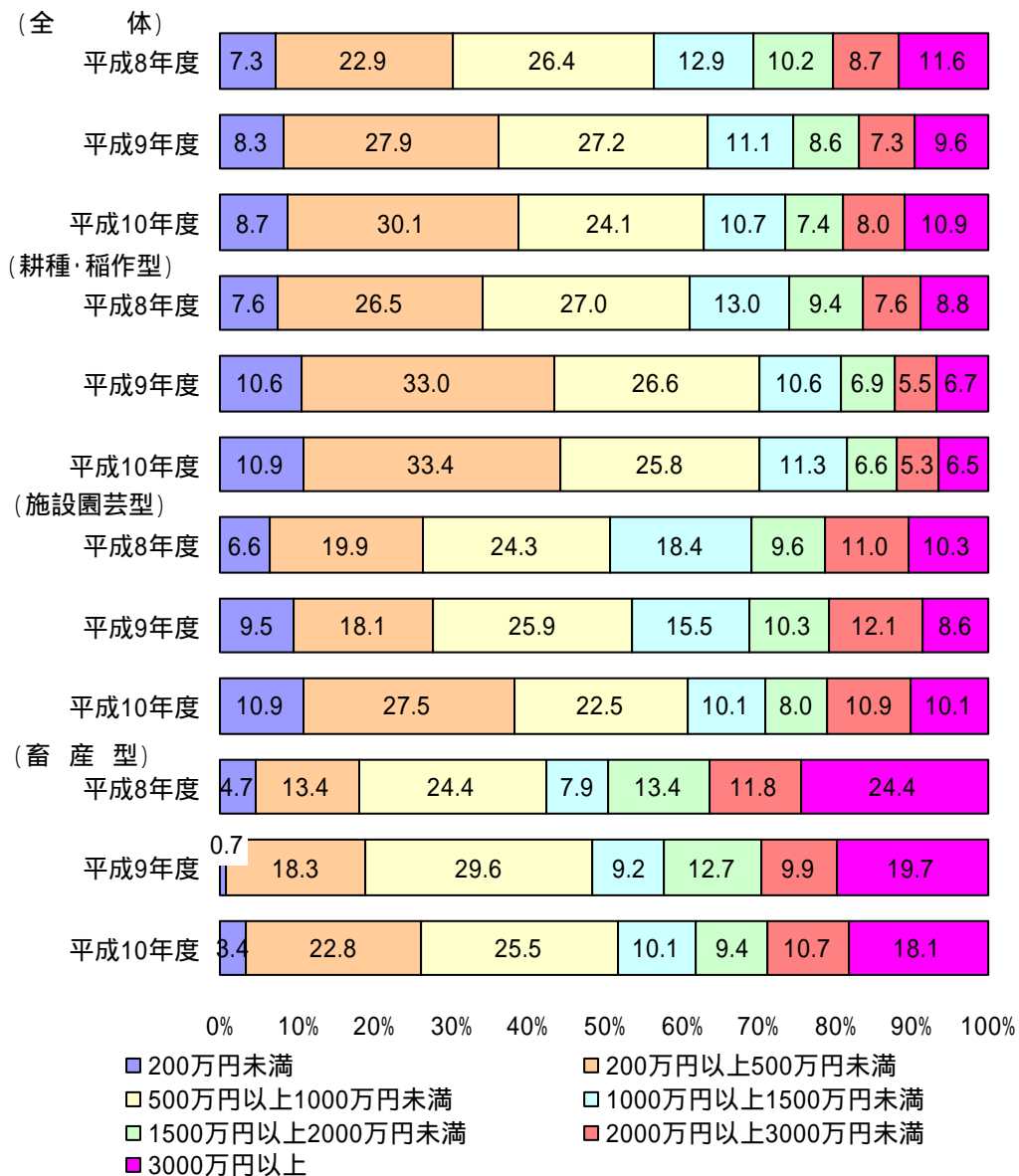
(13) 借入予定額

借入れを予定している農家の借入予定額を営農3類型別に8,9年度調査と比較したのが図18である。

全体では,200万円以上500万円未満が30%と最も多く,500万円以上1000万円未満が24%と続いている。9年度調査と比較すると,200万円以上500万円未満層が2ポイント増加しており,僅かながら借入予定額は少額の方にシフトしている。

営農3類型別にみてもほぼ同様の傾向であるが,畜産型については,3000万円以上の借入予定が18%もある。

図18 借入予定額(8,9年度との比較,営農3類型別)

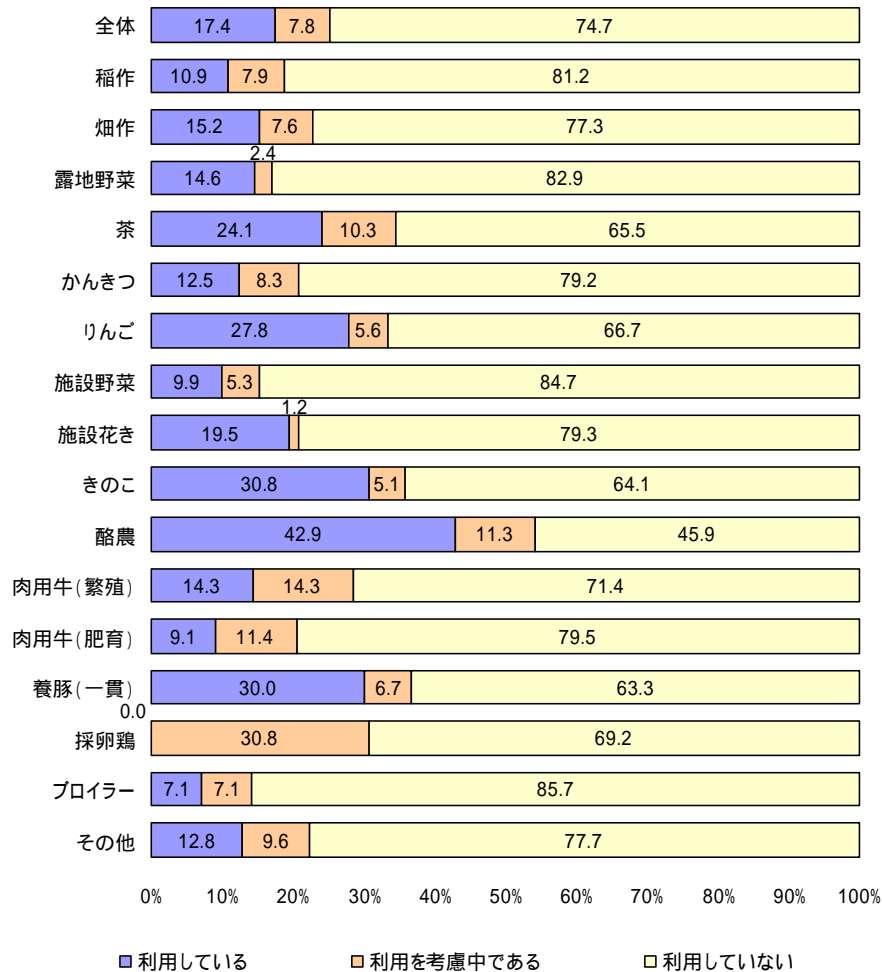


(14) 農機具，農業用施設等のリースの利用

農機具，農業用施設等のリースの利用について，営農類型別にみたのが図19である。

全体では，利用しているが17%，利用を考慮中が8%，利用していないが75%であった。営農類型別にみると，利用している割合が高いのが，酪農43%，きのこ31%，養豚（一貫）30%，りんご28%，茶24%であった。（ただし，アンケート調査票にリースの定義を明確に書いていなかったことより，レンタル，共同利用等についてもリースを利用と回答していることが考えられる。）

図19 農機具等のリースの利用(営農類型別)



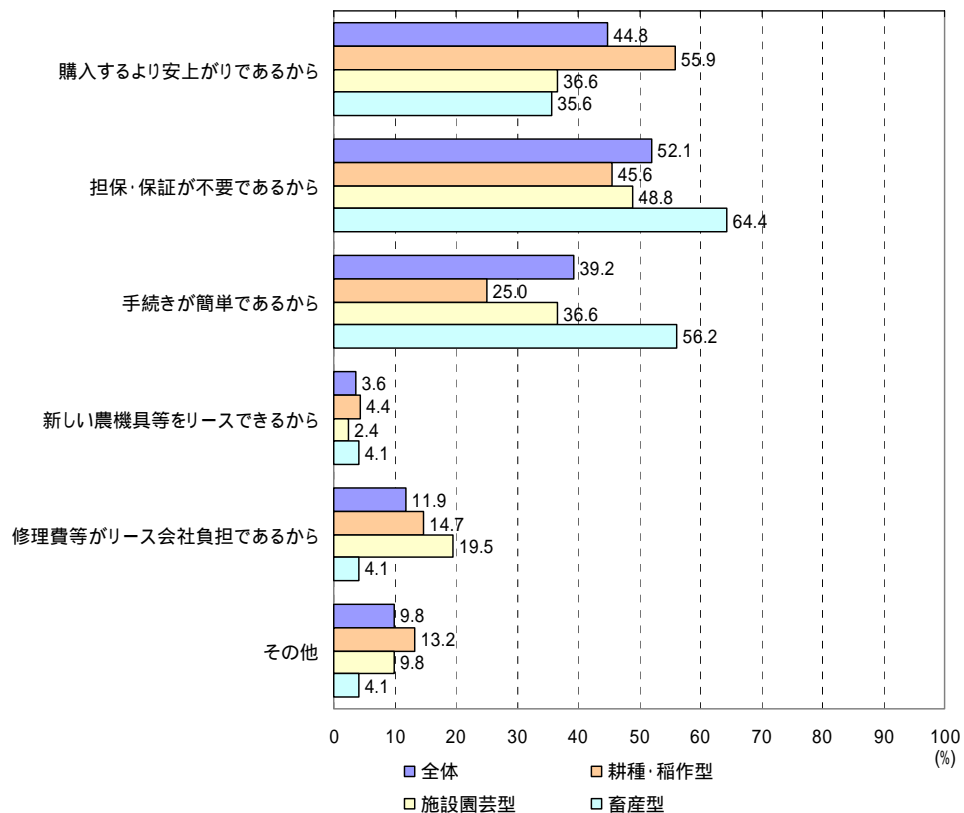
(15) リースを利用する理由

リースを利用している農家について、リースを利用する理由を営農3類型別にみたのが図20である。

全体では、「担保・保証が不要であるから」が52%で、「購入するより安上がりであるから」が45%、「手続きが簡単であるから」が39%と続いており、この3つが大きな理由と考えられる。

営農3類型別にみると、傾向は同じであるが、畜産型においては、「担保・保証が不要であるから」が64%、「手続きが簡単であるから」が56%と回答割合が高い。

図20 リースを利用する理由(営農3類型別,複数回答)



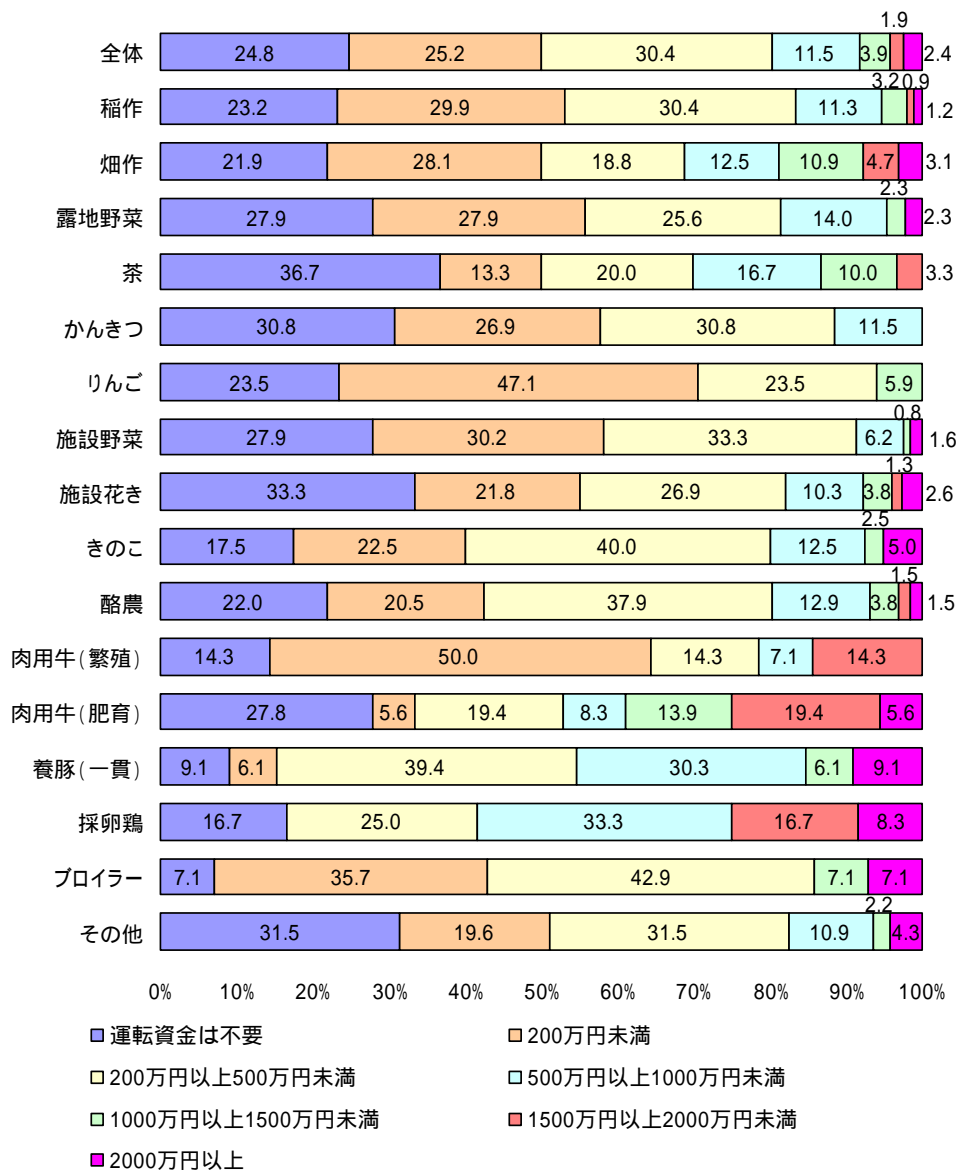
(16) 短期運転資金の必要額

農業経営における短期運転資金の必要額を営農類型別にみたのが図21である。

全体では、200万円以上 500万円未満が最も多く30%で、200万円未満が25%と続いている。また、運転資金が不要と回答した農家も25%もあるが、農協の購買貸越、営農貸越等の残高を運転資金と考えていない(アンケート調査票にはそれらも含むと解説していたが)ことによるものと考えられる。

営農類型別にみると、肉用牛(肥育)、養豚(一貫)、採卵鶏等畜産部門において500万円以上の割合が高く、多額な運転資金を必要としている。

図21 短期運転資金の必要額(営農類型別)



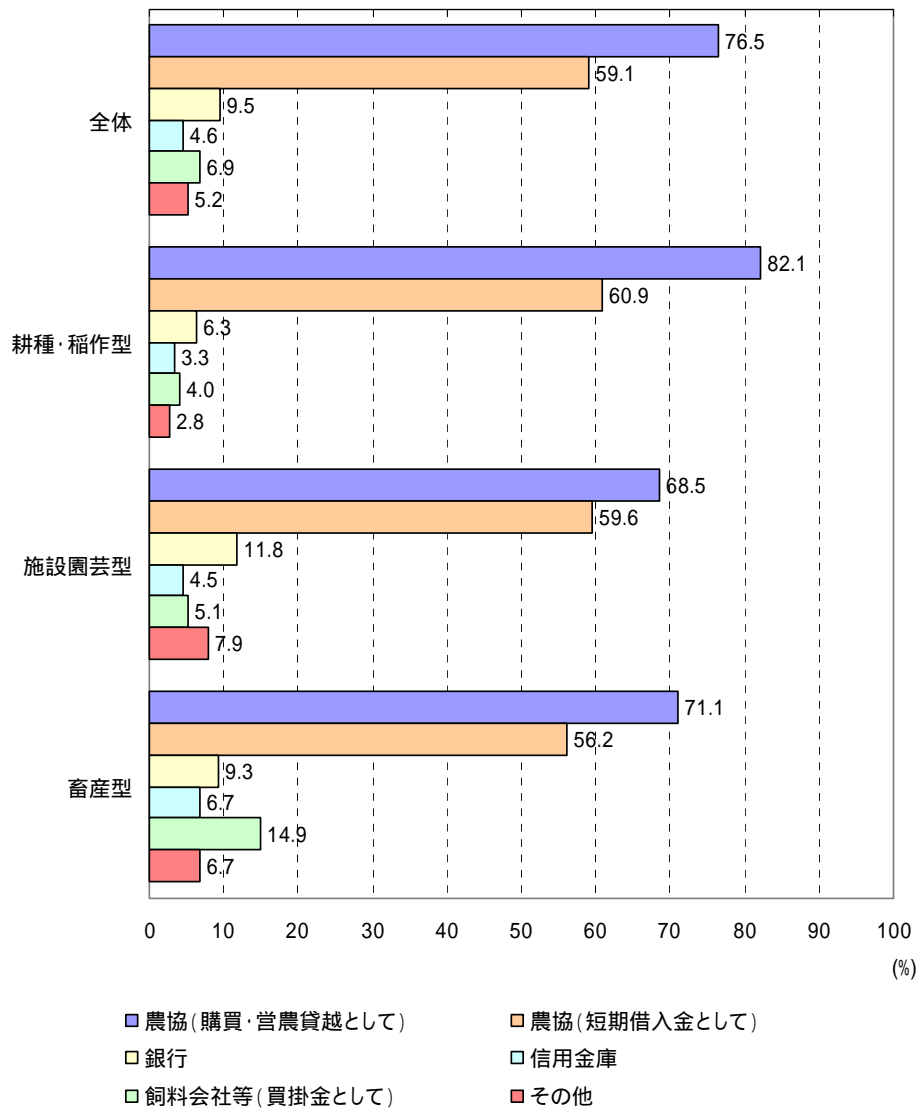
(17) 短期運転資金の調達先

短期運転資金の調達先について、営農3類型別にみたのが図22である。

全体では、農協（購買・営農貸越として）が77%と最も多く、農協（短期借入金として）が59%と続いており農協が圧倒的に多く、銀行、信用金庫等の利用は少ない。

営農3類型別にみても傾向は同じであるが、畜産型においては、飼料会社（買掛金として）が15%とやや高くなっている。

図22 短期運転資金の調達先(営農3類型別,複数回答)



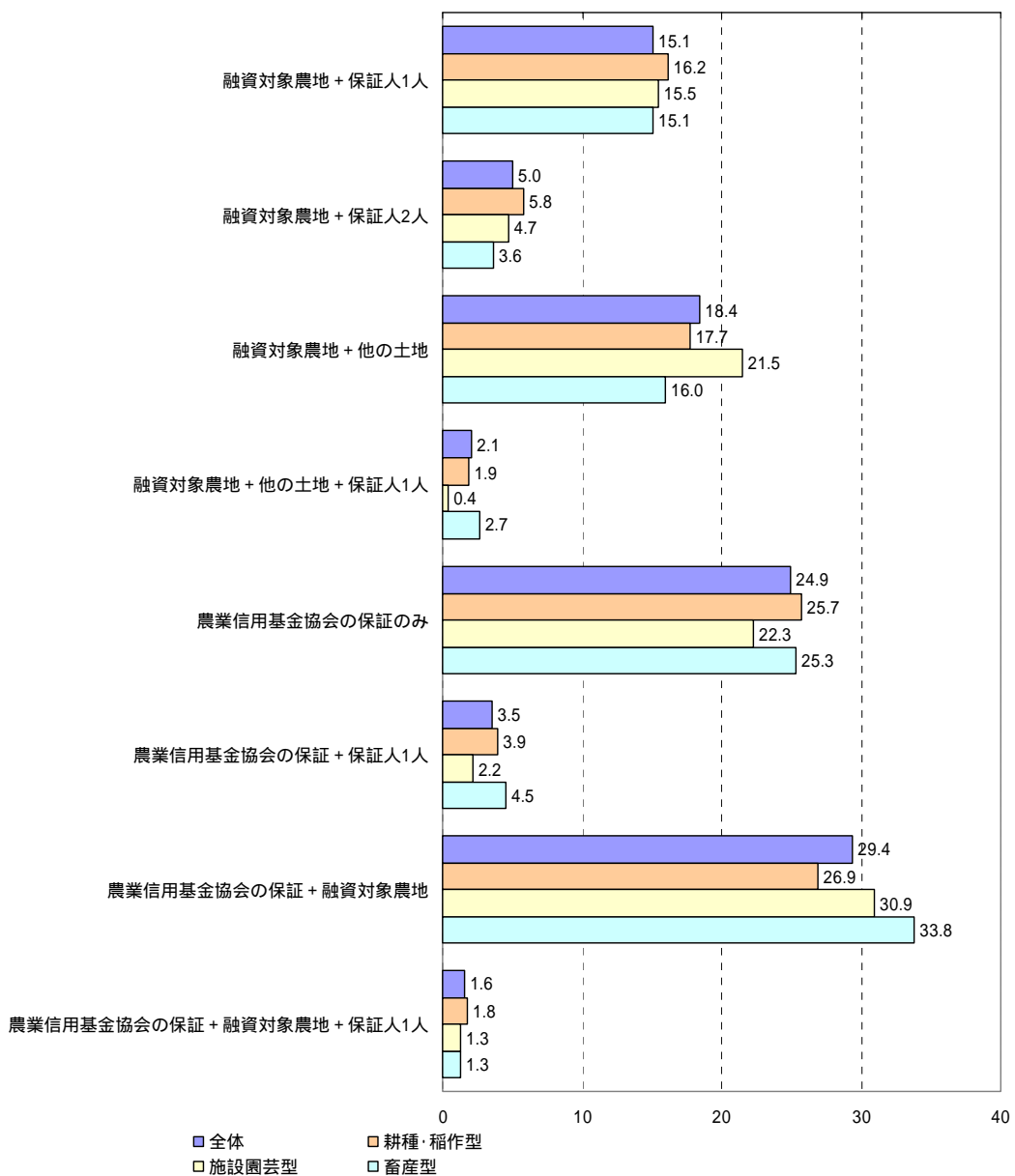
(18) 農家が希望する担保・保証人等

1000万円の農地と500万円のコンバインを購入するため融資機関から全額借入れを行ったと仮定して、融資機関が提示する担保・保証人等債権保全措置について、どのような条件を選択するかをみたのが図23である。

全体で最も多かったのは「農業信用基金協会の保証(以下協会保証という)+融資対象農地」で29.4%、続いて「協会保証のみ」が25.7%、「融資対象農地+他の土地」18.4%、「融資対象農地+保証人1人」16.2%の順であった。

傾向としては、協会保証を指向しており、保証人よりは土地担保を希望している。融資対象農地を担保として提供することに対しては、あまり抵抗がないようである。営農3類型別にみても特に差はみられない。

図23 農家が希望する担保・保証人等(営農3類型別)



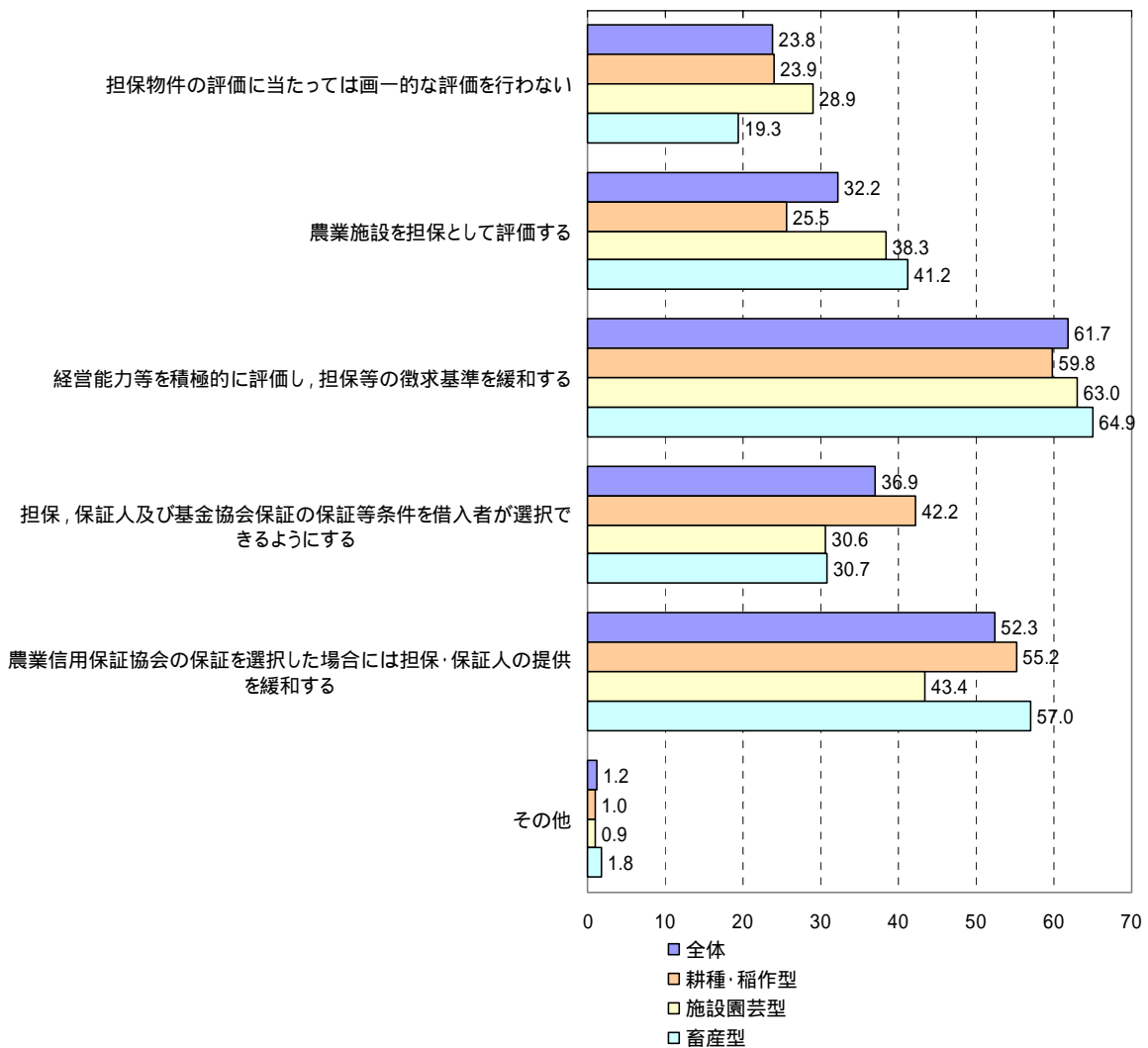
(19) 債権保全措置の改善要望

融資機関の担保・保証人等債権保全措置への改善要望をみたのが図24である。

全体では「借入者の経営能力，将来性等を積極的に評価し，担保等の提供の基準を緩和する」が最も多く62%で，続いて「農業信用基金協会の保証を選択した場合には担保・保証人の提供を緩和する」が52%，「担保，保証人及び農業信用基金協会の保証等条件を借入者が選択できるようにする」が37%の順であった。

営農3類型別にみると，施設園芸型及び畜産型においては，「農業施設を担保として評価する」も38～41%と多く回答している。

図24 債権保全措置の改善要望(営農3類型別, 3つ以内の複数回答)



(20) 自由記入の内容

アンケート調査票末尾の経営改善及び資金の借入に係る自由記入欄には、合計344の記入があり、自由記入を内容別にまとめると表1のような結果であった。

最も多かったのは、貸付条件の緩和・変更に関するもので44%を占めている。なかでも、担保・保証の弾力的運用や低利資金への借換え、金利引下げ等金利に関連する要望が多かった。次に将来の経営方針、借入れに関する考え方で26%を占めており、極力借入れはしない方針等の意見が多かった。手続きの簡素化・迅速化等融資手続きの改善に関するものも14%と多く見られた。

表1 自由記入の内容

内 容	件 数	割 合
1 将来の経営方針，借入れに関する考え方	89	26%
(1) 将来の経営方針に関するもの	26	8
(2) 経営の現状の厳しさを訴えるもの	15	4
(3) 借入に関する考え方	30	9
(4) 後継者の問題	6	2
(5) その他	12	3
2 貸付条件の緩和・変更に関するもの	152	44
(1) 担保・保証の弾力的運用の要望	46	13
(2) 低利資金への借換への要望	28	8
(3) 既往貸付金の金利引下げ，利息の減免等	24	7
(4) 低利資金，無利子資金の貸付	20	6
(5) 償還期限の延長等条件変更	13	4
(6) 運転資金等融資対象の拡大	8	2
(7) その他（融資枠不足等）	13	4
3 融資手続きの改善に関するもの	49	14
(1) 融資手続きの簡素化・迅速化の要望	26	8
(2) 審査基準の弾力化，もっと借りやすく， 担当者の理解不足等	23	7
4 農政一般に対する要望	26	8
5 農協に対する要望	11	3
6 その他	17	5
合計	344	100

3. 調査結果のまとめ

(1) 経営動向

経営実績は、10年度も「余り調子が良くない」と回答した農家の割合が多く、営農類型別では稲作、きのこ、肉用牛（肥育）、茶、酪農などが「余り調子が良くない」と回答した農家の割合が多かった。唯一かんきつが「順調に推移している」と回答した農家の割合が「余り調子が良くない」と回答した農家の割合を上回った。

当面の経営の見通しも、「悪くなる」と回答した農家の割合が多いが、「良くなる」の回答が増加しており、茶、かんきつは「良くなる」と回答した農家の割合が「悪くなる」と回答した農家の割合を上回った。

(2) 経営管理

パソコンの利用状況は、25%が利用していると回答しており、僅かながら増加傾向にある。30歳未満、30歳代では約4～5割が利用していると回答しており、若い層ではパソコンに対する抵抗はない。

経営改善に必要な情報としては、栽培技術に係る情報、市況情報について多く回答しているが、経営分析の手法及び指標、規模拡大、投資の判断基準についての回答も多い。

(3) 資金借入動向

今後の借入予定は、1年以内に借入れを予定が僅かながら増加。当面の経営の見通しが良くなるとの回答が増加していることと関連があるのではないかと考えられる。年齢階層別にみると、これからの経営の担い手となる40歳代で、1年以内に借入れを予定の回答が多く、また、後継者の有無別にみると、後継者が既に就農、年齢的に考える必要がない層の借入予定が多い。

今回は、資金の借入との関係において、リースの利用実態を聞いた。利用していると回答した農家が全体で約2割であった。酪農、きのこの利用が多い。リースを利用する理由は、「購入するより安上がりであるから」、「担保・保証が不要であるから」、「手続きが簡単であるから」の回答が多かった。

短期運転資金の必要額については、2百万円以上5百万円未満の回答が30%で最も多く、2百万円未満が25%と続いている。運転資金は不要と回答した農家も25%あるが、これは、購買貸越等を運転資金と考えていないのではないかと考えられる。

畜産関係は必要額が大きくなっている。調達先はやはり農協が圧倒的に多い。

(4) 融資機関の債権保全措置への改善要望等

農協に対する担保等の調査の関連において、農家が希望する担保・保証人について条件を設定して聞いた。「協会保証＋融資対象農地」が3割で最も多く、「協会保証のみ」、「融資対象農地＋他の土地」、「融資対象農地＋保証人1人」と続く。基金協会保証への指向が強く、また、保証人よりは土地担保を希望しており、融資対象農地を担保として提供することについては抵抗がないと見られる。

融資機関の債権保全措置への改善要望としては、「経営能力を積極的に評価し、担保等の徴求基準を緩和する」、「協会保証を選択した場合には担保・保証人の提供を緩和する」の回答割合が高かった。

以上

第3章 現地実態調査結果

農協の担保徴求実態等については第1章 農家資金の借入動向については第2章の各アンケート調査においても把握を試みたところであるが、現地における具体的事情を把握するため農協の信用事業の実情及び農家の経営の実情について聞取調査を実施した。

その調査対象は、表1に示すとおりである。

表1 平成10年度の現地実態調査対象農協及び農家

(金額単位：億円)

	A 県		B 県		C 県	D 県
	A 農協	B 農協	C 農協	D 農協	E 農協	F 農協
組合の区域	1市1町1村	1市3町14村	3市8町2村	4町	1市1町	1市2町
組合員数 (うち準組合員数)	15,940 (3,980)	30,507 (9,482)	44,420 (24,407)	15,284 (7,443)	10,712 (4,657)	10,443 (2,762)
職員数	660	1,358	1,106	453	254	277
出資金残高	35	51	27	59	12	10
貯金残高	1,490	2,309	3,850	1,440	838	439
貸出金残高	448	361	1,019	436	174	105
貯貸率	30.1%	33.6%	26.5%	30.3%	20.7%	23.9%
調査対象 農家	a 42歳 水稻+施設 花き(洋ソ)	c 43歳 果樹 (梨・りんご・桃)	e 52歳 水稻+ 野菜(レタ ス)	g 45歳 花き (ガーベラ)	i 26歳 果樹 (ぶどう)	k 50歳 水稻+施設野菜 (ホウレ ン草)
	b 33歳 果樹 (ぶどう・りんご)	d 43歳 果樹(梨など) +水稻	f 55歳 茶	h 46歳 茶	j 41歳 果樹 (ぶどう・柿)	l 65歳 果樹 (梨)

(注) 農協のデータは、平成9事業年度の数字である。

表1に示した6農協及び農家12戸に対して、現地訪問の上聞取調査を実施した。

以下、調査結果の概要について述べる。

A県A農協

1. 地域の農業と農協の概要

この農協は管内がA市を中心に1市1町1村にまたがる合併農協で、合併後6年が経過している。県内の有力都市A市とその近郊に位置し、組合員の多くが混住地域に居住している。

管内の農業生産額は、図1の通りで、野菜、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営が多く、稲作はメインになっていない。営農技術員は全部で47名いるが、その配置は野菜21名、果樹12名、食糧8名、畜産6名と、野菜、果樹が多い。農協の生産者部会は全部で35もあって実に多彩、いかに作目が多いかを示している。

農協事業のうち経済事業(平成9年度)は、販売196.3億円、購買106.0億円となっているが、販売、購買とも前年度より減少していること、購買では生活資材が生産資材を大きく上回っていることが特徴である(表2)。他に住宅16.8億円、農機・自動車19.8億円があるが(平成9年度)、いずれも前年度を下回っている。

農協の支所数は15、組合員数は正組合員11,960名、準組合員3,980名、組合員戸数は9,846戸となっている(平10.2末)。職員は常雇的臨時雇用を含めて772名、役員56名となっている。

2. 信用事業の概要

信用事業の概要を示すと次のようになる(表3)。貯金1489.6億円に対し貸出金448.1億円、貯貸率30.1%、前年の27.9%に対しわずかに上がった。不動産関係融資は年3%の割合で伸びてきたが、最近頭打ちで、よい貸付先がなく困っている。貯貸率は30%を50%にもってゆきたいとしている。資金需要はどこでもそうだが、農業長期資金が少なく、不活発。近郊らしく、アパート・マンション、住宅の比重が高いがこれもかつて程ではなく、貯貸率を改善できる見通しが無い。

貸出金のうち証書貸付金が403.9億円(90.1%)、うちJA統一ローンが234.0億円(57.9%)を占める。内訳はアパート・マンションローン116.9億円、住宅ローン92.2億円、自動車ローン12.6億円、他にカード、教育、クローバー、農機具などの各種ローンがある。

市街地を控え、アパート・マンション経営、個人住宅需要が多い。このためアパート・マンションローンの比重が極めて高い。

証書貸付403.9億円の中で近代化資金は4.4億円、公庫資金は10.2億円と、農業長期資金の需要は弱い。そこで最近、力を入れているものに次の3資金があり、一定の成果を挙げている。

農業特別支援資金：資材購入が大型店に食われている対策として、購買事業活性化のための農協プロパー資金で、貸付限度300万円、金利2.3%、ただし農協が1%助成して1.3%。

雪害対策資金：雪害によるパイプハウス等の再建築資金として限度500万円、金利1.3%のプロパー資金。とを一括して「農業特別支援資金」といい、平成10年1月に要項を制定、短期間で合わせて3億円を貸し付けた。

台風対策資金：農協，県，市の助成で農家利子はゼロ。個人ごとに 500万円を限度とする。ワク 5.4億円のほとんどを借りた。他に天災資金（金利 1.1%）も発動され，JA 基金・農協の上乗せ助成により無利子。

以上 3 資金で 8 億円強。農業資金は全体からみると少ない。ただし天災資金の需要は強く，県のワク 30 億円に対して全県から計 45 億円の申し込みがあったという。

このほかに信用事業ではないが，経済事業の中の信用供与のひとつに家畜預託（家畜預託実施要項）がある。30 戸の肉牛（肥育）農家に 1,516 頭分，6.2 億円の残高がある。この額は公庫資金より小さいが近代化資金より大きい。1 頭平均 40.9 万円の素牛代を貸していることになる。最高 400 頭を借りている経営があり，1 戸で 1.6 億円に達する。それでも固定化負債は過去に豚で少しあったが，現在は無い。

員外貸出には，なかなか守れないが 300 万円という限度がある。このため不良債権はごく少なく，過去に競売 2 件があったのみ。

3. 債権保全対策

徴求基準は合併前の 3 農協で少しずつ違っていたが，基準が統一されつつある。

JA 統一ローン：基準がはっきりしていて問題がない。アパート・マンションは住宅ローンと同じ。貸付要項，貸出基準チェックシートが全県的に決まっており，ここでもそれに従っている。

近代化資金：必ず協会保証を付ける。2,000 万円以上は保証人と担保と明記されている，それ以下の金額についてはいろいろなケースがある。

スーパー L 資金：審査会で審査。金額にかかわらず保証人 2 人。必ず担保をとっており，問題がない。

営農貸越：かつては保証人も担保もなかった。合併前は保証人をとるとらないの差があった。現在はワクを設定し，担保を入れさせている。ただし小口の場合，オリエントコーポやジャックスを利用し，担保なし，保証料のみとしている。営農貸越については「総合資金貸越要項」に規定がある。すなわち，

一般口（1,000 万円以内）：必要に応じ連帯保証人 1 名以上を徴する。

特別口（1,000 万円超）：担保を徴し，必要に応じ連帯保証人 1 名以上を徴する。

というように金額によって担保をとるとらないがあり，連帯保証人は「必要に応じ」となっている。

また用途を定めないローンについて「貸付要項」があるが，それによると，担保（田，畑，宅地，山林，原野，建物等の不動産及び有価証券）を徴した上で，ここでも「保証人は必要に応じて徴する」となっている。

貸付条件についての決裁は金額によって決裁区分（決裁者）が決まっている。例えば支所長は 500～1,000 万円の金額について決裁することができる。これ以上については本所裁となる。

その際の担保徴求には，支所段階で次の事項を「総合勘案」する。ただしこれらが規定上明記されているわけではない。

購買未収金の残高

農協利用率

今回借入前の担保（累計残高で判断する）

人柄・能力・勤勉度

年間売上高

過去のトラブル

要するに農協プロパーを中心に、債権保全措置はかなり弾力的に運用されており、とくに個々の農家の実情をよく知っている支所にかんがりの裁量権を与えている。これは合併前の実態を受け継いでいると同時に、農家の事情が複雑で、一概に処理できないと考えての結果であろう。

但し、債権保全措置に対する考え方はここでも変わってきており、保証人に対する信頼性が揺らいでいること、物的担保や協会保証のような客観性のある保全措置へ切替えたいという意向をもっていることである。保証人について農協の評価は、保証人はあまり保証にならない、個人保証は保証の貸し借りをづくり、「くされ縁」を発生させる、として個人保証人に対する不信を表明している。その背景として、今も身内の保証人、相保証があること、人のつながりが希薄になり負債を知られるのをいやがる風潮があることを指摘している。結局、方向として、個人保証より物的担保、機関保証の方向を取るべきだとしている。

アンケートに対するこの農協の答えの中に、今後の債権保全措置について「弾力的にする」と「強化する」の、一見相反する回答があった。この点について説明を求めたところ、その意味は次のように解釈される。

弾力化する：担保以外の条件を総合勘案する。

現在は担保不足でも数年後の元金減少を見越して受け入れる。

強化する：個人保証は限度があるので、物的担保、機関保証を強化する。

以上、徴求基準を変えないで、運用でやってゆく。

このようなやり方は無定見のように見えるが、融資先農家の実情を熟知した支所職員と支所長によって慎重に行われる限り、基準は曖昧なところがあるが農協らしいやり方ともいえる。また農協でなければできない審査であるともいえる。（農協プロパーについては）支所からあげてくるので支所長の考えで多少判断が違ってくるという問題はあるが、これまで大きな問題がなかったことをみても、当分は有効な方法といえよう。

しかし現場の「総合勘案」が行き過ぎると、恣意的になって審査される者から不信を招くおそれもあり、今後は審査する機関や基準についてなるべく客観化してゆく必要がある。

（新井 肇）

図1 A農協管内農業生産額

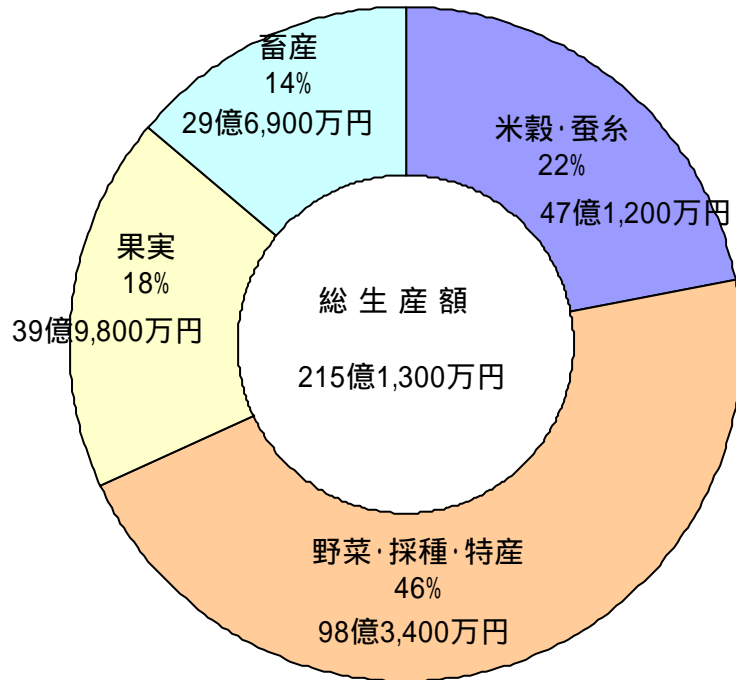


表2 経済事業の概要

(1) 販売品取扱高 (百万円)

年 度	平成 8	平成 9
米穀・蚕糸	4,109	3,613
野菜・採種・特産	9,126	9,535
果 実	3,971	3,499
畜 産	3,161	2,987
計	20,367	19,635

(2) 購買品供給高 (百万円)

年 度	平成 8	平成 9
肥 料	995	1,026
農 薬	857	819
飼 料	846	775
施設資材	1,723	1,809
生活資材	6,699	6,176
計	11,120	10,607

表3 信用事業の概要

年 度	平成 8	平成 9
貯 金	150,771	148,969
貸出金	42,109	44,812
預 金	101,995	97,335
有価証券	8,894	8,475
貯貸率 (%)	27.9	30.1

(注) 各年度末現在

農家 a

a氏は42才。稲作1ha，施設園芸 2,000m²の専業農家だが，メインは後者の胡蝶らんの温室栽培である。大学卒業後，後継者となったが，トルコ桔梗から胡蝶らんに転換，現在5～6万鉢を所有，年間24,000鉢を出荷し，所得は1,500～2,000万円（所得率30～40%）と最近ようやく安定してきた。このように経営は順調だが，当分，現状維持でゆきたい，規模拡大の予定はないと答えている。

経営管理はしっかりしており，パソコンによる複式簿記と営農日記を記帳し，インターネットもやっている。ソフトは地元のソフト会社に独自に開発を依頼したもので，この辺にも経営者の自立心が見える。もちろん青色申告をやっているが，法人化については税理士とも相談し，今の規模ではとくにメリットがないだろうということで，当分見送ることにしている。

借入金は次のようになっている。

平成3	近代化	2,000万円，温室 1,000m ²
平成7	農協プロパー	1,000万円，温室 500m ² ，金利 3.9%
平成9	スーパーL	1,800万円，温室 500m ² + クーラー
	合計	4,800万円（現在残高 2,030万円）

残高 2,030万円に対し償還額（元利）は年 300万円未満，所得額から見てとくに問題がない。

債権保全措置については，担保として宅地 200m² + 保証人 2人（親戚）を入れているが，保証人は頼みにくい，経営者の能力を評価し，信用してほしい，農業信用基金協会保証を選択した場合は担保，保証人を勘弁してほしい，というようにここでも保証人はずしの要望が強かった。特徴として，固定資産投資額が大きいだけに，施設（温室）を担保として評価してほしいと，園芸農家らしい要望があった。

（新井 肇）

農家 b

昭和62年大学卒業後に、郷里における父親の農業経営を継承した。ぶどうが主力であり、120aの園地で巨峰、ナイヤガラ、デラウエア（加温）ほかの品種を栽培する。ぶどうのほかは、りんごを100a、ふじ、つがる、乙女、王林を栽培している。果樹以外には、田が60aあって米を作っており、畑100aについては貸地している。

家族労力は、父（67歳）、母（65歳）、妻（32歳）である。子供は男（5歳）、女（1歳）とまだ幼児であり、現在のところは農業後継者をどうするかの問題には直面していない。雇用は、常雇2名、臨時4名である。繁忙期には臨時労力が必要だが、これを確保するためには色々と苦勞が多い。

経営管理のためパソコンを利用している。平成3年ごろにパソコンを購入し、ソフトは、ソリマチの農業簿記を利用している。簿記記帳、決算、青色申告に利用するのが主要な利用方法であり、その他のパソコン利用は余りしていない。経営情報として関心のあるのは、栽培技術、市況、労働力、先進事例及び制度資金に関するものであるが、これらの情報をインターネットによって求めることはほとんどない。それぞれ農業改良普及センター、農協、人材バンク等のルートによって情報収集を行っている。

経営動向は、前年と比べて概ね順調に経過したと思っている。

農業粗収入は、ぶどう 7,000千円、りんご 4,000千円、米 800千円、合計額11,800千円である。専従者給与も含む農業所得は 6,000千円程度である。今後の見通しは、果実の販売単価が伸びなやんでいるので、少し悪くなるのではないかと思っている。

借入金の状況は次のとおりである。

資金使途	借入金残高	備考
災害資金（台風関連）	5,000 千円	無利息
近代化資金（0-157 関連）	1,000	年1%
合計	6,000	

上の表の災害資金は、ぶどうのパイプハウス建設資金（スーパーL資金）を、台風災害を機に借り替えたものである。

当面は、このほかに借入れる予定はない。

農機具等のリース利用はしていないし、今後も利用する予定はない。

短期運転資金については、最大2百万円ほど必要であるが、これは農協の営農貸越によって調達できる。農協以外の金融機関から借入れる必要性は、ほとんどない。

もし10百万円の農地取得と5百万円のコンバイン購入のため借入を行った場合の担保・保証条件としては、融資対象物件及びその他の土地の担保提供を選択する。

一般的なケースにおける担保・保証条件については、借入者がその方法を選択できるようにしてほしい。この場合、農業信用基金協会保証を選択したときには、担保・保証人の提供

を緩和してほしいと要望する。

(佐々木徹)

A県B農協

1. 地域の農業と農協の概要

B農協は、平成9年12月1日に県南部の6農協（1市3町14村）が合併して発足した、比較的歴史の新しい広域農協である。中心となるB市は、やや平坦な盆地状の地形であるが、管内は概ね傾斜地の多い中山間地域となっている。

管内の農業生産の状況は、農協の平成9年度事業報告書（3か月決算）から販売品取扱高を見ると次のとおりである。（年間の総販売額は、この金額のおよそ4倍とみられる。）

販売品取扱高（1～3月分）

金額単位：百万円

品目	金額	構成比
果実	3,026	48.4%
畜産	1,524	24.4%
きのこ	1,306	20.9%
野菜・米・ほか	390	6.2%
合計	6,246	100.0%

3か月決算であるから、米、野菜等はやや低めに表れているが、年間で見ただけでも農産物の量的なウェイトは、果実、畜産、きのこ、野菜、米の順になっている。

果実は、りんごが主体であるが、そのほか、なし、もも、梅、柿、ぶどう等多品目である。畜産物も、肉牛、肉豚、酪農、鶏卵、兎、山羊等とこれも多品目である。

購買事業は、平成9年度の3か月決算の結果が次のとおりである。生活資材供給高のウェイトが（燃油を含むこともあり）かなり高い。生産資材では、飼料のウェイトが最も高い。

購買品供給高（1～3月）

金額単位：百万円

	平成9年度	構成比
肥料	259	5.6%
農薬	135	2.9%
飼料	486	10.6%
施設資材	677	14.8%
生活資材	3,031	66.1%
合計	4,588	100.0%

組合員数は30,507名で、うち正組合員21,025名、准組合員9,482名、組合員戸数は26,660戸である。支所数は53あるが、これを旧組合ごとに六つの事業本部に分けている。生産部会は18である。

管内農業生産の今後の構想に関しては、18の生産部会が半年間の検討期間を経て、平成10年11月、今後10年間にわたる詳細な農業振興計画を樹立した。

まず基本方針としては、特産品づくり、担い手・土づくり、情報ネットワークづくりの「3づくり」を掲げた。

品目別にみると、やはり最大のウェイトは果実にかかっており、2001年の果実の総生産目標額は実に99億円に及んでいる。次いで畜産の総生産目標額は60億円、きのこは37億円、野菜が31億円、米が10億円、花き5億円の順である。1期を3年とし、第1期が2001年まで、第2期2004年まで、第3期2007年まで、そして2008年が最終目標年となっている。

この計画においては、多様化する農業の担い手を大規模専業タイプ、中規模プラスアルファタイプ、小規模いきがいタイプの三つに区分する。のタイプには果実専作、きのこ専作、野菜花き専作等のタイプを掲げ、さらにこれらの複合経営を選択できるようにする。また、のタイプについては具体的な所得目標を提示し、年度ごと、地域ごとの事業計画の中に具体例を提示することとしている。

この農業振興計画を集約したものは、大判の印刷物にして組合員全員に配布された。

2. 信用事業の概要

平成9年度の信用事業の概要は、次のとおりである。参考までに、合併前の最大の組合であったG農協の数値と対比して示した。主だった割合が、そのまま継続していることが分かる。

信用事業の概要

(金額単位：億円)

項目	平成9年度	平8(G農協)参考値
貯金	2,309	1,073
ウチ定期性	1,804	862
ウチ要求払	505	210
貸出金	751	361
ウチ長期貸出金	635	301
ウチ短期貸出金	116	60
預金	1,505	678
有価証券	65	36
貯貸率	32.5%	33.6%
貯預率	65.2%	63.2%
貯証率	2.8%	3.4%

農協貯金は、順調に伸びている。合併記念貯金「フレッシュS」についても目標を上回る実績となった。貯金残高は、計画対比で1ポイントの伸びである。

貸出金は、計画対比では逆に1ポイント下回った。しかし実績対比でみると、3ポイント伸びている。

長期貸出金のうち、農業制度資金のウェイトは大きくない。合併前の平成6～8年度のG農協の実情を見ると、農林公庫資金が30億円程度、農業近代化資金が7～4億円程度で推移しており、長期貸出金の1割程度の割合を占めるに過ぎなかった。

そのほか農協の独自の要綱融資として、バックアップ資金、ステップ農業資金、後継者育成資金があったが、これらの合計で3億円程度の実績であった。

ウェイトが大きいのは、いわゆるローンものである。G農協の場合、ほぼ半分の153億円がローンもので占められており、中でも住宅ローン、アパート・マンションローン、自動車ローンの割合が高い。

ローンのほかでは、地方公共団体への員外貸出（市町村の起債）が目立つところである。

したがって、こうしたローンものや員外貸出以外の長期貸出金が組合員への農業資金の、いわゆるプロパー融資の部分になっていると思われる。これらの特徴は、合併後のB農協においても基本的に継続しているものと思われる。

3. 債権保全対策

B農協には合併後に策定した「貸出金取扱い内規」がある。この内規によれば、「貸出取引には、原則として農業信用基金協会保証を受ける。やむを得ない場合は1名以上の連帯保証人」との規定がある。つまり原則は農業信用基金協会保証、第2の方法として、連帯保証人を徴することになっている。

次に「貸出取引には、必要により担保を徴する」との規定がある。これは、担保徴求が第3の方法であるようにも、必ずしもそうではないようにも読める。その「必要」の有無をどのように判断するのかという問題が残る。

合併前のG農協には、詳細な貸出金業務規定、貸付審査内規及び貸付審査内規細則があった。

貸出金業務規定では、まず「貸出取引には保証人をたてさせる」という規定があり、例外規定として、定期担保貸出、地方公共団体貸出、機関保証貸出、損失補償貸出、特に必要ないものの五つが定められており、これらの場合には保証人をとらないことになっている。次いで「貸出取引には必要により担保を徴求する」という規定があり、評価は処分見込価格とし、掛目を乗じて担保評価とする旨定められていた。さらに貸付金審査内規細則においては、農業近代化資金について、信用限度3百万円を超えるものは担保を徴求するか、農業信用基金協会保証を受ける旨の定めがあった。

現在のB農協の「内規」は、大筋でG農協の諸規定との継続性を維持しつつも、担保・保証人に関する規定はさらに漠然とした抽象的なものになっている。

これについては、合併後日が浅くて、まだ貸出取引に関する詳細な統一基準を定めるまでになっていないという事情があるものと思われる。

貸出取引の専決基準については、概ね3百万円以下は支所課長の決裁、概ね3千万円以下は基幹支所長の決裁、概ね7千万円以下は金融事業本部常務の決裁、概ね2億円以下は専務・副組合長・組合長の合議、それ以上は理事会付議となっているものの、支所にも通常の支所、基幹支所、地域事業本部のある支所があり、一様ではない。そこでB農協の専決基準には3種類の表があり、支所によって、また正組合員、准組合員、員外者等によって適用の基準が異なる。逆に専決規定の方は、合併前よりも詳細なものにならざるを得なかったものと思われる。

これらの規定及び融資運用については、今後新組合として統一規定化に向けて時間のかかる作業に取り組むことになるのであろう。

担保・保証人に関する取扱いの実態は次のとおりである。

まず農業信用基金協会保証をすべての貸出取引に適用している訳ではないようである。農業近代化資金の場合、農業信用基金協会の保証料は0.29%であり、資金によってはさらに高いケ-スもある。借入者が農業信用基金協会保証を希望せず、担保の差入れの方を希望する場合もある。アパート・マンション建設資金などの場合は、通常よりも保証料が高いこともあり、そのようになる事例が多い。したがって、結果的に担保主義といえるような運用になる側面があるのかも知れない。

担保差入れの場合、物件は農地の場合も宅地・建物の場合もある。

農地の場合の担保評価は、近傍類地の売買価格を基準にすることが多い。掛目は、通常評価額の80%である。宅地の場合も同様の取扱いとなる。建物の場合の掛目は、時価の60%となる。

今後は新組合における融資取扱いの規定統一に当たって、運用が形式的、硬直的にならないような配慮が重要であろう。むしろ現在の漠然とした規定の方が、弾力的な運用を可能にしている面もある。

新しい融資規定の中で借入者の経営能力をいう場合、多角的で客観的な基準を設けることが重要であり、実態を如何に反映するかが問われる。いずれにせよ、慎重な検討を要するものと思われる。

(佐々木 徹)

農家 c

c氏は43才。多種類の果樹を組み合わせた専業果樹作農家で、経営面積は稲作 12aの他に梨 70a, りんご 45a, 桃 28a, ぶどう 10a, 柿(干柿) 8a, その他5aと実に多彩である。「1年中仕事があるように、飽きがこないように」考えてこうしたという。しかし所得は「いいたくない程少ない」。アンケートでは 200～500万円のところに丸印をつけていた。

経営規模が小さい割に経営管理はよくやっており、昭和62年、義父が経営主の時には白色申告であったが、平成元年に経営委譲され、この年から簡易帳簿による青色申告を開始している。平成4年には複式簿記に移行、最初の1年間は仕訳帳、元帳を用いた帳簿会計であったが、その後伝票会計に切替えている。平成8年、パソコンを導入し、同9年にはソリマチの農業簿記ソフトへ転換している。つまり帳簿は単式(簡易帳簿) 複式(帳簿会計 伝票会計 パソコン簿記)へと発展し、この間に白色から青色申告へ切替えるというように、経営管理に関して典型的な道をたどってきたことになる。

税理士も出席する農協主催の記帳指導会があり、よく出席している。また青色申告会にも加入している。

借入金については、改良資金(約80万円)については保証人2人を付けたが、同じ集落の果樹農家で、相互に保証人になっている。しかしこの金額だからよいが、もっと多額の場合は頼みにくいので、農業信用基金協会の保証だけにして貰いたいと要望していた。これを裏付けるように、アンケートでも「借入者の経営能力、将来性を評価し、担保等の提供の基準を緩和する」「担保、保証人、農業信用基金協会保証の保証条件の選択ができるようにする」「農業信用基金協会保証の場合は担保、保証人の提供を緩和する」の3項目に丸印があり、保証人を避けたいことを強調している。

(新井 肇)

農家 d

1. 経営の概要

親の代からの果樹経営を承継している。果樹は、なし(34a)、柿、りんご、梅(計6a)であり、そのほか水田(35a)及び野菜(11a)で、総耕地面積は86aとなる。

d氏は、地元企業に就職し、農業は妻(42歳)及び父(71歳)、母(67歳)が従事しており、第2種兼業農家である。給与収入と農業収入の割合はほぼ半々であり、やや給与の方が多。子供は、女(15歳)、男(12歳)で、後継者となるかどうかは全く未定である。農作業は、家族労力でほぼ充足しているが、毎年パートタイマーを4～5日分雇用している。

平成10年度の経営実績は、余り調子が良くなく、当面の経営見通しも悪くなると思う。理由は果実、特になしについて販売価格が低下しており、良くなる見通しもないからである。

農業粗収入で大きいのは、なしが2,930千円であり、次いで柿2,560千円、りんご200千円、梅30千円の順である。果実の合計が5,720千円。米180千円とアスパラ530千円程度で、粗収入合計は6,430千円。農業所得は、専従者給与も加えて、2,500千円ほどである。

2. 経営管理について

経営管理のため、パソコンを平成8年に導入した。農協の指導によりグループで勉強会に取組んでおり、妻が熱心に参加している。勉強会の参加人数は女性ばかり14人で、平成8年8月にノートパソコンを共同で購入した。ソフトは、ソリマチの農業簿記である。パソコンは、主として決算書の作成、青色申告のために利用している。パソコンの処理は妻の仕事となっており、農協がパソコンの活用について常時指導を実施している。

3. 経営に必要な情報

経営改善のための情報としては、栽培技術、市況、気象に関するものを特に重要と考える。農協は、B農協及び園芸農協の二つに加入しており、技術面では園芸農協から講習会その他の方法で指導を受ける頻度が高い。今のところインターネットによる情報収集は行っていない。

4. 投資・資金の借入動向

現在の借入金の状況は、次のとおりである。(いずれも農協プロパー)

資金用途	借入金残高	備考
農機具(自動柿むき機)	510千円	年 5%
住宅ローン	3,940	年 2.53%
合計	4,450	

この両者を併せた年間返済元利金額は580千円ほどである。

今後の借入予定は、当面考えていない。

このほか、田植機、脱穀機等はリースで使用している。リースを利用する理由は、資金借入により調達するより安上がりであること、修理費はリース会社の負担であること、農機具が多すぎて置き場所に困ること等である。

短期運転資金としては、毎年7、8月にピークがあり、2,000千円程度の資金需要があるが、これは農協の営農貸越枠の範囲内であり、十分に調達が可能である。

(佐々木 徹)

B 県 C 農協

1. 事業概要

C 農協は、平成 4 年の農協合併によって 3 市 8 町 2 村からなる大型農協となり、平成 10 年における組合員総数は 44,420 名（うち正組合員数 20,013 名）に達している。管内の主要な農作物には、南部地域の野菜や米、中山間地域の茶等がある。

当農協における平成 10 年度の信用事業の実績は次のとおりである。貯金残高と貸出金残高はそれぞれ 3,850 億円と 1,019 億円で、貯貸率は 26.5% となっている。また農業関係への貸出額は 115 億円で、このうち近代化資金が 32 億円、公庫関係資金が 30 億円となっている。農業関係への年間融資額は 26 億円で、やや下降傾向にある。管内には茶やメロンの生産農家が多いため、作物別の貸付額をみると両作物目に係わる貸出比率が高くなっている。茶農家では製茶関係の機械施設投資に係わる融資が多く、メロン農家でハウス施設関係の融資が多い。しかし、近年、不況の影響でメロン価格が低迷していることもあり、メロン農家への設備投資関連融資は減少している。

2. 担保及び保証人等の徴求基準

B 県の場合、農業信用基金協会が提示している統一基準の下で債権保全措置が行われているため、農協によって貸付徴求基準が異なるようなことはない。具体的には次のとおりである。農協プロパー資金の場合、500 万円までは農業信用基金協会の保証料（0.29%）のみでよく、それを超すと保証人＋農業信用基金協会保証または担保＋農業信用基金協会保証のいずれかが必要になる。また近代化資金の場合は 1,800 万円までは農業信用基金協会の保証料のみでよく、それを超すと保証人＋農業信用基金協会保証または担保＋農業信用基金協会保証のいずれかが必要となる。さらにスーパー L 資金の場合は 3,000 万円までは農業信用基金協会保証料のみでよく、3,000 万円を超すと保証人＋農業信用基金協会保証または担保＋農業信用基金協会保証のいずれかが必要となる。担保設定者は、原則として農業信用基金協会であるが、既に農協が根抵当権を設定しており、その極度額内の貸付であればそのままとし、仮に返済不能になるようなことが発生し農業信用基金協会が代弁する場合には、根抵当権付で求償権を農業信用基金協会が取得する。

3. 担保及び保証人の評価

農地や宅地を担保として徴求する場合の時価評価は、いくつかの指標を参考にして算定されるが、最も使用頻度の高い指標は近傍類似地の売買価格である。具体的には、農協内の別の部署に土地売買に関する情報を集めて土地評価を行うところがあり、そのデータを使用する。農地を担保評価する場合、時価評価額に 70～90% 程度の掛目をかける。当然のことながら、構築物付きの土地の場合と更地の場合とでは掛目が異なる。また、農舎等の農業施設に関しては、それが簡易な建物や構築物であるような場合は担保として採用しない。しかし、大型ハウスや製茶施設等については 50% 程度の掛目を設定し、担保として採用している。なお、担保充足率は 100～120% 程度を目安にしている。

保証人を徴求する場合、保証人 1 人に見合う債権額は、保証人個々の保証能力、すなわち保有資産等を勘案しながら決めている。

4．債権保全措置及び貸付審査

前述したように徴求基準は、資金の種類や融資額に応じて決まっているので、通常はこれに従うことになる。ただし、融資額がそれほど大きくなく、しかも事業内容に問題のない融資の場合、担保額のみが不足していたとしても、その不足分に対応する形で保証人を追加するなどの措置ができれば、融資を行うケースもごく稀にある。

ところで、近年、生産者の間からは担保・保証人等の徴求基準を緩和してもらいたいという声がよく聞かれる。このため当農協でも、融資先の意向を考慮して経営者の経営管理能力や経営展開の実績等を積極的に評価し、徴求基準を緩和すべきだとする意見もあるが、大勢としては、金融機関の原則である「十分な債権保全措置の実施」を重視していくべきだとする意見が多数を占める。

景気の低迷が長引く中で、農業経営を取り巻く経済環境も厳しさを増している。融資先の養豚経営の中には、豚肉価格の下落等で投資資金が回収できず、融資資金の借り換え等でのいっている経営もある。また、メロン生産農家においても、メロン価格の低下によってダメージを受け、借入金の返済が滞っている経営もでてきている（多重債務や農業経営以外への資金利用が原因となっているものもある）。

このため当農協では、単に資金を融資するだけでなく、貸付時における審査を厳しく行うとともに、経営計画に対する適切なアドバイスを行うようにしている。例えば、経営者の技術力が経営の維持・発展に大きく影響するメロン生産農家に対しては、メロン農家の技術力を点数化したリスト等も参考にして貸付評価を行うなど、いくつかの工夫を試みている。また以前、脱サラをして「しいたけ栽培」をやりたいという人からの相談があったが、その時は関係機関とも協議して、輸入しいたけが増加する現状にあってはいくら努力しても、しいたけ栽培経営が成立する経済環境にないことを説明し、計画を断念させたこともあった。このように、農協では既存部門の拡大や新規部門への投資を考えている融資先があっても、客観情勢や経営全体からみて投資リスクが大きすぎると判断されるような場合は、その計画を再検討または断念するようにアドバイスしている。

（土田 志郎）

農家 e

1. 経営の概要

e 氏の経営は、水稲、レタス、食用とうもろこしの3作物を生産の柱とする土地利用型の企業的大規模複合経営である。労働力は、e 氏夫婦2人(年間就農日数約320日、機械作業はすべてe 氏が行う)、常時雇用者10名(7~8時間/日で、25日/月就農、うち3名は定年退職者男子)、パートタイマーの常時雇用者7名(半日程度、女性)である。大規模経営のe 経営では、年間の農業所得が2,000万円以上にもなっている。

次に、水稲、レタス、食用とうもろこしの3作物について、その導入過程及び生産概要を簡単に整理すると、以下のようになる。

e 経営の自作地(水田)は1.8ha、借入地(水田)は8.8haで、借地料は政府米1俵となっている。水稲の作付面積は7.6haで、コシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリがそれぞれ3割前後作付けされている。食用とうもろこしやレタス栽培との作業競合を避けるため、コシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリの移植時期は4月20日頃、5月25日頃、6月10日頃、また収穫時期は8月20日頃、9月20日頃、10月20日頃といったように、かなり作期分散が図られている。生産された米は、6~7割が幹線道路沿いにあるe 氏の直売所で販売され、残りは農協に出荷される。

e 氏は、昭和40年に就農して以来、水稲作に加え、レタス栽培に取り組んできた。手作業でレタスをラッピングしていた時代は最高でも2.5haが限界であったが、平成5年にレタスの自動包装機を導入するようになると、栽培面積を4haまで拡大できるようになった。さらにまた平成9年には、レタスの自動選別機と自動供給装置を導入することにより、5haを越す規模にまで拡大できた。現在、レタスの生産は、排水条件のよい転作田を利用して行っている。地主が転作助成金を受け取り、転作田は無料で借入している。レタス跡の水田は土壌が肥え、雑草も抑えられることから、地主には大変喜ばれているという。平成10年のレタスの作付面積は5.5haである。レタスは、農協を通じて10月20日~4月20日のほぼ5ヶ月間にわたり、首都圏の市場に出荷される。レタス栽培では、年による価格変動が大きいことが問題であるとe 氏は指摘している。

このようにe 経営では、レタスと水稲を組み合わせた複合営農を行っているが、両作物だけではビジネスサイズの拡大に限界があるので、昭和60年には転作作物として食用とうもろこしを導入している。食用とうもろこしは、3月いっぱいまでに播種・ビニール被覆を行い、6月から9月にかけて収穫する。また5、6年前からそれらを幹線道路沿いにある直売所で販売しているが、今ではその美味しさが評判になって、生産物の全量を直売するようになっている。

2. 経営管理と必要情報

雇用を多数導入し、複数の経営部門をもつe 経営では、パソコンによる経営管理を行っている。ソリマチの農業経営簿記3を使用し、奥さんが簿記記帳を担当している。農業労働時間については、雇用者のみを対象にして各人の1日ごとの総労働時間を記録し、家族労働力については労働時間を記帳していない。簿記データやそれに基づく経営分析によって経営の全体像を数量的に把握することについてe 氏は、自分の頭の中でもある程度行えるが、正確な数値として把握しておくことは大変重要であると考えている。

e 経営で必要とする主な情報は、気象情報、先進事例情報である。まず気象情報では、数ヶ月先の長期予報を重視している。例えばレタス栽培では、その年の予報が暖冬傾向か、例年並みかで、植付け方法や栽培方法を変えらるという。これによって、品質のよいレタスができるかどうかが決まる。また週間予報では、それに基づいて2～3日先の作業計画立て、雇用の配置を行っている。

さらに先進事例の情報にも e 氏は注意を払っている。先進経営が、どんなことを考え、どんな技術を導入しているか、これに関する情報は経営改善を図る上で大変ためになっているという。例えば、レタス栽培では、先進地でレタス育苗の自動灌水装置見学したことが契機となって、e 経営でも早速、その装置を導入している。さらにまた、規模拡大を続けることで今日の大規模複合経営を築いてきた e 氏は、雇用労働力を増加させた場合や機械投資を行った場合の妥当性を判断するための諸情報を必要としている。

3．投資及び借入金利用

e 経営では、数年前にスーパーL資金を利用して、農地、トラクター（82PS）、コンバイン（キャビン付4条）、田植機（5条）等を購入している。そのため、現在、借入金残高が2千万円程度ある。平成10年の年元利返済額は300～400万円に達しているが、売上高や所得額に対してこの程度の金額であるならば全く問題ないと考えている。

また今後の借入れ予定については、直売所の建て替えと稲作用以外の機械の取得等の目的で、1年以内に1,500万円程度の借入金利用を検討しているとのことである。

4．融資機関の債権保全措置に対する意見

資金の担保・保証人については、スーパーL資金を借りた時がそうであったように、農業信用基金協会の保証のみがよいと e 氏は考えている。また、借入者の経営能力、将来性を積極的に評価し、基準を緩和することを希望している。e 氏は、自己資金があっても、利率の比較的有利な借入金があれば積極的にそれを活用する方針である。借入金を積極的に活用することにより、自己の経営展開に対する責任と自覚がより一層強まると e 氏は考えている。

（土田 志郎）

農家 f

1. 経営の概況

f 氏の経営は下記のとおり茶経営約 4 ha である。平成 11 年 3 月に茶の間屋に勤めている後継者が就農予定であり、その環境を整備する意味で、平成 8 年にスーパー L 資金を 7 千万円借入れし、荒茶加工施設一式を導入した。処理能力は茶園約 10ha に相当し、自園で不足する生葉は購入による（約半分）。平成 10 年度の農業粗収入（荒茶加工販売収入を含む）は約 7 千万円であり、農業所得は約 1 千万円で、概ねスーパー L 資金の資金利用計画の収支計画どおりに進んでいる。

労働力は、本人夫婦 2 人と、4～6 月の収穫期にはパートを延べ 80～90 人雇用している。上記のとおり、3 月から後継者が加わる予定である。

年齢	営農類型	経営状況	労働力	経営動向	パソコンの利用状況
55 歳	茶 4.6ha うち成園 4.3ha 荒茶加工 10ha 分	農業収入 約 72 百万円 農業所得 約 10 百万円	家族 2 人 パート 延べ 80～90 人 後継者 あり	経営実績 順調に推移 単収 2,000 ^{kg} /反 経営見通し良くなる	パソコンは所有しているが活用していない

借入金の現状	今後の借入予定	運転資金
約 7,000 万円 スーパー L 資金 荒茶加工施設一式	7,000 時期は未定であるが 200～500 万円 借入れ予定 茶摘採機	500 万円～ 1000 万円必要

2. 経営管理について

パソコンは所有しているが活用していない。簿記はもっぱら帳簿に記帳し、それを会計事務所に依頼し、青色申告を行っている。現時点ではこの方法で経営実績もわかり、全く問題ないとのこと。

ただし、21 歳の後継者が就農予定であり、後継者はパソコンにより経営管理していくつもりである。

3. 経営に必要な情報

経営に必要な情報としては、栽培技術に係る情報、労働力確保に関する情報、先進事例情報、制度資金に係る情報、パソコン等の活用に関する情報としている。現在、農林事務所、普及センターから情報を入手しているが、農家にわかりやすい情報、経営感覚を伸ばすことのできる内容の情報を希望している。

4．投資・資金の借入動向

規模拡大等投資については、後継者の考え方しだいであるとしている。

当面必要なものとしては、茶の摘採機2～5百万円である。

平成8年度に荒茶加工施設一式を導入し、売上げも導入前の約2千万円から約7千万円大幅にアップしたが、スーパーL資金を7千万円借入れしており、荒茶加工施設の導入に伴う負債の大きさがかなり負担になっている。

生葉の仕入れに5百万円から1千万円の運転資金が必要であるが、これは製茶組合を通じ農協から調達している。組合をとおすことにより、連帯保証のみで借入れできる。利率は2%、期間は6か月以内。

5．融資機関の債権保全措置について

f氏には資産が十分であることより、資金の借入に際して債権保全措置での問題はなかったが、次のような融資機関に対する要望を持っている。

農業信用基金協会の保証を受けた場合、保証料を支払っているのだから、担保、保証人の提供をなくすこと。

と関連するが、担保、保証人、農業信用基金協会保証等条件を、借入者が選択できるようにすること。

借入者の経営能力、将来性等を積極的に評価して、債権保全措置を緩和すること。

現実的には借入額がかなり大きくなってきていることもあり、保証人を頼むことはなかなかむずかしい。このため、農業信用基金協会保証により、保証料のみで対応する(担保、保証人はなし)ことを希望している。

6．その他

スーパーL資金を借入れた際、100%融資を受けたが、そのメリットを強調していた。つまり、通常の80%融資であれば、残りについては自己資金で対応せざるを得ないが、100%融資であれば、自己資金相当分を運転資金に回すことができ、経営に余裕ができるというものである。

(前川 芳久)

B県D農協

1. 農協の概況（主に金融事業）

D農協はB県下4町を管轄する農協で、平成5年に最終の合併を行っている。平成9年度末現在（2月末決算）の組合員数は、15,284人、うち正組合員は7,841人である。正組合員のうち専門的に農業を営んでいるのは、約3割程度である。

管内の農業は、茶を中心に、レタス、大根、メロン、イチゴ等の野菜、トルコ桔梗、かすみ草、ガーベラ等の花き、みかん、畜産では養豚が中心である。

信用事業については、貯金残高が1,440億円、貸出金残高が436億円で貯貸率は30.3%である。貸出金は前年度対比12%の増であるが、中心は住宅資金、関連事業資金であり、農業関係は約4割程度である。

近代化資金残高は17億円であるが、これも融資額より償還額が上回り、残高は減少している。スーパーL資金の残高は9億円であり増加している。投資の内容は、荒茶加工施設・機械の大型融資が中心であり、その他メロン、施設花き等のハウス、ボイラー施設等である。短期の手形貸付金は、荒茶加工している農家が、生葉を購入する際の資金が多い。農業関係資金については、茶の価格は比較的安定（9年度は下落したが）していることから、荒茶加工施設・機械の投資があるものの、その他の作目については、価格の低迷により、投資及び借入れの希望は少ない。

2. 担保及び保証人等の徴求基準

当農協の担保及び保証人等の徴求基準は、担保、保証人又は農業信用基金協会保証等により、債権保全措置を取ることと定めているのみで、細かい徴求基準の定めはない。

農業関係資金については、すべてB県農業信用基金協会の保証によることとしているため、農協としては、貸付金額又は資金種類により債権保全措置に変わりはない。しかし、農家サイドにしてみれば、農業信用基金協会の保証基準によって制約を受けることになる。

具体的に農業信用基金協会の保証基準によれば、近代化資金については、一般限度の1,800万円までは保証料（現在は0.29%）のみであり、それを超える場合、農業信用基金協会が担保又は保証人を徴求する。スーパーL資金も同様に3,000万円までは保証料のみで、それを超える場合、農業信用基金協会が担保又は保証人を徴求する。農協プロパー資金についても同様に500万円までは保証料のみで、それを超える場合、農業信用基金協会が担保又は保証人を徴求するが、さらに1,000万円を超える場合は保証人は2名になる。B県下一律の取扱いで、保証料については、全期間の前取りになっている。

B県の場合、スーパーL資金についての保証料のみの基準は3,000万円とかなり高く設定されているが、それを超える場合、農家にとっては保証料を取られながら担保も徴求されることになり不満が残る。

当農協は基本的にはすべて農業信用基金協会保証であり、農協の債権保全措置として万全であるが、農業信用基金協会保証によらない場合もある。

それは、経営内容が良く資産もあり、農協との取引も良好である優良経営体に対してである。他の銀行との関係において、農業信用基金協会の保証料を取れば融資の条件が悪くなるため、農協自らが担保設定を行うものである。この場合における債権保全措置は、担保又は保証人により万全を期す（資産があるため問題はない）。

また、共同利用施設に対する融資の場合は、農業信用基金協会保証によらない場合がある。

3．担保の時価評価及び掛目等について

農地及び宅地の時価評価として最も重点を置くものは、近傍類似地の売買価格である。同農協の地域振興課において、近傍類似地の売買価格のデータがあり、それを活用して評価を行っている。

リスクを見込むいわゆる掛目については、更地の場合、農地が80%、宅地が85%である。

上物がある場合は、状況によって掛目の率が下がっていく。この考え方は農業信用基金協会の基準に従っている。

農舎、畜舎等農業施設の場合、保存登記できる新設の施設は、取得費の70%で評価する。

既存施設の場合は、固定資産評価額をそのまま評価額とする。保存登記できない施設は、担保評価しない。

担保充足率は、140～120%の間を基準としている。

保証人の徴求に関しては、保証人個人の保証能力、つまり、資産、預貯金等により個別に判断することにしていく。

以上のとおり、担保の時価評価及び掛目等についての考え方は、ごく一般的である。

4．債権保全措置が不足している場合の対応

担保・保証人等債権保全措置が不足している場合であっても融資する場合がごくまれにある。当農協の場合は、基本的に農業信用基金協会の保証によっていくが、農業信用基金協会の基準に合わない場合がそれに当たる。

この場合、関係者全員によるヒアリングを行い、最終的には常勤理事の判断により実行される。そのポイントは、支店からの強い融資希望案件であること、経営実績があり農協との取引がこれまで良好であること、収支計画・償還計画が妥当であることである。

5．今後の債権保全措置について

当農協の農業関係融資については、基本的にはすべて農業信用基金協会保証によるため、採卵鶏農家、荒茶加工農家について一部経営状況の悪い農家があるものの、債権保全上ほとんど問題は出ていない。

農家の意向を反映し、借入者の経営能力、将来性等を積極的に評価し、担保等債権保全措置を緩和していく考えはあるものの、現在の債権保全措置の基準を変えていくところまでいかない。

農協の経営を考え、万全の債権保全措置を講じることは金融機関として当然のことであり、また、現行のシステムでも、担保・保証人等債権保全措置が不足している場合であっても、融資は可能であり、農家の要望には答えられるという考え方である。

(前川 芳久)

1. 経営の概要

女性経営者の g 氏が花き栽培を始めるようになったのは、ご主人が茶生産をやめて会社勤めを始めるようになった平成4年からである。g 氏は、平成3年まで農協に勤務していたため、農業情報に接する機会は多かった。しかし、花き栽培については生産・販売に関する基礎知識や経験がほとんどなく、独学と試行錯誤の繰り返しの中から現在の施設花き経営を築き上げてきた。平成4年以降、7年間でハウス面積を徐々に拡大し、現在では7棟のハウス（パイプハウス及び鉄骨ハウス）を保有し、合計で3,100㎡の施設花き栽培を行うまでになっている。

ハウスでは30種以上ガーベラを栽培し、ほぼ周年出荷している。年間の生産量は、約75万本で、粗収入は2千万円以上に達している（所得は500～800万円）。

ガーベラの切り花生産では、花きの先進国であるオランダから輸入される苗を、毎年4月に植え、原則として3年間は採花し続けるようにしている（ハウスを3等分して毎年1/3づつ植え替え）。また品種選択に際しては、花の形や採花本数（株数）、さらに市場関係者の意見等を参考にして栽培品種を決定している。3年も経過するとかなりの品種が入れ替わるが、市場でよく売れる品種の場合は4年以上継続して栽培することもある。これまでのところ経営は順調に推移しているが、今後は景気の動向も関係してくるので、花き栽培経営も次第に厳しくなると g 氏は考えている。

現在の家族労働力は経営者の g 氏1人のみで、年間を通じてほぼ毎日、ガーベラの管理作業に従事している。もちろん、ハウス内の畝立て等、力仕事が必要な場合は会社勤めの夫が手伝うこともある。現在のところ家族内に後継者はいないが、就職した娘さんと高校生になる息子さんがおり、g 氏はいつか就農して後を継いでくれることを希望している。しかし、最終的には本人の意思を尊重するつもりであるという。

常時雇用者は3名で、月に15日～20日程度、箱詰めや出荷等の作業を行っている。また、ガーベラの改植時に必要な耕耘作業やビニールの張り替え作業等、中型機械の使用や多人数を要する作業は外部に委託している。

2. 経営管理と必要な情報

g 経営では、高校生の息子さんがパソコンを所持しているが、今のところ農業経営には利用していない。簿記記帳については、農協での実務経験を活かし、g 氏自身が帳簿を用いて記帳作業を行っている。

経営改善に必要な情報としては、栽培技術に関する情報を重視している。特に苗をオランダからの輸入に頼っているため、収益力の高まりそうな品種を他者に先駆けて導入することが経営戦略上重要で、そのための情報収集が重要になる。このため、ガーベラ苗の取扱い業者から最新の情報を入手したり、農業関係の雑誌にはいつも目を通しているという。また、病気の発生等を防ぐための土壌診断も重要であり、これに関連した情報の収集にも努めている。

さらに g 氏は市場情報についても重視している。梱包したガーベラを自分自身で市場まで出荷し、市場関係者から直に市況情報等を聞き出し、栽培管理や品種選択に際しての参考情報を得るように常に心がけているという。

さらにまた、先進事例の情報にも注意を払っている。花き経営関係の情報に限らず、様々なタイプの優良事例を紹介した経営情報は、自分自身の花き栽培経営にも大いに参考になると考えている。

3．投資及び借入金利用

g 経営の平成10年時点における借入金は、ハウスの増設に使用したスーパーL資金が約2,000万円程度ある。平成11年度までの据え置き期間中は、年額100～200万円の返済で済むが、平成12年度からは300～400万円になる。しかし、この程度の年返済額であれば、現在の収益水準からみてそれほど無理なく返済できるのではないかと考えている。今後7年程度で返済を完了し、次の規模拡大に備える予定であるという。規模拡大の具体的内容は、ハウス用地の購入とハウスの建設で2,000～3,000万円前後の投資規模を考えている。こうしたことから、今からハウス用地の購入に関する情報や、規模拡大や投資規模の決定を行うに当たっての判断材料になるような情報を必要としている。

4．融資機関の債権保全措置に対する意見

g 経営では、スーパーL資金を借入したとき、農業信用基金協会の保証のみで済ませることができた。担保や保証人を必要としないにこしたことはないが、g氏は、資金を借りる際には担保や保証人を取られるのは当然のことと考えている。このため、担保・保証人等の債権保全措置の緩和については、現在のところ特に要望することはないという。

(土田 志郎)

農家 h

1. 経営の概況

h 氏の経営は下記のとおり茶経営約 3 ha である。平成 3 年にスーパー L 資金を 8 千万円借入れし、荒茶加工施設の機械を高性能機械に更新した。処理能力は茶園約 20ha に相当し、自園で不足する生葉は購入による。平成 10 年度の農業粗収入（荒茶加工販売収入を含む）は約 1 億 5 千万円であり、農業所得は約 1 千 4 百万円で、茶の価格が軟調であったわりにはまずまずの実績である。

労働力は、本人夫婦と両親の 4 人に加え、4～6 月の収穫期にはパートを 1 名雇用している。後継者も農林短大に行っており、将来就農予定である。

年齢	営農類型	経営状況	労働力	経営動向	パソコンの利用状況
46歳	茶 3.2ha うち成園 3.0ha 荒茶加工 20ha分	農業収入 約150万円 農業所得 約 14万円	家族4人 パート1人 4～6月 後継者 あり	経営実績 変わらない 単収 2,500 ^{kg} /反 荒茶年平均 2,000円/ ^{kg} 経営見通し 変わらない	10年以上前から 利用 ソリマチの農業簿 記 ロータス123

借入金の現状	今後の借入予定	運転資金
約 8,000万円 スーパーL 資金 5,500万円 荒茶加工機械 近代化資金 800万円 農地取得資金 1,700万円 償還元金は 約 1,200万円	1～5年後に 1,500～2,000万円借 入れ予定 農地 1 haの取得 茶園の改植	農協に 1 億円 の根抵当権設 定

2. 経営管理について

h 氏は10年以上も前からパソコンにより経営管理をおこなっている。ソフトは、ソリマチの農業簿記を使用しているが、最終的には税理士に依頼し、青色申告を行っている。また、荒茶の販売管理に表計算ソフトロータス 1 2 3 を使っている。

パソコンは独学で習得しており、パソコンのメリットは計算の速さとのこと。経営分析もソリマチのソフトにより試みているが、h 氏の経営は買葉が多いことから比較分析するデータがないとのこと。このため、地域の同業者 7 人のグループで、自分の経営データを持ち寄り、比較するなど討議をしている。自分の経営データを他者に見せ合うことは、経営を分析するため必要なことと思われても、なかなかできないことではないかと考えられる。

経営計画については、平成 3 年にスーパー L 資金を借入れする際、自ら作った資金利用計画の収支・償還計画を利用している。それまで、特に経営計画は立てていなかったが、現在では、毎年の経営実績が、資金利用計画の収支計画通りに実行しているかチェックを行っている（概ね計画通りに推移）。資金利用計画を作成する時は大変であったが、自分の経営を把握することに役に立っているとのこと。

3. 経営に必要な情報

経営に必要な情報としては、気象情報（毎日の雨量、温度等。肥料の散布時期を知るため。）、農地の貸し借りに関する情報、制度資金に係る情報、経営分析の手法及び指標、規模拡大、投資の判断基準に関する情報としている。現在、茶農協、役場、農林事務所、普及センター

から情報を入手しており、データとしては多くあるが、どのように使うかが課題とのこと。したがって、インターネットによる情報収集については、今のところ考えていない。

4．投資・資金の借入動向

後継者があることもあり、投資には積極的である。

買葉が多いことから、農地を取得（1haほど）し経営面積の拡大を計画（借地はいくらでも拡大したいとのこと）。茶園は30年に1度の改植が必要であるが、ちょうどその時期にきている。2～5年後に約2千万円を借入予定。また、荒茶加工機械の法定耐用年数は7年であり、更新には1億円以上もかかってしまう。できるだけ丁寧に使い、10～15年はもたせたいとのこと。

売上げは順調に伸びているが、荒茶加工施設にかなりの投資が必要であり、現在の農業長期借入金の残高は約8千万である。

運転資金については、農協に1億円の根抵当権が設定されており、自由に借入れでき特に問題はない。

5．融資機関の債権保全措置について

h氏には資産が十分であることより、資金の借入に際して債権保全措置での問題はなかったが、次のような融資機関に対する要望を持っている。

農業信用基金協会の保証を受けた場合、保証料を支払っているのだから、担保、保証人の提供をなくすこと。

担保評価に際して、農地でも立地条件により評価がかなり異なるため、画一的な評価はおこなわないこと。

借入者の経営能力、将来性等を積極的に評価して、債権保全措置を緩和すること。

6．その他

かなりの売上げをあげているため、法人化について聞いてみたが、法人化のメリットが全くないため、現在は考えていないとの回答であった。

買葉による荒茶加工の割合が高いことから農業者と見なされない場合があることに対して、茶生産の場合、荒茶加工と一体となって農業経営を行っていることから、不満を漏らしていた。

また、資金を借入する時の償還期限について、通常融資機関は法定耐用年数で設定するが、実際はそれ以上使用するため、実情に合わせて償還期限を長く設定してほしいとの要望があった。

(前川 芳久)

C 県 E 農協

1. 農協の概要

E 農協は、C 県東部に位置し、昭和40年代の高度経済成長による工業団地の造成等により急速に都市化が進んだC市と、同市に隣接するD町をそれぞれの区域としていた2農協が、平成9年に合併して発足した農協である。管内は都市化地域と純農村地域が混在しており、多様な事業展開が求められている。

9年度末の組合員数は、正組合員 6,055人（C市 4,563人、D町 1,563人）、准組合員 4,657人（C市 4,263人、D町 394人）の10,712人であり、職員数は 254人である。また職員のうち信用事業担当者は貸付専従職員16人を含め71人である。なお、現在はさらに近隣8農協との広域合併の計画が進められている。

2. 地域農業の現状

当農協の9年度販売実績は、米 2 億円、野菜 4 億円、果実 6 億円など僅か12億円強であり、管内の1戸当たりの生産農業所得額も、8年度産でC市 401千円、D町 481千円と極端に低い水準である。因みに、当農協の中核的位置にあるC市の農業の現状をみると、経営耕地面積は 1,017ha（田 487ha、畑 221ha、樹園地 309ha）で、農家数は 3,173戸（専業 622戸、1兼78戸、2兼 2,473戸）であり、農家1戸当たりの経営面積は32aと極めて零細である。さらに、土地基盤整備が遅れていて農業生産性が低く、若年層の他産業流出が著しく、安定兼業農家が急増して農業依存度が低く、農業従事者の高齢化とともに農業の担い手不足が深刻化しているなど多くの問題を抱えているという。また、D町においても同様の問題点を抱えているという。

しかし、こうした中でも、農地の資産的保有傾向は依然として強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみていないという。安定兼業農家の中には耕作委託を希望する者もいるが、その受け手がいない。農地を荒らすと周辺農家へ悪影響を及ぼすため耕作放棄もできず、自ら耕作を続けているが、高齢化が生じていて問題であるという。

このこともあって、C市においては農業経営基盤強化法に基づく基本構想を定め、担い手の育成・確保を図っているが、思い通りには進んでいないという。現在同市では8戸の農家（果樹専作4戸、果樹複合2戸、野菜専作1戸、花き専作1戸）について経営改善計画の認定を行っているが、いずれも資金借入を伴わない計画となっており、スーパーL資金やスーパーS資金の借入はないとのこと。また、管内には新規就農者が1人いる。この人は35才位の元サラリーマンで、農業改良資金 2,000万円を借受けて水耕栽培施設を建設し、農業改良普及センターの指導を受けながらバラの水耕栽培に取り組んでいるが、農協との取引はないとのこと。例外的なケースであるともいう。

3. 農協の信用事業

当農協の信用事業を9年度末でみると、貯金は、農産物価格の低迷や農外所得の伸悩みに加え金融システム不安などを背景とした預貯金分散化の動きもあって 838億円と前年度末に比べ約 1 億円の減少となった。また貸付金も、依然として資金需要が停滞し、手形貸付金 26億円、証書貸付金 139億円、当座貸越 8 億円の 174億円で前年度末に比べ13億円の減少となった。この結果貯貸率は20.7%である。なお当農協での余裕金の運用は、預金が約 685

億円、有価証券が約9億円等である。

証書貸付金の内訳は、土地区画整理事業にかかるものが約34億円、賃貸住宅等が46億円、住宅資金や生活資金が約42億円などとなっており、農業関連資金は僅か13億円程度に止どまっている。このうち制度資金は、近代化資金が農機具資金等で42百万円、公庫資金も転貸扱の基盤整備資金が316百万円あるのみで、スーパーL資金やS資金、総合施設資金などの残高はないという。9年度の新規貸付も、近代化資金の需要は依然として少なく僅か39百万円に、農林公庫資金も基盤整備資金のみで345百万円に止どまり、期末残高は前年度比でマイナスとなっている。

なお、近代化資金が少ない理由は、その資金需要は農機具購入資金が殆どであるが、農家の経営規模が小さく同資金の基準に合致しないためだという。共同購入・共同利用としての道も考えられるが、それでは農機具の使用希望日が重なってしまい調整が面倒との理由から農家は共同利用の方法を採用しないという。なお、基準に合致せず近代化資金の融資が受けられない場合、農家は自己資金で安い中古農機具の購入を行うことで対応し、農協プロパー資金の借入需要にはつながらないという。

経営資金（運転資金）の対応は、以前は営農ローンを商品化して対応していたが、これでは、営農ローン契約が自動更新されるため、どうしても農家の債務意識が希薄になってしまふという問題があった。このため、現在では同資金での対応は行わず、農業生産資材の購入代金は購買未収金のままで処理し、農産物販売代金が入金された時点で精算する方法で対応しているという。

4．農業関連資金の債権保全

当農協の融資要綱は資金種類別に定められているが、農業信用基金協会の保証対象となる資金についてはいずれも同協会がモデルとして示している「保証対象資金にかかる融資要綱案」に準じて作成されたものであり、農業資金についての債権保全に関する規定も「農業信用基金協会の債務保証（農業信用基金協会の保証条件による）による。また、融資残高が600万円（運転資金である農業経営資金にあっては1,000万円）を超える場合は、保証人または担保を徴求する」と定めていて、同協会の保証条件に合致した内容となっている。これは、当農協が従前より「農業信用基金協会の保証対象となる資金については全て同協会の保証に付し、同協会の保証条件に合致しない案件は融資しない」との方針のもとで融資業務を運営してきており、この方針に照らして取られた措置であるという。

また、実際の貸付においても、農機具ローン等の小口資金にあっては「農業信用基金協会保証のみ」とし、貸付金残高が600万円を超える貸付にあっては「農業信用基金協会保証のほかに保証人2人以上を徴求している」という。そして、農業信用基金協会の保証対象資金に限ってみれば100%の農業信用基金協会保証利用となっており、農業関係資金に限れば担保・保証人徴求基準を満たさない貸付は現在まで行っていないともいう。また、法人に対する貸付の場合は役員全員または構成員全員を保証人とし、任意団体の場合は団体と代表者個人の連帯債務とした上で構成員全員を保証人とし、共同事業の場合は原則として共同利用者全員の連帯債務とする扱いを行っているともいう。

なお、保証人の徴求に際しては、同居家族の徴求は極力さけ、最終償還時の年齢も75才未満の者に限るなど保証人個々の保証能力を十分に判断しながら対応している。また、最近の農業資金では、1,500万円を超える大口貸付はなく、大半が小額貸付であって担保を徴しない貸付となっており、担保を徴した例はイグサ栽培農家にかかる500万円程度の貸付が2件あるだけである。これは農地や宅地に根抵当権を設定したが、その際の担保評価は固定資産評価額をもとに物件評価を行い、農地については60%、宅地については70%の掛目を乗じ、先順位債権額を控除して担保価格を算出したという。また過去に農業資金で農地を担保に取った例はあり、農業資金以外の資金では担保を徴するケースもあるが、その際の評価は近傍類似地の売買価格を参考にしている。しかし農地を担保にとる場合、中山間地での売買事例はないため、たまに発生する公共用地買収価格の半分で評価したこともあるという。なお、農舎等の農業施設は担保としては評価しないし、担保充足率も150%程度を目安として対応しているという。

5．担保・保証人徴求緩和の方向

管内の農地等の価格は下落し、売買取引も冷え込んでいて換金性に乏しい。また保証人の徴求も困難性が増している。この環境は急速な変化はないものと見られる。一方、農業資金の需要は、前に述べたとおり管内農家は稲作を中心とし、その経営規模は小さく、他に恒常的な勤務を持つ第2種兼業農家が大半であって、現状では依然少ないが、農業者の高齢化が一層進んでくるとこの農業構造も変わり、それに伴って農業資金の需要も生じてくる。また広域合併が行われ国営農地開発地や柑橘産地が入ってくると農協の事業展開も全く違ったものとなる。この見通しを前提として、今後認定農業者を中心とした規模拡大志向農家や新規就農者の資金需要が生じたときは、農業信用基金協会保証を積極的に活用することにより債権保全を図りながら、融資審査においては担保よりもその事業の将来の収益性等を重視するいわゆる経営担保の考えにたち、できるだけ担保・保証人の徴求を緩和した運用を考えたという。そしてこの考え方の背景には、県農業信用基金協会が激動する事業環境の中で農家・農協など利用者の保証機関への高まる期待に応えつつ円滑な事業運営を図って行くための今後の重点実施事項として打ち出している「農家・組合員に対する融資支援・相談センター機能の構築」があるという。

そして、当農協はすでに融資審査にあたって、事業計画において、計画が妥当であること、安定した購入・販売先があること、生産・販売技術に問題がないこと。資金計画において、自己資金調達の見込みがあること、経済余剰が出ていること。収支計画において、収入時期と償還期が連動していること、収入・支出の基礎が指標や市場価格実績等から見て妥当であること。などを審査しながら対応するように心掛けているという。

6．融資支援・相談センター機能

県農業信用基金協会が打ち出している融資支援・相談センター機能構築構想は「農業経営規模の拡大や法人化での審査・管理面での強化の必要性に対して保証機関としての果たすべき機能を充実するため、経営にウェイトを置いた審査の強化、事後管理の徹底と経営指導の強化、相談・指導機能の充実、の3つの事項を重点に強化していく」というものである。参考までに、農業資金にかかる部分についてその概要を整理しておく。

まず、経営にウェイトを置いた審査の強化については、「信用補完業務は借り手の経営計画や改善計画さらには技術的な裏付けや経営者の信用力等を総合的に判断して適正であると認められた者に対し信用を付与するものであって、単なる物的担保の不足を補完するものではない。経営の成否は資産の有無とは直接的には関連するものではなく、保証にあたっての担保の徴求は万一計画未達になった時の代位弁済によって減少することになる基金の確保のために要求するものである。この前提において、保証機関としての審査は、経営管理、技術管理、販売管理、資金管理、市場管理、労務管理等各分野での専門家を活用した診断結果により、実現可能な計画であるか否かの総合的審査を行い、もって農家に対しての金融と経営の支援を行うというものであり、専門性を高め、より高度な審査を可能とする体制の整備を図る必要がある。同時に審査結果について農家や関係機関に十分な理解の得られるよう指導推進体制の強化も図る必要がある。また与信審査については信用リスクの計量化の方向と与信リスクマネジメントの強化への流れが金融界での最重要課題となっている。即ち、所有権から使用权あるいは利用権への価値観のシフトなど担保主義からの脱却と、情報集積・分析に基づいた倒産確率・回収率から得られた結果としての与信限度の決定手法である。本会としても、保証業務を通じてこの基本的な手法を導入し、信用力計量化手法に基づいた新しい審査体系を確立し、また新しい農業経営者の育成のための制度活用の徹底を図るなどによって、経営担保・計画担保制度の適用と適正利用の推進を図る。」としている。

次に、事後管理の徹底と経営指導機能の強化については、「取扱資金の大口化、長期化傾向に加え、農業の法人化など申込段階での審査強化だけでは適正な与信管理ができない状況となっている。このため、保証（貸出）後の管理を徹底するため保証先分類を行い、環境変化や経営実態を把握した上での指導管理面の強化と適正なリスク管理を行う必要がある。このため保証後管理を徹底するため、保証案件を資金種類ごとに区分し、各資金の特性なども考慮した合理的管理を行うための分類をした上で、定期的に保証先の調査を行うなど保証先の状況分析を行うとともに、診断士、コンサルタントなど経営管理に必要とする専門家集団を編成するなどして相談機能の強化を図り、専門家による経営分析検討会や保証先との定期的協議等を実施し、経営分析や保証（貸出）後の経営指導に努める。また、スーパーS資金等極度方式の利用促進を図り、保証先の取引実態を把握することによる経営管理の徹底を図る。」としている。

さらに、相談・指導機能の充実・強化では、「大型農家、農業法人等の経営上の課題を、保証機関として支援できる分野を整理したうえで、弁護士等の専門家の協力を得て、保証先等との金融・保証に関する定期協議会の開催などを行って、借り手である農家と保証人である保証機関との相互理解を深め、課題解決に向けた取組みを行うとともに、代位弁済協議段階において、借入者に対する経営・生活再建のための相談に努める。など課題解決へ向けて支援する。」というものである。

正に当農協の要望に答えるものであろう。なお、農業信用基金協会が高まる保証機能にこたえつつこれらを実践して行く上で、農家、融資機関、行政機関等関係者の理解と協力が不可欠であると同時に保証基盤のより一層の強化・充実が望まれることはいうまでもない。

（尾崎 賢寿，恒川 磯雄）

1. 経営の概況

i 氏は、平成4年の春高校卒業と同時に、畑ぶどう生産組合から農地60aを借入れ、一年がかりで開園から植付けまで行った。その後2年間を農業大学で学び、同校卒業後の7年に加温式ハウスをセットして本格的に施設ぶどうの栽培に取り組んでいる。現在の経営内容はデラウェア30a、ピオーネ30aの施設ぶどう栽培であり、これを夫婦で営んでいる。i氏がぶどう栽培を始めた動機は、祖父が昭和20年代に開拓地である同地区に入植してぶどう栽培を開始し、その後父親（現在50才）がその経営を承継し、現在1haの自己所有園地でデラウェアの露地栽培を行っている。こうした環境の中で、i氏も父親から独立した形でぶどう栽培を始めると選択したという。

当経営では、農業資材の購買は農協を利用し、販売も農協の共同選果場を利用し市場に出荷する形で農協事業とかがわっている。i氏は畑ぶどう生産組合（地区内のぶどう栽培農家14戸で昭和20年代に組織）の構成員でもあり、当経営の約半分を形式的に組合経営で処理し、組合から給与を得る形にしているという。それを含めた9年度の経営実績は、販売額が約400万円、利益率約50%で、農業所得は約200万円強であったという。

当経営は、両親の経営とは経理上の分離が図られているが、栽培管理面においては両経営を本人と両親の3人で協同し、出荷時期は妻の手伝いも得ている。なお、それぞれの経営への手伝い部分は雇用労働と位置づけ、時給で精算する方法を取っているという。またi氏の年間農業従事日数は250日程度であるという。

当経営における出荷時期と市況の関係については、9年度産のデラで5月中旬に出荷したものがキロ1,500円、8月中旬に出荷したものはキロ1,000円であり、市況面では早い時期での出荷が有利であることは分かっているが、労働集約型の栽培管理が求められるぶどう栽培で、臨時雇用の確保も容易でない現状では、出荷時期を一点に集中させることはできない。ジベ処理に手間がかかるが、両経営の春先の労働は3人の労働力で対応できるものの、出荷時期の労働は妻の手伝いを得てもまだ不足する状態である。このため、デラを5月中旬から8月中旬にかけて、また、ピオーネを7月中旬から8月中旬にかけて、それぞれ出荷時期を調整（分散）した計画をたてて乗り切っているという。

なおi氏は、農業改良普及センターの勧めもあって、C市農業経営改善計画認定事業実施要領に基づく計画認定を受けた認定農業者であるが、資金借入計画は今のところない。

2. 経営管理

当経営では、農協の営農指導員から経営指導を受けながら経営管理を行っており、年間生産目標を1.5tとおき、200～300万円の農業所得を得る計画で経営に取り組んでいるという。そして、最近の経営状況については「順調に推移している」と見ている。また、簿記記帳は経営開始当初より行っているという。

簿記記帳の必要性については、農業大学において「従来の農家は農作物の栽培技術が優れていれば良しとされて来たが、これのみでは経営内容を計数的に把握することは困難であり、効率的・安定的な経営を実践することはできず、これでは単なる農業生産技術者に過ぎない。今後の農業経営者には、自分の経営の現状を正確に把握し、分析し、周囲の状況にも目を配りながら問題点を整理し、その改善に努め、さらには自主性を発揮することが求められる。そして、経営の現状を計数的に正確に把握する上で簿記記帳は不可欠なものである」ということを学び、現に父親の経営を見ていて、さらに自身の経営を振り返ってみて、このこ

とを痛感しているという。そして同氏は、常に生産目標を持ち、作業スケジュールを中心とした営農計画のもとで、計画的に営農に取り組んでいるという。

ただし、i氏は現在パソコンは未導入であり、これらの作業は手作業で行っているという。しかしパソコンの利用価値は認識しており、そろそろパソコンを導入して、経営記録や経営分析の精度を高め、さらには市況情報や気象情報、先進事例情報、簿記記帳にかかる情報、税務情報等も活用していきたいと考えているという。

2. 借入金の状況

当経営は、農地については借地によるもので土地取得のための資金は発生しなかったものの、経営開始にあたり必要となったトラクター購入資金は農業改良資金（農業後継者育成資金）600万円を借入れて対応した。また、加温式ハウスをセットする際の施設資金は同資金（農業者技術開発資金）300万円を借入れて対応した。農業後継者育成資金については昨年完済しており、農業者技術開発資金（最終償還は13年）も現在65万円を残すのみである。その他の負債はなく、また当経営では、作業場や動力噴霧機等の農機具などは父親所有のものを利用させてもらっていてその費用を要しないという。

また、肥料や農薬、ビニール、燃料、ダンボール等の農業資材の購入代金は年間200～300万円になるが、農協の扱いが全て購買未収金（1ヶ月間は無利息、その後は利息加算）として処理され、販売代金が入金された時点で精算することとなっている。

このため当経営では施設資金や運転資金の需要は特には生じない。

なお、i氏は将来的には父親が経営するぶどう栽培について経営委譲を受ける形での経営規模拡大を描いているが、父親がまだ若いため現状の形で当分の間を過ごすことになるものと見ている。ただし、当経営では現在加温機が更新期をむかえており、2年位の間に加温機を更新する予定にしており、その際に70～80万円の資金需要が生じるという。その資金手当てについては未定であるとのこと。また、i氏は一般論として、農家の借入に際しては融資機関は出来る限り借受者の経営能力や将来性を積極的に評価し、担保提供や保証人の徴求を緩和して欲しいとの意見を持っていた。

（尾崎 賢寿）

1. 経営の概況

j 氏は現在41歳で、C市で現在8名いる認定農業者のひとりである。ハウスぶどう(80a)が販売額第一位の経営部門で農業所得の70%程度を占め、ほかに柿(30a)と稲作(35a)を兼営している。柿は串柿に加工し、販売している。農業所得は総計で800~1,000万円程度であるという。j氏は22歳で就農し、以来農業専従である。労働力は父とj氏の2人が専従で、j氏の妻は農外で恒常的な勤務をしているが、多忙な時には農作業の手伝いをしており、そのほかに柿の作業に延べ200時間程度の雇用を入れている。経営の実績については、5年くらい前にぶどうが雪害に遭って大きな打撃を受けたが、ここ1~2年は順調に推移しているという。串柿作りは作業時期がぶどう作と重ならず、品種や調製法・出荷時期にも幅をもたせて生産している。ただ、干す時期の気象条件によって品質が大きく左右され、安定性が欠ける面もあるという。本年は価格が良く、これは気候条件が非常によかったことも理由であるとのことだった。

ぶどう作はj氏の父親が昭和29年に導入して以来栽培を続けている。ハウス栽培は同40年頃に竹のハウスを建てたのが始まりで、その後48年には鉄骨ハウスを建て、これは5年ほど前の大雪で倒壊するまで使用した。当初はデラウエアが主体で、その後ピオーネを入れ、5年前にはピオーネが80%となった。ぶどう作は、樹体の生理と作業配分の関係から、全体をハウスとするものから簡易な雨除施設、さらにデラウエアでは一部露地栽培まで作型をずらしながら分割し、ほぼ5年4作の体系になるという。農協のぶどう部会の構成員は150名で、うち40名程度がハウス栽培を取り入れている。j氏は系統出荷のほかに個別販売も行っている。

2. 経営管理の状況及び資金利用

農業経営の中で必要としているまたは重視している情報としては、市況情報、気象情報、労働力確保に関する情報、さらに減農薬栽培や環境問題と関連した消費者のニーズに関する情報にも関心があるということであった。このうち気象情報については、ぶどう栽培は開花時に適切に「花をこしらえる」ことができるか1週間が勝負であり、この時期の正確な情報が重要であるという。また雇用労働力については、近くでは思うように確保できず、苦労している点である。減農薬栽培などの問題については、消費者のニーズが大きいことは分かるが、有機栽培・減農薬栽培等と称して流通・販売されているものが本当にそうなのか確かめようがなく、生産者と消費者の間で正確な情報がやり取りされていないのではないかと、という指摘をしていた。

経営と家計の分離に関しては、通帳も別にするなどして、普段からはっきり区分経理しているという。

資金利用に関しては、今までに土地改良費、農業用施設の建設・導入、災害復旧の各目的で利用している。このうち、樹園地の造成・ハウスの建設・暖房施設の導入については事業費約1千万円のうち300万円が自己資金であり、近代化資金を借入れて対応した。天災融資は干ばつに対するもので、100万円が上限で無利子というものであった。

現在の残高は建て替えたハウスの暖房施設への借入金と天災融資であり、合わせて 200 万円台、1 年間の返済額は利子込みで 50～100 万円となっている。

新規の投資については、ここ 1～2 年程度の間、200～500 万円の範囲内で倉庫の新築をしたい、資金は近代化資金を考えている、ということであった。

また、短期資金については、農協の営農貸越で資材費などをまかない、金額的にはピーク時で 200～500 万円の範囲であるという。また、農機具取扱会社でも同じ方法で貸越を利用しているという。

農業経営におけるリースの利用については、冬場の果樹園の堆肥入れにリース会社の建築用機械を借りるとのことであったが、リースというよりレンタルに近い形態とみられる。

農地と機械の資金借入の際の担保・保証人の条件の希望については「融資対象農地＋他の土地の担保」を選ぶという。農業信用基金協会の保証や保証人を余り考えないということは、なるべく自己完結で取組み、種々のコストはかけたくないという意向が強いためであろう。また、債権保全措置への要望については、農業施設の担保評価をしてほしいということであった。

3. 今後の展望と要望

J 氏は、ぶどう作についてはピオーネの市場性には自信を持っており、今までは関西中心の流通であったため、これからまだ関東の市場で伸びる余地があるものとみている。課題は販売の方法で、農協扱いには問題が多く、今後自ら販売ルートの開拓にも力を入れていきたいとのことである。流通に関連しては、最近行政の助成などもあって、高齢化への対応といった目的から各地で直売所などが非常に増加しているが、これは農作物の市場流通にも無視できない影響を与え、かえって専業農家の方が太刀打ちできないような状況が出ていることは問題ではないか、との指摘があった。

また、今後、この地域で農協の広域合併が計画されていることについては、地域が広がることでかえって農協任せになってしまい自分の生産物に責任を持たない人が増えてくるのではないかと、小さい農協の方が生産者間での競争心が生まれてよい、自信のある人は自ら販売に乗り出すだろうし、今後は農協内部の生産者活動については難しい面が増えるのではないかと、という意見であった。

(恒川 磯雄)

D 県 F 農協

1. 農協の概要

F 農協は、県中西部の中山間地帯に位置する人口約19千人のE市とF町、G町の3市町をそれぞれの区域としていた3農協が7年に合併して新設された農協であり、9年度末の組合員数は10,443人（うち正組合員は7,681人、4,720戸）である。

当農協では、地域農業の振興と豊かな地域社会の構築などを綱領に盛り込んで、地域農業改良普及協議会が9年に策定した「地域農業システムプラン」に基づき農業管理センターを設置して地域農業のマネジメントを行うことにしている。また、ライスセンターをはじめ育苗センター、堆肥センターなどの共同施設を設置して農家の営農を支援し、売れる米作りの推進に取組み、稲作と転作とを有機的に結びつける地域調整推進事業や県単制度とセットされた農協ハウスリース事業などを実施して特産野菜や果菜、果樹の振興に努めているという。9年度末の職員数は277名（うち57人が貯金業務を、12人が貸付業務を担当）である。

2. 地域農業システムプラン

管内の農業は稲作が基幹である。即ち、8年度の農業粗生産額は、米34億円、野菜7億円、果実5億円、肉用牛7億円、その他畜産5億円など約60億円であり、当農協の9年度の販売事業でも29億円のうち21億円が米である。

ただし、管内農家の1戸当たりの生産農業所得は、8年度ではE市519千円、F町731千円、G町861千円であり、全国平均を大きく下回っている。農業の担い手の高齢化・兼業化も進展している。地域市町でまとめられた21世紀の農業構造予測によると、「2001年には農家数、農業従事者、耕作面積のいずれも10%前後減少すると分析され、これと連動して農業粗生産額、農家所得の低下が進む」と指摘している。

管内農業の担い手の明確化、集落・営農区の活性化、地域の特徴を活かした産地づくりを柱とした総合的な対策を講じること、中山間地帯であるがための立地条件を克服する水田営農を再構築することが重要な課題となった。そして、地域農業・農村の活性化に向けて、農業改良普及センターを中心に地域行政など関係機関で地域農業改良普及協議会が組織され検討が進められた。同協議会は9年に、地区農業管理センターを設置し、同センターにおいて農地の貸借、農作業の受委託・集落営農の推進等集落営農の推進、担い手農家の育成、農作業受委託調整など地域農業のマネジメントを果たすという内容の「農業システムプラン」を策定した。当農協はこのプランに基づき、行政等関係機関と一体となって農業管理センターを設置し、地域農業の総合的なマネジメントの取組みを開始したのである。

3. 農協の信用事業

当農協の信用事業を9年度末で見ると、貯金は厳しい金融情勢の中で伸び悩み、前年同期と同水準の439億円に止どまっているが、貸付金は農家の経営資金等組合員ニーズに対して的確な資金供給に取組んだ結果105億円と前年度末に比べ8.1%の増加となり、貯貸率も23.9%に上昇した。また、当農協の余裕金の運用は、貯金が286億円、買入金銭債権が30億円、有価証券が32億円などとなっている。

なお、10年12月末での証書貸付金96億円を資金別にみると、市町村・地方開発公社等貸付（34億円）や住宅関係資金（18億円）、自動車・教育等の生活資金（9億円）などが主体を占め、農業資金は近代化資金4億円、公庫資金9億円、スーパーL資金やS資金の貸付はなく、その他制度資金が61百万円、制度資金以外の農業資金が2億円など16億円のみで証書貸付金の16.6%に過ぎない。また9年度貸付も近代化資金が88百万円、公庫資金が49百万円に止どまっている。公庫資金は集落単位で行われる基盤整備にかかる補助残融資が殆どであり、近代化資金は農機具購入資金が大半を占めているという。

近代化資金が使われない理由として承認手続上の問題が指摘された。E地区では審査会が毎月開かれていて問題はないが、F地区では年2回、G地区では年3回しか審査会が開かれず、農家の資金需要時期に合わせた貸付を行うことができない。このため農協ではつなぎ資金を農業経営資金の中に加味しているが、農家は借入手続きが2回となることを避け農業経営資金のみでの対応を選択してしまうという。また農機具購入資金にかかる経営規模の基準も指摘された。当県では近代化資金の農機具購入資金にかかる経営規模を、田植機やバインダーは80a以上、トラクターやハーベスター、貨物自動車などは120a以上、

コンバインや乾燥機は150a以上と定めて運用しているが、これでは小規模の兼業農家が希望する農機具を購入する際に利用出来ないという。

なお、当地域においては自己資金を有する農家は、昨今の低金利下にあっては資金を借入することなく自己資金で対応してしまう。従って資金借入農家はどうしても自己資金の乏しい農家に限られ、その殆どが他にも負債があるという。ただ、その割に延滞債権は少なく、10年12月時点の延滞債権は169百万円で証書貸付の1.8%程度であり、このうち1年以上の延滞案件は36件35百万円に過ぎない。これは、当農協が経営再建が可能な農家に対する固定化負債を負債整理資金を設けて対応していることにも原因があるという。因みに同資金の10年12月時点の残高は51件183百万円である。

4. 保証人・担保の徴求

当農協では、資金種類ごとに融資要綱を定めているが、各資金ごとの債権保全の内容は次の通りである。

まず、農地取得や農業生産施設の新設、農機具取得あるいは経営資金など農業経営に必要とする資金を貸付ける農業経営資金は「農業信用基金協会の債務保証要領の定めによるものとする。又は連帯保証人2名もしくは土地または建物（土地と建物）を担保とすることもできる」としている。また、信用貸付は「連帯保証人2名以上。担保は徴求しない」、不動産担保貸付は「担保は不動産とし、担保価格が時価額で融資額の1.5倍を満たしていること、および連帯保証人2名以上とする」、負債整理資金は「連帯保証人2名以上もしくは土地または建物（土地と建物）を担保とする」と各々定めている。そしてこの運用は、農機具ローンなどの小額貸付にあっては「保証人及び農業信用基金協会保証」で対応し、貸付金額が500万円を超える貸付に対しては「担保及び保証人及び農業信用基金協会保証」で対応しているという。従って、当農協での農業信用基金協会保証依存率は高いものとなっている。

当農協では300万円までの貸付は支所長権限で行っており、これを超える案件を本所で審査しているという。そして実務上の担保の扱いは、評価が容易なこと、換金性が高いこと、価値の変動が少ないこと、保管管理が容易なこと等の条件を具備したものであるか、仮登記や仮処分、仮差押・差押、抵当権、賃借権等の付着権利はどうか、などを調べた上で担保としての可否を判断している。そして農地や宅地の担保評価は、固定資産税評価額で評価し、土地は80%、農舎や畜舎等の農業施設を含めた建物は60%の掛け目を乗じて算出していること

いう。また担保充足率は、不動産担保貸付にあつては 150%以上とし、それ以外の資金は利息債権も考慮し 100% ~ 120%を目安として取扱っているという。

また、実務上の保証人の扱いは、個人に対する貸付は原則として 2 名以上を、法人または団体に対する貸付は原則として全役員の個人保証を徴求し、担保提供者も原則として連帯保証人とする扱いをしているが、その際には、原則として家族の徴求を避け（実際には保証人の 1 人を同居家族から徴求することもあるが）、一律的に 1 人当たりの保証能力を定めるのではなく、保証債務を十分に負担できる資産能力があるか、保証債務を確実に履行する信用力があるか、など個々の保証能力を判断した上で徴求しているという。

なお当組合では、農協取引が良好な者にあつては、担保・保証人徴求基準を満たさなくても貸付を行う扱いを行っており、そのようなケースはこれまでしばしば生じているという。ただし、これは早期是正措置が導入された現在では好ましくないと話していた。

5 . 債権保全策の緩和

当農協では、早期是正措置が導入され信用事業の健全化が求められる中で、いかに貸出伸長を図るかの工夫が必要となった。このため今後貸付にあつては、「農家の経営能力やその事業の将来性を積極的に評価し、債権保全は農業信用基金協会保証をより積極的に活用することとし、借入者からの担保や保証人の徴求は出来るだけ緩和したい」と考え、現在その方向で切替えようとしているという。

当農協では、従来から借受申込に際し、貸付効果や事業計画、資金繰表、収支計画、返済計画、さらに法人にあつては経営の概況書や過去 3 ケ年の決算書、最近の試算表および主要勘定明細書等も提出させているが、審査にあたる担当者はどうしても保全策を重視した審査となっていた。これを、これらの資料をもとに農家の経営能力や事業の将来性を見極めるように心掛けるように切換えた。しかし農協役職員に状況変化への対応意識がまだ出来ていないために苦しんでいるともいう。

なおこの切替えは、早期是正措置が導入されたこともあるが、さらに最近の環境変化に対応したものであるという。即ち、現在農地に対する価値観は従来の資産価値から農業生産の用に供する物としての価値観に変わりつつあり、農地の投資効果の低さから価格は極端に下落し、売買取引も冷え込んでいて、農地の換金性は乏しくなっている。現に担保処分には苦労している。競売しても落札しない。担当者としては保証人のみの方が扱いが楽だという。ただし世代交替とともに保証人に対する考え方も変化が生じていて、保証人徴求は従来に比べ困難化してきている。また現に徴求している保証人も高齢化していて、その者の経営が後継者へ変わったときの対応にも苦慮しているという。このような中で、農家が希望する資金を希望どおり供給するためには、農家の経営能力言い換えれば経営担保にたよらざるを得ないという。

6．経営担保重視への環境整備

本来、事業資金の償還財源はその事業収益であり、担保は万が一の備えに過ぎない。その事業が計画どおり達成され、その所得から借入金が償還されることが理想である。このため資金を提供する側においても、借入申込者の事業の趨勢を予測しながらの対応が必要となる。しかし、農業は自然条件に大きく左右され、かつ多くの農産物は生産過剰基調にあって、さらには国際化の中で価格が形成される。この中で借入者の将来の収益性を見極めるためには、高度の知識と判断力が必要となる。このため農協職員においてもエキスパートを育てなければならないと考えているという。

また、経営判断を行う材料として農家自体の経営把握が不可欠であるが、現状ではその面での不足が目立つという。農業経営者には当然に農業技術の向上が求められるが、同時に経営者としての意識と行動が求められる。経営体として効率的かつ安定的な経営を期するためには、簿記記帳を行って経営の現状を計数的に正確に把握し、分析し、さらには周囲の状況にも目を配りながら問題点を整理し、その改善に努めなければならないものと考えている。10年度税制改正において青色申告特別控除の内容が改正され「青色申告者が、不動産所得、事業所得にかかる一切の取引内容を複式簿記により詳細に記録し、この帳簿により作成された貸借対照表、損益計算書を確定申告書に添付し、申告期限内に提出した場合には、青色申告特別控除45万円が控除される。ただし貸借対照表を添付できない場合の青色申告控除額は、従来どおり10万円である」と改正された。農業経営者もこれを機会に簿記記帳を行ってくれるのではないかと期待しているという。

さらに、農家に対する関係機関の経営指導が不可欠な要素となるという。農業資金は概して長期の取引となるが、その間には色々な事態が生じてくる。いくら農業技術が優れていても対処できない事態も生じる。その際に適切な指導・助言がなければ農家は挫折してしまう。現に専業農家は価格低迷など厳しい農業環境の中で苦しんでいる。兼業農家は他に収入源が確保されていて影響度は緩和されるが、専業農家にはその手当てがないためモロに苦しい状態になる。農協はこのような農家に対し購買未収金を証書に書替えるなどの処理も行っているが、これでは負債が膨らんでしまう。これとともに農家の適切な経営指導が行われる体制と実践が必要である。農協は総合事業を行っており、農家の生産状況から販売、生活状況まで把握しようと思えば出来るはずであるが、現実にはそれぞれの部門が独自の計画のもとに行動していて横の連携が取れていないことから与信や経営指導の面で適切さを欠いていると指摘する。そして今後は、営農指導部門や経済部門、信用部門での連携を図りながら農家の融資後の経営状態を的確に把握し、指導・相談を行って、農家の育成、発展に努めようと考えているという。

最後に農業信用基金協会の保証基盤の強化・充実を図ることも必要であるという。当農協においても農業信用基金協会の債務保証を前提とした債権保全策の緩和を考えており、他の農協においても同様であろう。この期待に十分にこたえるためには、農業信用基金協会の現在の保証基盤は十分とは思われない。農家・農協のためにもより一層の充実が不可欠であるという。

7．新規就農者

農業の担い手の確保は不可欠であり、農協もこの問題を避けては通れないという。現に普及センターの指導のもとで農地を借りて営農を開始するという新規参加者がいて、運転資金の提供が農協に求められている。しかし、この者は他地区からの参加者であって営農実績がなく、技術的にもゼロの世界であり、担保はなく、融資に際しては保証人は取るつもりでいる

が果たして保証人を引受けてくれる人がいるかどうかも疑問であって、どの額まで融資が可能なのかの見極めに苦慮しているという。

なお一般論ではあるが、安易・無計画な新規参入では困る。新規就農者に対する十分な研修システムが不可欠である。また、ある程度の自己資金が準備できている者でなければ対応できない。運転資金などの資金手当など様々なリスクが農協丸抱えでは困る。市町村の損失補償等の手当ても必要ではないかと話していた。

また、当県では県単制度として稲作転換対策事業があり、当農協においても約50戸の農家がこの制度を利用して、農協よりハウスのリースを受けて施設野菜の栽培に取り組んでいる。このような制度が新規就農者向けにもできれば経営開始時の設備投資が軽減されるのではないかということであった。

(尾崎 賢寿)

農家 k

1. 経営の概況

k氏は、E市において120aの水稲経営に加え、ビニールハウス20棟、3,600㎡の施設でホウレン草を主体とした施設野菜の栽培を行っている。当経営の農業従事者は3.2人という。これは現在k氏が農協の営農指導員として勤務していて、農作業が朝晩や休日利用に止どまり、両親と妻が中心となって農作業を行っているためである。

同氏は、昭和40年代後半に稲作転換作物として施設野菜を選択した。当初は抑制トマトの栽培を始めたが、これは連作障害が発生し失敗に終わった。このため農協や農業改良普及センターとも相談し現在のホウレン草を主体とした作目に変換した。当初は10棟強のハウスで経営を開始し、徐々にハウスの増棟を行って現在の規模となったという。

当経営は、ホウレン草が中心で年8回転の周年栽培を行っており、農業所得は稲作所得が約120万円、施設野菜の所得が約1,200万の約1,300万円であり、所得率は35%であるという。これに給与と所得550万円を加えた1,700万円強が同氏の世帯の所得合計となる。そして、現在の経営内容は順調に推移しているという。

当経営では、農業資材は全て農協購入であり、生産物の販売も地区内の施設野菜栽培農家約50戸と共同し、農協を通し県内や近県、近畿等の市場に出荷しているという。

ただし、k氏は現在の農協販売事業の在り方について不満を持っていた。農協は確立した販売ルートを持たず、市況情報の収集も不十分である。これでは有利な販売は期待出来ない。これは施設野菜の販売に限ったことではない。農協はもっと販売事業の充実を図るべきだと指摘していた。

2. 経営管理

当経営においては、営農計画をたて、それに沿った営農を行っており、簿記記帳も行っており、経営日誌も記し、領収書等の関連資料も整理していて、経営状態も常に把握しているという。「経営者として当然のことだ」とk氏はいう。また当経営での税務処理については、税理士に委託して行っているという。

また、k氏は現在家にパソコンを導入しているが、これは子供が利用している程度で経営面では一切使用していないという。その理由は、ホウレン草主体の単純な経営であり、栽培管理サイクルも定着し、取引頻度もさほど多くない現状で、規模的にも経営分析の必要性は薄く、税理士への支払いも年7万円ですらほど負担ではないとの認識からであるという。なおk氏は、数年後には畜産部門を導入した経営内容に変換する計画を持っており、その際には経営内容が複雑となり、部門別の経営分析が必要となるため、その際にはパソコンを利用した記録、分析を行うことを考えているという。

3. 借入金の状況

当経営では、施設野菜の栽培を開始する際でのビニールハウス施設は、県単制度である稲作転作対応制度(リース)を利用して対応したという。また最近でもハウスの増棟は行っているが、これもこの制度を利用して対応していて、施設資金を要しないし、リース料の支払いも年5万円程度に止どまっているという。

また、ハウスのビニール張替えは2年半程度のサイクルで更新していて年に100万円程度の費用がかかっているがこれは自己資金で対応しており、肥料等農業資材の購入代金の支払いも経営の中で回転させていて、現在の借入金残高はないという。

なお、県の稲作転作対応制度とは、転作希望農家が経営開始に必要なビニールハウス等の施設を取得する際に、その施設を県、市町村及び農協がそれぞれ1/3ずつ拠出して取得し、これを農協負担額である取得価格の1/3で一旦農協資産として計上し、これを農家に5年間リースする。そしてリース期間終了後に農家に無償譲渡（農協は償却処理）するというものである。そしてこの制度でのリース料は、農協が経理処理した額をリース期間に応じ分割した額であるという。従って、稲作転換を図る農家は、転換に際しての施設資金が不要となる。k氏はこの制度を活用することによって経営転換を図ることが出来た。

新部門への経営拡大希望者や新規就農者に対してもこのような方式を採用すれば、それらの者の初期投資が軽減され、計画実施が容易となると話していた。

4．経営規模の拡大

k氏は、2～3年後に農協を退職し、農業に専任する計画を持っている。

この計画は、ハウスを増棟し施設野菜の規模拡大を図るというのではなく、施設野菜や水稲経営は現状のままとし、これに黒毛和牛340頭程度の肥育経営を加味することを考えているという。これは畜産部門での所得確保もあるが、畜産部門で生成される堆肥を施設野菜に施すことによって同部門の生産性を高める目的で計画しているという。

そして畜産部門開始に際しては、素畜は農協の預託制度を利用する予定としていて、その費用の準備は不要であるが、畜舎の建設やダンプの購入資金として1,000万円強の費用が必要となるという。ただし、その際の資金手当てとしてどんな資金を活用するかについては未定であるとのこと。

なおk氏は、資金借入に際しての担保提供や保証人徴求については当然のことと理解しているが、一般論として「補助事業や制度資金においてはいろんな基準が設けられていてその基準をクリアーするためにどうしても過剰投資となり、それが経営に悪影響を与えている」と見ており、畜産経営を始める際の設備は「過剰投資とならないようにしたい」という。また規模拡大に伴う後継者問題については、自身がまだ50才と若いこともあって現段階では特に考えていないという。因みに息子さんは現在公務員として恒常勤務を行っており、農業を行う意思はないと見ているとのこと。

(尾崎 賢寿)

農家 1

1. 経営の概況

1氏は現在65歳で、G生産販売協同組合（以下、「生産販売組合」という）の組合長をしている。農家1の経営は、梨園が1.9haで、梨の専業経営である。水田が95aあるが他へ貸し出している。また、町の認定農業者になっている。労働力は経営主夫婦2人、ほかに雇用が時期により3～10人程度あり、年間で250万円程度の人件費を支払っている。労賃の1日当たり単価は5,300円とのことなので、単純計算では年間のべ約470人日となる。春の、交配や袋掛けの作業時期が特に忙しく、雇用労働も多くなるという。後継者については、現在息子が県内他市で勤務しており、農業経営を継ぐかどうかは今のところ分からないとのことであった。

前年と比べた平成10年の経営実績、今後の経営の見通しともに「変わらない」ということである。全体にここ4～5年間は経営実績に大きな変化はなく、農業所得の水準は概ね600万円前後で推移しており、所得率は35～40%程度とのことである。

2. 経営管理の状況及び資金利用

経営管理面では、パソコンは特に利用していない、また、経営を改善するための情報については、市況情報、気象情報、労働力確保に関する情報の3点が特に重要であるとの指摘であった。市況について重視しているというのは、1氏が生産販売組合の組合長の立場もあるものと見られる。気象については、農作業との関係で詳細な情報が必要とのことである。労働力に関しては、その確保が難しくなっている点が経営上の課題ということであるが、これは梨経営に限らず季節性の強い露地型の耕種・園芸部門の農業経営では全国的に共通の課題でもある。また、後述の通り生産販売組合では直売所も経営しており、その要員の確保も季節性が強いとみられる。

経営内部での資金管理については、利益が出た時に積立てを行っているが、家計面との区分は特にしていないということであった。農業経営に関する資金の借入については現在の残高合計は約800万円で、内訳は公庫資金（農地等取得資金）200万円（当初借入額は700万円）、近代化資金（農機具）300万円、それに最近購入したスピードプレーヤー（SS；乗用自走式防除機）の300万円、これは農協プロパー資金である。また、今後の資金借入れの予定としては、現在補助事業によって梨園の高継ぎ更新と棚の作り直しをしており、その補助残を近代化資金で150～200万円程度借入れることになっているという。SSのプロパー資金300万円については、近代化資金は県のSSの融資基準（利用面積）に達しないために認められなかったとのことであった。当地は梨生産地としてはかなりの規模を誇っているが、その中でも比較的規模の大きなk氏の経営であっても必要不可欠なSSが近代化資金の融資対象とはならないということは基準の設定がやや硬直的であるように思われる。

農業経営においては、リースは利用していない、運転資金は特に必要としていない（営農貸越は別）とのこと。また、融資を受ける際には、融資対象の土地を別とすればあとは農業信用基金協会の保証のみで十分であり、それ以外に担保や保証人は不要との考えであった。したがって、債権保全措置の改善に関しても、農業信用基金協会保証だけで済むようにしてほしいとのことであった。

3. 梨の生産・販売について

生産販売組合は任意組合で、現在組合員は68名、産地全体での梨園面積は約50haで共選共販率は100%であるという。梨の主力品種は二十世紀で9割を占めている。売上げについては、組合としては5億円を目標に取組んでおり、10年度はこれに近い額を達成したという。もっとも7～8年前の最高時には5億6千万円を超えたこともあったが、その後低下した。そして平成10年は久しぶりに業績が良かったとのことである。

生産販売組合の特徴の一つは、県内の著名な観光地に近接した立地条件を生かしていることであり、直売所での売上げ割合が大きいことである。約4割が直売所関係で販売され、直接の売上げが1億～1.5億円、訪れる人は2～2.5万人、さらに贈答用の売上げが約9千万円あるという。生産販売組合としても学校や事業所などに宣伝活動を行い、観光バスも多数受け入れている。直売・直送以外では県内の主要市場への出荷が主であるが、一部は東京の高級果物店などへも出している。

この産地を支える内部的要素として触れるべき点として、技術指導の体制がしっかりしていることがあげられる。これは生産販売組合の指導部が担当しており、指導員は組合員の中から技術水準が高く人望のある人5名が任命される。指導員には生産販売組合で手当も出している。生産はすべてこの技術指導の下に行われており、各生産者の技術水準は相当程度に高位平準化しているとみられる。

梨の生産者は全体に高齢化が進み、若い人は少ないとのことであり、これは産地の今後の問題点である。最近脱サラをして県外から新規就農した若い人がいたが、家庭の事情で郷里へ帰ることになったという。この人は新規就農の際に400万円を借入れたが、短期間で一括返済し、120万円のSSも自己資金で一括購入したといい、当地での梨経営の収益性がかなり高いことを示している。このことは、販売面で産地の体制ができており生産技術も確立・標準化され技術指導の体制もしっかりしていれば新規就農者であっても経営的に成り立ちうること、しかしその一方でこうした条件があっても真に地元に着するのにはむずかしいことも同時に示しているように思われる。

(恒川 磯雄)

第4章 経営体の管理能力の向上等の手法の検討

- 法人経営の実態分析 -

1. 目的

(1) 法人経営の育成・支援

効率的・安定的な経営体を育成することは農政の重要な課題であり、具体的には、個別経営体の育成と組織経営体の育成が図られてきた。経営の法人化はこの観点から推進されている。

(2) 経営体の経営管理能力の向上に有用な手法を検討し提供する。

法人の経営者は自ら経営管理能力を向上させることが必要である。

経営管理では「計画 - 実行 - 評価」(Plan - Do - See)を行うことが重要となる。

本調査では経営者自らが行う「計画 - 実行 - 評価」の手法を検討することとする。

(3) 本年度調査は法人経営の実態分析に力点を置く。

次年度以降の手法検討にあたって問題点を整理する。

2. 分析内容

(1) 法人経営と個人経営を財務面で比較・分析。

比較することにより法人経営の特色・問題点を把握する。

(2) 比較・分析する項目(表1)

ア) 経営規模・労働力などの基本的数値(経営の概要)

イ) 単位当り売上高など生産性を示す数値(生産性指標)

ウ) 農業所得率など収益性を示す数値(収益性指標)

エ) 長期借入金比率など安全性を示す数値(安全性指標)

(3) 比較・分析するに当たっての留意点

法人経営と個人経営の生産性・収益性を比較・分析するにあたり、法人経営の「経常利益 + 構成員給与」を法人経営における「農業所得」と見なして個人経営と比較している。

(4) 比較・分析に用いたデータ

営農類型：稲作・北海道酪農・都府県酪農・養豚一貫

法人：「貸付先経営動向把握調査（注1）」における法人データ（平成7～9年度実績）

個人：「平成9年度農家資金借入動向調査（注2）」の「経営安定化のための資金管理手法」の中で示した個人データ（平成7～8年度実績）

3. 分析結果

法人経営の特徴は、以下のとおりである。（各営農類型ごとの分析結果は表以下のとおり）

(1) 経営の概要

ア) 経営規模が大きい。

法人経営は個人経営に比べて2～3倍程度経営規模が大きくなっている。

稲作経営においては、水稲作付面積（自作地＋借地）が少ない規模階層ほど経営面積（自作地＋借地＋作業受託面積）に占める作業受託面積の割合が大きくなっている。

イ) 構成員数（家族従事者）・常時雇用労働力が多い。

法人経営は個人経営に比べて1.5倍程度構成員（家族従事者）数が多い。

常時雇用労働力について、個人経営はほとんど導入していないのに対し、法人経営は経営規模が大きい規模階層ほど積極的に導入しており、

雇用労働力により規模拡大を実現している。

(2) 生産性

ア) 単位当り売上高（農業粗収益）・付加価値率は個人経営とほぼ同等にある。

規模の拡大に伴う生産性の低下は見られず、個人経営と同レベルの生産性を維持している。

イ) 構成員（家族従事者）当り売上高（農業粗収益）・農業所得が高い。

構成員数が少なく経営規模が大きいためスケールメリットの効果が発現されている。

(3) 収益性

ア) 稲作経営においては、個人経営と比較して農業所得率が低い。

個人経営に比べ常時雇用労働力が多いため雇用労賃が拡大したことにより経費が増加している。

売上高に占める雇用労賃の割合

法人経営平均 11.1%

個人経営平均 2.4%

稲作以外の営農類型の法人経営は個人経営とほぼ同程度の農業所得率となっている。

イ) 減価償却費率・支払利息率は個人経営とほぼ同程度となっている。

(4) 安全性

ア) 長期借入金比率（売上高に占める長期借入金の割合）が高い。

稲作以外の営農類型では個人経営に比べ長期借入金比率が約 1.5倍高くなっている。これは、経営規模の拡大に伴い必要となる設備投資などを借入金で対応していることによるものと思われる。

また、上記(3)のイで示したとおり、支払利息率が法人・個人間で大きな差がないことから、構成員から無利息もしくは低利の借入を行っているケースも考えられる。

イ) 自己資本比率が低い。

都府県酪農以外の営農類型では10%を下回る水準となっている。

構成員からの資金調達を増資ではなく借入金で処理している可能性がある。

個人経営を上回る農業所得を上げながら、法人経営としての内部留保の充実に結びついていない。

以上をまとめると

(1) 常時雇用を活用することによって経営規模の拡大に繋げている。

(2) 単位当たり売上高及び農業所得率を個人経営とほぼ同水準で確保する一方、構成員当たり経営規模が大きいため、構成員当たり売上高・農業所得が大きくなっている。

但し、稲作経営においては、個人経営と比較して低い農業所得率となっているが、スケールメリットを活かし、個人経営よりも高い構成員当たり売上高・農業所得を確保している。

(3) 個人経営を上回る農業所得を上げていながら内部留保を行わず、資本調達を外部（借入金）に依存する傾向が強い。

4. 今後の課題・対応

法人経営は、個人経営と経営規模や常時雇用の有無等の点で大きく異なるため、経営を評価する際にも法人経営に適合した基準を設ける必要がある。

このため次年度以降は、「農家資金借入動向調査」で行った資金繰りの善し悪しによる個人経営の指標作りなどを参考にしながら、法人経営の改善に役立つ指標作りを行っていくこととしたい。

(注1) 農林漁業金融公庫が平成元年から融資先に対して毎年実施している調査。融資先が経営環境の変化にどのように対応しているか継続的に調査を行い、融資業務の運用改善や融資先に対するアフターケア等に活用することを目的とし、全国1,800経営体に対し実施している。

調査内容は財務調査・意向調査からなり、営農類型ごとに集計されている。

(注2) 財団法人農林水産長期金融協会が農林水産省経済局から受託して平成7～9年度にかけて実施した調査。

調査内容は資金借入に関する農家へのアンケート、現地実態調査及び「経営安定化のための資金管理手法」からなり、本調査の前身となる。

この「経営安定化のための資金管理手法」の分析データとして注1の「貸付先経営動向把握調査」のデータを利用している。

表1 分析に用いた項目

区分	項目		単位	計算式など
	法人	個人		
基本データ				
	経営規模		ha, 頭	水稲作付面積, 常時経産牛頭数, 繁殖雌豚頭数
	作業受託		ha	全面受託面積+(耕起, 田植, 収穫に係る部分作業受託延面積) ÷ 3 (稲作のみ)
	経営面積		ha	水稲作付面積+作業受託面積 (稲作のみ)
	構成員数	家族従事者数	人	構成員常時従事者(家族専従者)+構成員補助者(家族補助者) ÷ 2
	常時雇用労働力		人	
	売上高	農業粗収益	千円	
	うち作業受託料金収入		千円	(稲作のみ)
	経常利益		千円	
	構成員給与		千円	生産原価構成員給与+販管費構成員給与
	農業所得(経常利益+構成員給与)	農業所得	千円	経常利益+生産原価構成員+販管費構成員給与
	長期借入金残高		千円	
	長期借入金元金償還額		千円	
生産性指標				
	単位当たり売上高	単位当り農業粗収益	千円/単位	(米, 生乳, 肥育豚)販売代金 ÷ 経営規模
	構成員1人当り売上高	家族従事者1人当り農業粗収益	千円/人	(米, 生乳, 肥育豚)販売代金 ÷ 構成員(家族従事者)
	構成員1人当り農業所得	家族従事者1人当り農業所得	千円/人	
	付加価値率		%	付加価値(注) ÷ 総売上高(農業粗収益) × 100
収益性指標				
	農業所得率		%	{(経常利益+構成員給与)農業所得} ÷ 総売上高(農業粗収益) × 100
	減価償却費率		%	(生産原価減価償却費+販管費減価償却費) ÷ 総売上高(農業粗収益) × 100
	支払利息率		%	支払利息 ÷ 総売上高(農業粗収益) × 100
安全性指標				
	長期借入金比率		%	長期借入金残高 ÷ 総売上高(農業粗収益) × 100
	償還元金比率		%	長期借入金元金償還額 ÷ 総売上高(農業粗収益) × 100
	自己資本比率		%	資本 ÷ 総資本 × 100

注) 付加価値 = 売上高(農業粗収益) - (飼料購入費+自給飼料生産費+衛生費){酪農}

= 売上高(農業粗収益) - (飼料購入費+繁殖素豚購入費+衛生費){養豚一貫}

ア) 稲作(表2)

a) 経営規模

法人経営を規模階層ごとに比較した場合、経営規模が小さい階層ほど経営面積に占める作業受託面積の割合が高くなっており、10ha未満規模階層ではその割合が6割を超えている。また、法人経営と個人経営を平均で比較した場合、作業受託面積の割合は法人で約3割なのに対し、個人経営では約2割となっている。

b) 労働力

構成員数・常時雇用労働力ともに経営規模の大きい階層ほど多い傾向にある。また、構成員数は5人前後を境に上げ止まるが、不足する労働力は常時雇用労働力で賄っている。

1人当たり経営面積について法人経営と個人経営を平均で比較した場合、法人経営は8.3haと個人経営の4.7haを上回っている。

c) 損益状況

売上高は経営規模が大きい階層ほど大きくなっており、経営規模の小さい階層ほど売上高に占める作業受託料金収入のウェイトが高くなっている。

経常利益はすべての規模階層でマイナスとなっており、経営規模が大きいほどマイナス幅は大きくなっている。

これに対し農業所得(経常利益+構成員給与)を見た場合、すべての階層でプラスとなっており、経営規模が大きいほど高くなっている。

d) 生産性指標

単位当たり売上高はいずれの規模階層とも大きな違いはなく、経営規模の如何に係わらず土地生産性は維持されている。構成員1人当たり売上高・農業所得は経営規模が大きいほど高くなっている。

e) 収益性指標

減価償却費率・支払利息率は経営規模が大きいほど低い傾向にある。

これに対し、農業所得率について法人経営と個人経営とを比較した場合、法人経営はいずれの階層においても個人経営より低くなっており、特に30ha以上規模階層については17.2%となっている。この主な原因の1つとして、売上高に占める雇用労賃の割合が法人経営(11.1%)は個人経営(2.4%)に比べ高くなっていることが挙げられる。

f) 安全性指標

長期借入金比率は経営規模が大きいほど低くなっている。しかし、30ha以上規模階層を除くいずれの規模階層においても個人経営よりも高い水準となっている。

償還元金比率についても20～30ha規模階層を除いて個人経営より高い水準となっている。

また、自己資本比率は10～20ha規模階層でマイナスとなるなどいずれの階層においても10%を下回っている

表2 稲作経営分析結果

区分	項目		単位	法人経営平均					個人経営 総平均
	法人	個人		10ヶ月前未満	10～20ヶ月前	20～30ヶ月前	30ヶ月前以上	総平均	
	サンプル数		件	22	61	28	31	142	347
基本データ	水稲作付面積（借地面積を含む）		ha	7.1	14.8	23.1	48.7	22.6	9.9
	作業受託（全面受託面積＋耕起，田植，収穫に係る部分受託延面積÷3）		ha	12.7	5.8	6.8	14.5	9	2.4
	経営面積（水稲作付面積＋作業受託面積）		ha	19.8	20.6	29.9	63.2	31.6	12.2
	構成員数（専従者＋補助者÷2）	家族従事者（専従者＋補助者÷2）	人	3.2	3.2	5.1	4.5	3.8	2.6
	常時雇用労働力		人	0.5	0.6	1.4	4.6	1.6	0.1
	売上高	農業粗収益	千円	25,143	42,154	66,213	135,517	64,645	18,950
	うち作業受託料金収入		千円	5,639	4,636	5,677	10,768	6,335	1,638
	経常利益		千円	-719	-1,565	-2,266	-4,866	-2,293	-
	構成員給与		千円	5,669	9,460	13,378	24,373	12,901	-
	農業所得（経常利益＋構成員給与）	農業所得	千円	4,950	7,895	11,112	19,506	10,608	5,979
	長期借入金残高		千円	35,128	49,988	76,523	103,127	64,519	22,989
	長期借入金元金償還額		千円	2,674	7,103	6,326	10,091	6,916	2,680
生産性指標	単位当り売上高（作付面積）	単位当り農業粗収益（作付面積）	千円/10ha	159	166	162	176	167	168
	構成員一人当り売上高	家族従事者一人当り農業粗収益	千円/人	4,069	8,676	10,549	23,441	11,555	8,135
	構成員一人当り農業所得	家族従事者一人当り農業所得	千円/人	1,541	2,787	3,069	5,204	3,177	2,598
収益性指標	農業所得率 { 農業所得 ÷ 売上高 (農業粗収益) × 100 }		%	21.2	20.7	21.7	17.2	20.2	33.2
	減価償却費率 { 減価償却費 ÷ 売上高 (農業粗収益) × 100 }		%	13.3	15.6	10.9	11.2	13.4	15.9
	支払利息率 { 支払利息 ÷ 売上高 (農業粗収益) × 100 }		%	3.4	3.9	3.5	2.5	3.4	4.0
安全性指標	長期借入金比率 { 長期借入金残高 ÷ 売上高 (農業粗収益) × 100 }		%	166.2	140.5	128.5	73	127.4	125.8
	償還元金比率 (長期借入金元金償還額 ÷ 農業所得 × 100)		%	58.9	74.5	50.6	59.5	64.2	55.7
	自己資本比率		%	7.9	-0.5	4.2	6.6	3.3	-

イ) 北海道酪農(表3)

a) 経営規模

法人経営と個人経営を平均で比較した場合、法人経営は161頭と個人経営の3倍以上となっている。

b) 労働力

法人経営と個人経営を平均で比較した場合、法人経営の構成員は4.9人と個人経営の2倍弱大きくなっており、常時雇用労働力は1.8人となっている。

c) 損益状況

売上高・構成員給与・農業所得(経常利益+構成員給与)はいずれも経営規模が大きいほど高くなっている。

経常利益については、常時経産牛200頭未満の各規模階層でマイナスを計上しているものの、それ以上の階層では黒字に転換している。

d) 生産性指標

単位当り生産性はいずれの規模階層でも大きな違いはなく、経営規模の如何に係わらず1頭当りの生産性は維持されている。

構成員1人当り売上高・農業所得は経営規模が大きいほど高い傾向にあるが、付加価値率は経営規模が大きいほど低い傾向にある。

e) 収益性指標

農業所得率・減価償却費率は経営規模が大きいほど高くなっている。

支払利息比率について法人経営と個人経営とを比較した場合、法人経営は200~300頭規模階層を除いて個人経営よりも低い水準となっている。

f) 安全性指標

長期借入金比率は100~200頭規模階層をピークに規模拡大とともに低くなっているが、個人経営総平均よりも高い水準になっている。

償還元金比率について法人経営と個人経営とを比較した場合、平均ではほぼ同水準にあるが、法人300頭以上規模階層では23.3%と個人経営平均に比べ低い水準にある。

表3 北海道酪農経営分析結果

区分	項目		単位	法人経営平均					個人経営総平均
	法人	個人		100頭未満	100～200頭	200～300頭	300頭以上	総平均	
	サンプル数		件	14	22	13	4	53	51
基本データ	常時経産牛頭数		頭	72	130	241	378	161	49
	構成員数(専従者+補助者÷2)	家族従事者(専従者+補助者÷2)	人	3.1	4.1	6.2	10.6	4.9	2.7
	常時雇用労働力		人	0.3	2.5	1.3	4.3	1.8	0.0
	売上高	農業粗収益	千円	52,521	111,405	176,247	284,637	124,829	32,805
	経常利益	-	千円	-1,015	-5,187	9,189	13,518	853	-
	構成員給与	-	千円	7,786	14,916	27,182	51,216	18,781	-
	農業所得(経常利益+構成員給与)	農業所得	千円	6,770	9,729	36,371	64,734	19,634	5,396
	長期借入金残高		千円	48,446	144,802	229,173	344,428	155,110	26,858
	長期借入金元金償還額		千円	4,497	6,616	31,135	18,726	12,984	2,659
生産性指標	単位当り売上高(常時経産牛頭数)	単位当り農業粗収益(常時経産牛頭数)	千円/頭	658	659	647	646	655	669
	構成員一人当り売上高	家族従事者一人当り農業粗収益	千円/人	15,526	25,576	26,188	20,321	22,675	13,463
	構成員一人当り農業所得	家族従事者一人当り農業所得	千円/人	2,220	2,773	6,009	5,942	3,660	2,094
	付加価値率{付加価値÷売上高(農業粗収益)×100}		%	59.8	55.2	61.5	51	57.7	59.7
収益性指標	農業所得率{農業所得÷売上高(農業粗収益)×100}		%	11.7	10.5	20.8	22.5	14.2	16.2
	減価償却費率{減価償却費÷売上高(農業粗収益)×100}		%	17.2	22.8	15.9	15.6	19.1	14
	支払利息率{支払利息÷売上高(農業粗収益)×100}		%	2.7	3.6	5.2	3.1	3.7	4.0
安全性指標	長期借入金比率{長期借入金残高÷売上高(農業粗収益)×100}		%	102.5	147.2	131.9	125	130	87.4
	償還元金比率{長期借入金元金償還額÷農業所得×100}		%	51.8	59.4	73.4	23.3	57.9	58.7
	自己資本比率	-	%	5.7	9.8	7.7	6.3	7.9	-

ウ) 都府県酪農(表4)

a) 経営規模

常時経産牛頭数について法人経営と個人経営を平均で比較した場合、法人経営は116頭と個人経営の約3倍となっている。

b) 労働力

構成員数について法人経営と個人経営とを平均で比較した場合、法人経営で4.1人と個人経営の約1.5倍となっている。

また、常時雇用労働力について法人経営と個人経営とを平均で比較した場合、法人経営で1.6人と個人経営を大きく上回っている。

c) 損益状況

経常利益については経営規模が大きいほど高い傾向にある。

農業所得(経常利益+構成員給与)について法人経営と個人経営とを比較した場合、法人経営は個人経営の約3倍となっている。

また、長期借入金残高・長期借入金償還額は経営規模が大きいほど高い傾向にあり、法人経営と個人経営を平均で比較すると長期借入金残高で約5倍長期借入金償還額で約3倍法人経営のほうが高くなっている。

d) 生産性指標

単位当たり売上高は100~200頭規模階層でやや低くなっているものの大きな違いはなく、法人経営と個人経営を平均で比較した場合も大きな差は生じていない。

また、構成員1人当たり売上高・農業所得は経営規模が大きいほど高い傾向にある。

付加価値について法人経営と個人経営を平均で比較した場合、法人と個人との間で大きな違いは見受けられない。

e) 収益性指標

農業所得率は300頭規模階層でやや低くなっているが、法人経営と個人経営とを平均で比較した場合、法人経営は個人経営に比べやや高い状況となっている。

減価償却費率・支払利息比率についても規模階層によりややばらつきがあるが、法人経営と個人経営を平均で比較するとほぼ同水準となっている。

f) 安全性指標

長期借入金比率は 200～ 300頭規模階層で 118.7%と高い割合になっており，法人経営は個人経営に比べて借入金に依存する傾向が強い。

これに対し，償還元金比率について法人経営と個人経営とを平均で比較した場合，法人経営は個人経営よりも低い水準にある。

また，自己資本比率については，200～ 300 頭規模階層で21.2%と高くなっている。

表4 都道府県酪農経営分析結果

区分	項目		単位	法人経営平均					個人経営 総平均	
	法人	個人		100頭未満	100～200頭	200～300頭	300頭以上	総平均		
	サンプル数		件	27	19	4	4	54	103	
基本データ	常時経産牛頭数		頭	61	120	229	357	116	41	
	構成員数(専従者+補助者÷2)	家族従事者(専従者+補助者÷2)	人	3.7	4.4	5.9	3.8	4.1	2.8	
	常時雇用労働力		人	0.8	1.8	3.5	4.5	1.6	0.1	
	売上高	農業粗収益	千円	65,555	110,936	223,875	353,341	114,568	34,376	
	経常利益	-	千円	3,328	2,585	10,910	12,840	4332	-	
	構成員給与	-	千円	8,562	15,282	32,580	22,659	13,750	-	
	農業所得(経常利益+構成員給与)		農業所得	千円	11,890	17,867	43,489	35,498	18,082	5,653
	長期借入金残高		千円	57,750	92,703	262,598	304,461	103,497	20,789	
	長期借入金元金償還額		千円	4,333	6,473	15,908	13,226	6,602	2,414	
生産性指標	単位当り売上高(常時経産牛頭数)	単位当り農業粗収益(常時経産牛頭数)	千円/頭	874	820	877	895	857	831	
	構成員一人当り売上高	家族従事者一人当り農業粗収益	千円/人	15,171	24,693	33,605	95,214	25,816	13,515	
	構成員一人当り農業所得	家族従事者一人当り農業所得	千円/人	3,037	4,570	7,447	9,197	4,359	2,251	
	付加価値率{付加価値÷売上高(農業粗収益)×100}		%	54.6	57.2	63.1	53.2	56.1	55.9	
収益性指標	農業所得率{農業所得÷売上高(農業粗収益)×100}		%	19.3	16.3	19.5	10.8	17.6	17.1	
	減価償却費率{減価償却費÷売上高(農業粗収益)×100}		%	12.3	15.6	15.3	17.5	14.1	14.2	
	支払利息率{支払利息÷売上高(農業粗収益)×100}		%	2.0	1.5	3.4	2.8	2.0	2.5	
安全性指標	長期借入金比率{長期借入金残高÷売上高(農業粗収益)×100}		%	91.7	83.5	118.7	85.3	90.3	61.5	
	償還元金比率(長期借入金元金償還額÷農業所得×100)		%	39.3	34.3	45.9	63.4	39.8	65.7	
	自己資本比率	-	%	7.0	16.9	21.2	5.0	11.4	-	

エ) 養豚一貫 (表5)

a) 経営規模

常時繁殖雌豚頭数について法人経営と個人経営とを平均で比較した場合、個人経営の140頭に比べ法人経営は367頭と約3倍となっている。

b) 労働力

構成員については、200頭未満規模階層の2.6人と600頭以上規模階層の3.9人と約1人の違いしかないが、常時雇用労働力については600頭以上規模階層で11.2人と大きくなっている。また、法人経営と個人経営とを平均で比較した場合構成員数で約1人分法人経営のほうが多くなっているが、常時雇用労働力では法人経営が3.6人となっており、個人経営の0.8人を大きく上回っている。

c) 損益状況

売上高・経常利益・構成員給与・農業所得(経常利益+構成員給与)のいずれも経営規模が大きいほど高くなっている。また、法人経営と個人経営とを平均で比較した場合、売上高・農業所得(経常利益+構成員給与)とも法人は個人の約3~4倍大きくなっている。

d) 生産性指標

単位当たり売上高は400~600頭規模階層でやや低めになっているものの大きな違いはなく、個人平均とも差は少ない。

これに対し、構成員1人当たり売上高・農業所得は規模拡大にしたがって増加しており、個人経営平均と比べた場合構成員1人当たり売上高で約1.3倍、構成員1人当たり農業所得で約2倍法人経営が大きくなっている。

e) 収益性指標

個人経営平均に比べ農業所得率・減価償却費率・支払利息率とも法人経営平均は悪い水準となっているが、いずれも経営規模が大きくなるほど低くなる傾向にある。

f) 安全性指標

個人経営平均と比べた場合、長期借入金比率・償還元金比率とも個人経営に比べ高い水準にあり、借入金依存の傾向が強い。

また、200頭未満規模階層では自己資本比率がマイナスになっている。

表5 養豚一貫経営分析結果

区分	項目		単位	法人経営平均					個人経営 総平均
	法人	個人		200頭未満	200～400頭	400～600頭	600頭以上	総平均	
	サンプル数		件	36	48	25	22	131	47
基本データ	常時繁殖雌豚頭数		頭	133	293	474	789	367	140
	構成員数(専従者+補助者÷2)	家族従事者(専従者+補助者÷2)	人	2.6	3.7	3.7	3.9	3.4	2.4
	常時雇用労働力		人	0.5	1.9	4.9	11.2	3.6	0.8
	売上高	農業粗収益	千円	83,711	178,655	271,361	509,128	225,755	77,883
	経常利益	-	千円	185	10,291	12,799	20,712	9743	-
	構成員給与	-	千円	9,377	18,675	18,906	23,125	16,911	-
	農業所得(経常利益+構成員給与)	農業所得	千円	9,563	28,966	31,705	43,837	26,654	7,496
	長期借入金残高		千円	66,827	130,238	218,576	396,007	174,303	36,442
	長期借入金元金償還額		千円	7,088	11,945	15,573	27,314	13,884	5,443
生産性指標	単位当り売上高(繁殖雌豚頭数)	単位当り農業粗収益(繁殖雌豚頭数)	千円/頭	600	594	509	570	576	595
	構成員一人当り売上高	家族従事者一人当り農業粗収益	千円/人	32,922	53,560	71,986	119,133	62,417	48,532
	構成員一人当り農業所得	家族従事者一人当り農業所得	千円/人	3,958	7,765	7,920	11,294	7,341	3,844
	付加価値率(付加価値÷売上高(農業粗収益)×100)		%	44.1	44.3	43.2	45.8	44.3	43.4
収益性指標	農業所得率(農業所得÷売上高(農業粗収益)×100)		%	11.5	15.3	12.9	8.9	12.7	13.3
	減価償却費率(減価償却費÷売上高(農業粗収益)×100)		%	9.4	9.8	8.2	8.3	9.2	6.9
	支払利息率(支払利息÷売上高(農業粗収益)×100)		%	2.2	2.8	2.9	2.7	2.7	2.3
安全性指標	長期借入金比率(長期借入金残高÷売上高(農業粗収益)×100)		%	84.9	84.4	101.8	76.4	86.5	51.5
	償還元金比率(長期借入金元金償還額÷農業所得×100)		%	90.2	76.5	65.0	61.6	75.7	53.5
	自己資本比率		%	-9.7	8.0	6.6	10.7	3.3	-

第5章 まとめ

今年度は3カ年を単位とする委託調査の初年度で、貸出審査における担保・保証人等の徴求状況を中心に4つの調査検討を行った。結果はそれぞれ第1～4章で報告し、各章に要約ないしまとめを掲げたので繰り返さない。ここでは全体を通して問題点と思われる事項を指摘して総括としたい。

1. 農家の投資態度について

アンケート調査、訪問調査ともに、今年度も依然として農家の資金需要は振るわず、農協の貯貸率は低位にある。とくに農業長期資金の貸出状況は悪い。調査ではこの辺の本当の原因を究明する項目はたてていないが、農業生産が振るわないのだから設備投資が増えるわけがないと言えばそれまでである。消費低迷、輸入農産物増加の狭間で国内生産が低迷し、したがって資金需要が少ないという構図は誰にもわかっていることである。

しかし小さい原因かもしれないが、農家の投資態度が変化し、固定資産投資は極力抑える、なるべく借金はしない、補助金にも誘惑されないと言うように、投資、負債、補助事業に対する現場の考え方が変わってきたことも資金需要減退の一因として無視できない。これは一種、バブルの反作用で、負債固定化、借金地獄の経験から「あつものに懲りてなますを吹く」面がないでもない。農家もそうだが、第一線にいる農協が必要以上に貸出しに慎重になっているケースもある。焦げ付きが尾を引いている畜産地帯ではこの傾向がとくに強い。

しかし資金需要が低下しても、農家、農協が投資効率を考え、償還可能性を考えて慎重になっているなら、財務堅実化の方向として評価すべきではないか。投資限界、負債限度をわきまえ、自分で畜舎を建てたり、中古の農機具を買うといった節約意識が高まることは、安心して貸せる経営づくりになっているし、やがて徴求条件の緩和の土壌づくりにもつながってくると考えたい。

2. 徴求条件の緩和について

今年度の調査の主題は、担保・保証人の徴求実態の解明とその緩和条件の検討であった。調査の結果、徴求実態は資金の種類により貸付金額によりまた地域によってかなり幅があるものの、一定の傾向はつかめたと思う。

特徴的なのは今後の債権保全措置について「強化する」と答えた農協が全体の48.3%、「これまでと変えない」32.6%と合わせると、80.9%が原則的な答えをしており、依然として「旧守派」の勢力が強い(第1章、図14)。しかし「債権保全措置を弾力化する」が11.6%ある他、「政策性の強い制度資金についてのみ弾力化する」が7.4%あって、計19%とわずかではあるが方向を変えたいとしている農協があることが注目される。

問題はその中身である。「強化する理由」を自由記入で答えて貰ったところ、「担保物件の価値の低下」「保証人の資力低下」「自己破産の増加」等、背景についての答えが多かったが、具体的強化策として「審査の強化」「農業信用基金協会保証の活用」「担保物件の適切な評価」等が目立った。一方、「弾力化する理由」を明確に答えた農協は少なく、「個人保証には限界がある」を除けば、多くが弾力化の具体策を挙げている。「弾力化の内容」(複数回答)では「農業信用基金協会保証の活用」に65.2%、「経営能力、将来性を積極評価」に47.8%の農協が丸印をつけている(同、図15)。「農業信用基金協会保証の活用」が強化、弾力化の両方の具体策となっているところが注目される。

弾力化の方向を示唆した農協を選んで行った訪問調査で、弾力化の具体策を聞いたところ、大筋は経営能力、経営実績、収支・償還計画、事業の将来性等の経営的条件を考慮し、他の保全措置と総合勘案して融資するとのことであった。判断に当たっては支所の担当者、支所長の意見を重視するとの答えもあり、やはり総合判断には農家をよく知っている現場の判断が欠かせないようである。

「強化する」も「弾力化する」も個人保証が困難になり、物的担保の価値が低下し、今までと同じ条件では貸せなくなっているという背景認識では大差がなく、したがって農業信用基金協会保証の活用という同じ対策が両方から出てくる。「経営担保」も未確立で、物的担保に対抗しうるものではなく、現状ではせいぜいそれを補完するに過ぎない。「弾力化」が「強化」と明確に区別できる内容を具備するまで、模索を続けざるを得ないのではないか。

3. 経営管理能力の評価について

農家アンケートの中で多くの農家が経営者能力を評価し、担保、保証人徴求を緩和してほしいと要望していた。物的担保の価値が低下し、また保証人になって貰うのが難しくなっている現状では、当然の要望であろう。しかしそれを言うためには、農家自身、経営管理を強化し、経営者能力を高める努力が今一步必要なのではないか。

今回、経営管理の比較的整っている農家を選んで貰って調査したが、パソコン簿記を含めて簿記帳はほぼ全戸で行われていたものの、青色申告、経営分析、法人化、家族経営協定といった経営管理水準のメルクマールと思われる事項についてみる限り、この経営なら当然と思われることが未履行であることが多かった。農協の融資態度が硬直的であってはならないことは勿論であるが、経営内容を見てほしいと胸を張って言える農家が少ないことも現実である。

経営能力を評価したいという答えにも様々なニュアンスがあって、ズバリ経営者能力を言っているのもあれば、人物・人柄と言う客観性の乏しい答えもあった。またこれまでの経営実績や今後の収支・償還計画、さらに経営の将来性と言った可能性を含めているようにとれる回答もあった。担保不足を補うためとか、総合勘案の一要素程度ならともかく、担保としてもっと高い価値を与えるのなら、「人」なのか「システム」なのか「可能性」なのか、審査基準として耐えるようにもう少し客観性を与える必要があるだろう。

4. いわゆる「経営担保」について

アンケートや訪問調査の中で担保・保証人の徴求に代わるものとして「経営能力」や「将来性」という言葉がしばしば出てきた。物的担保に対して「経営担保」と言うべきであろう。その具体的内容として調査から読みとれるのは、実現可能な経営計画（収支計画、償還計画）、過去の経営実績、経営管理能力、人柄等であった。中には農協らしく農協の利用実績（農協全利用）をあげるところもあった。調査の突っ込み不足もあり、経営担保が物的担保に代わるものなのか、その不足を補うものなのか、あるいは「総合勘案」する中の一部分なのかは必ずしもはっきりしない。おそらく突っ込んで聞いても、未だ「経営担保」の中身、使い方について自信をもって明言できる農協は少ないのではないか。

農協アンケートで「債権保全措置が不足している場合でも貸付けした理由」を聞いたところ「農協との取引がこれまで良好」「経営実績がよく経営能力が高い」「収支・償還計画が妥当」という答えがとくに多かった（第1章，図13）。いわば「経営」を信用して担保不足を補ったということで，やはり経営担保はそれだけで貸せるという扱いではなく，補完的な役割になっているようである。

さらに経営担保は貸出し時点の判断材料とするだけでよいのかという問題がある。貸出時の判断が正しければ，それだけでリスクが回避されるわけではない。経営という無形のものを担保とする以上，その後のリスクを回避するアフターケアが必要となろう。つまり

貸付農家の動向を絶えずモニターし，必要に応じて指導助言する指導体制を伴わなければ，債権を保全することは難しい。

貸付後の経営を事後管理するにはまた一定のノウハウが必要であろう。それは貸付審査とは異なるもので，作柄や市場条件の動的な変化の中で，リスクの接近を察知し，それを回避する具体的指導と連動していなければならない。作柄や市場価格の変動が農家経済に今どの程度の損害を与え，経営計画がどの程度破綻しているかを推定できるシステムをもつ必要がある。畜産の場合，少なくとも素畜，飼料，畜産物の3つの価格条件の変化を追跡し，経営が今どのような状況にあるかを知ることは机上でもある程度可能である。

こう考えると経営担保は，農家，農協がともに望みながら，未だ条件の十分熟さないままに願望的に語られているに過ぎないことがわかる。しかしこれを否定するのではなく，育ててゆかなければならない。とくに人的結合体である農協の場合，農協らしい与信とは何かを突き詰めてゆけば必ずここに突き当たる。経営担保とは単に「人」を信用するだけでなく，それを裏付けるシステム，体制と一体であるとするなら，それができるのは農協以外には考えられないからである。

5．紙数は少ないが，「経営体の管理能力向上等の手法」を検討する前作業として，今年度は法人の経営データを個人のそれと作物別に比較するという作業を試みた。稲作，酪農，養豚の3作目に限られているが，法人決算をこれほど集めたデータは少なく，それを同次元で個人と比較したものはなお少ない。

法人化することで財務諸表が整い，経営内容が明確になると考えるには早計である。法人の経常利益は家族法人では意味を持たない。そこで家族従業員の賃金を加えて実質所得に換算したり，付加価値で見たりすると，家族経営と同次元で収益性を比較することができる。しかし貸借対照表については法人の自己資本比率が1桁台と異常に低くなっている。母胎経済（個人）から法人へ現預金を移動せず必要時に貸付ける法人がほとんどであるため，本来元入金となるものが長期借入金で処理されているため，法人化によって経済が二重化され，実体がわかりにくくなっているのである。こういう意味からも経営財務を見抜く手法の開発が待たれるわけで，今回の分析はその第一歩に過ぎない。

（新井 肇）

